偏見・差別から 慮(おもんぱか)る社会へ

~差別解消法施行後1年目の実態アンケート調査結果報告~



(イラスト:父の夢 利用者)

(2018年) 平成30年1月

福島県知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会

もくじ

はじめに 人権・倫理委員会委員長 古川 彰彦 ・・・・・・・・・	Ρ	1
実態調査の依頼文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	2
実施された「障害者差別解消法施行後の実態調査アンケート」用紙・・・・・	Ρ	3
実施された「障害者差別解消法施行後の実態調査アンケート」回答用紙・・・	Ρ	4
【差別解消法施行後実態調査の結果】		
問1 日常生活で「障がい」を理由に差別を感じたことがありますか? ••••	Ρ	8
問2 「はい」と答えた方へ 差別の内容を具体的にご記入下さい。 ・・・・	Ρ	9
問3 日常生活で嬉しかった合理的配慮や助かった支援 を経験したことはありますか? ・・・・	Р	48
問4 「はい」と答えた方へ 合理的配慮の内容を具体的にご記入下さい。 ・・・・	Ρ	49
問5 障害者差別解消のため、どんな支援・合理的配慮が 地域社会に必要でしょうか。 ・・・・	Ρ΄	104
【資料編】		
① 障害者差別解消法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ΄	149 158 176
人権・倫理委員による編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ΄	196

はじめに

差別をされて嬉しい人は誰もいません。差別をして心から喜ぶ人もいないでしょう。 しかし、世の中には歴然と「偏見や差別」が横行し、今現在も悲しい思いをしている人 は大勢います。偏見や差別がない世の中を誰もが望んでいるにもかかわらず・・

「障がい者」も昔から公然と差別されてきていました。しかし、障がいある当事者の 運動や関係者の長年の努力により世の中は少しずつ変わろうとしています。

日本の国は障害者権利条約(障害者の尊厳と権利を保障するための条約)を 2014年1月20日付けで条約に批准しました。加えて日本の法律として、障害者基本法第4条で差別の禁止「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定しています。そして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が 2016年(平成28年)4月に施行されました。障がいある方達の人権を護る法律です。

そこで、当委員会では、障がいある方々が地域生活される中で、その現状を把握するために「障害者差別解消法施行1年後の実態調査アンケート」を実施し障害者への差別や合理的配慮がなされなかった実例、反対に「こんな合理的配慮がなされて良かった、助かった、嬉しかった」実例、「これからは、こんな合理的配慮をして欲しい」という「期待」も含めたアンケートを平成29年9月に実施いたしました。

アンケート回答者は障害ある当事者 396 人、家族 655 人、職員 661 人、合計 1,712 名にご協力を頂きました。その内、日常生活で「障がい」を理由とした差別を感じた人は約26%で、上位3つは①買い物②食事・トイレ③移動(通勤・バス・電車等)でした。

一方、合理的配慮や助かった支援を経験したことがあった人は45%で、その場所の 上位3つは①買い物②食事・トイレ③施設・福祉サービス事業所でした。

多くの方々が、地域の方々と出会う買い物や食事、トイレ等で差別も受けていましたが、反対に同じ場所で合理的配慮や親切な対応をされる人達とも巡り会っていました。

「偏見・差別」は障がい者だけではなく、人種間や男女間、学歴、貧富差・・等々実に様々な場面や状況で生じます。しかし、誰でも「偏見や差別」を受けいて「幸せ」な人はいません。同じ「人」である相手を思い図り、その人の人権を尊重することが、誰にとっても大切です。合理的配慮の「慮」一文字の音読みで、『「おもんぱか」る』と読みます。「慮る」は人に対して「おもいはかる」ことが、語源です。障がいあるなしにかかわらず、人への思いやりと優しさが大切です。

この実態調査アンケートのご回答を、差別解消のための貴重なデータとして皆様方に ご参考にしていただき、共に偏見や差別のない社会をめざして、これからもお互いに相 手を「慮れる」未来をめざし、作り上げていきましょう。

> 福島県知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会 委員長 古川 彰彦

福島県知的障害者福祉協会 会員・準会員 各 位

> 福島県知的障害者福祉協会 会 長 古 川 敬 (公印省略) 人権・倫理委員会 委員長 古 川 彰 彦

福島県内の全会員事業所における 「障がいある利用者への意思決定支援実例集」並びに 「障害者差別解消法実態調査アンケート」作成について(依頼)

晩夏の候、会員の皆様はますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成29年3月31日に厚生労働省より「意思決定支援ガイドライン」が出されました。また、7月4日には日本知的障害者福祉協会から「意思決定支援ガイドブック」が発刊され、今後ますます活発な話し合いが成される事と思います。

福島県人権・倫理委員会は「福島県内の障害者施設利用者への虐待を未然に防止し、人権が擁護された支援の周知と 拡充及び安心して支援できる事業所体制の向上を図ること」を目的とし発足して、6年目となりました。平成29年4 月現在、当協会会員104カ所中、80ヶ所に人権擁護委員会等が設置されています。各施設職員が障がいある利用者の 方に対して、どんな時も「人権が護られた支援」を正々堂々と明るく、笑顔で出来るようにしたいものです。

さて、標記の件でございますが、一昨年、昨年と県内の各施設の皆様にご協力を頂き「意思決定支援の実例集~私の事はあたりまえに自分で決めたい。手伝ってね!!~」の冊子を発行することができました。この実例集は、県内に留まらず各都道府県や厚労省及び関係機関からも参考にしたいとのご要望が多くありました。「実践の中に真理あり」です。各施設の日常的な支援の実践や実例の中に、「意思決定支援」の様々な要素(カテゴリー)が凝縮されている事が、2年間の実例集で分析され、可視化されました。

そこで、昨年に引き続き人権・倫理委員会では、「意思決定支援の実例」を各施設からご提供頂き、その類似性や特徴及び共通点を分析した実例集を作成することになりました。各事業所の職員一人ひとりが、日頃の支援を振り返り、実例の作成や実例をスタッフ間で協議することにより、今まで気づかなかった「発見」や、「改善策(統一的支援等)」が見出され、それにより、日常的に意思決定支援の実践が成されるかと思います。この一連のプロセスこそが虐待を未然に防ぐ支援、並びに本人主体の積極的な人権擁護につながる良い機会になることを期待します。

加えて、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され1年が経過しました。しかしながら、障がいある方への差別・偏見はいまだ根強く、地域一般の市民へこの法律が周知されていない現状があります。そこで現状を把握するために、障害者差別解消法施行1年後の実態調査アンケートを実施し、障害者への差別や合理的配慮がなされなかった実例、反対に「こんな合理的配慮がなされて良かった、助かった、嬉しかった」実例も自由筆記で記入して頂き、実態をまとめた結果を皆様にご報告したいと思います。

つきましては、「意思決定支援実例」並びに「障害者差別解消法アンケート」の報告用紙にご記入頂き、メールにて 9月29日までにご送信下さい。事務局にて集計し、「実例報告書」につきましては、委員会でも検討の上参考までに「委員会考慮ポイントカテゴリー」を加えて、実例集をまとめ、平成30年1月の「虐待防止責任者・管理者等研修会」に てご報告する予定です。ご協力、宜しくお願い致します。

(お問い合わせ先) 福島県人権・倫理委員会 事務局 おおぞらの夢内 担当 松原 TEL 024-557-2804 mail: oozora@muse.ocn.ne.jp

へいせい ねんどしょうがいしゃさべつかいしょうほうしこうご じったいちょうさ 平成29年度障害者差別解消法施行後の実態調査アンケート



※【提出期限: 平成29年9月 日までにご回答ください】※

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

しょうがいしゃきべっかいしょうほう しょう (障害者差別解消法)が施行されました。

- ※1 ここでいう「差別」とは 障 がいを理由に差別されたことや、権利や利益を 侵害されたこと。又は合理的な配慮(※2)がなされなかったことを指します。
- ※2 「合理的配慮」とは、障がいのある人とない人が平等な機会を確保できるように、その人の障がいの状態や、性別、年齢などを考慮した変更や調整、

この「障害者差別解消法」が施行され1年が経ちました。 障がい者への差別を無くし、 もいまで他の人と同じ権利があることを法律で示したものです。しかし、 障がいある人への偏見や 差別はまだあり、地域の一般市民にこの法律が知られてない現実があります。

※アンケートの内容では人や固有名詞が特定されない様に留意いたします。

しょうがいしゃさべつかいしょうほうしこうご じったいちょうさ かいとうょうし障害者差別解消法施行後の実態調査アンケート回答用紙

□には**✓**をご記入ください。

	アンケート	かいとうしゃ	とうじしゃ 口当事者	□ 家族	口職員	љ <u>[</u>		
^{とい} 問 1	にちじょうせいから日常生活	。 らで「障が	い」を理由とした差	^{べっ かん} 皀別を感 じた	ことがあ	らりますか	0	
		はい	□ いいえ					
^{とい} 問 2	問1で「	はい」と落	えた方にうかがいま	きす。 障 がし	vを理由	とした差別 とした差別	っ がん 川を感じた (のは
	どのような	ょ 場面ですれ	か。その内容につい	て具体的にこ	きにゅうくだ ご記入下	さい。(複	^{すうかいとうか} 数回答可)	
*i\ (例)	4外食労	きってんいん この店員かり	ら、騒がしいからと	しょう 障 がいを 理	っっ 由に、店	がら出さ	れた。	
	お店の	こべゃ 小部屋か店	ったべぎか の壁際だと落ち着く	、ので、席を た	^{いどう} 移動させ	たで欲しか	った。	
	れい (例)	のように <u>該</u>	とう 当する項目の番号を	きさい を記載した後	_{ないよう} に内容を	きご <mark>記入下</mark>	さい。	
	うもくばんごう)							
1	lpjls (でです。 2)移動(通	^{きんつうがく} ぱ サ でんしゃ 勤通学・バス・電車	。 (等) ③買し	。 い物	④食事・	と い れ トイレ	
⑤	れじゃー」 レジャー	´せっ ぷー 施設(プー	る からぉゖ ぇぃゕ ル・カラオケ・映画	ise i等)⑥地域(ip jahh 住民 (ではくはく さき かん おん かん		
(8)	しせっ ふく 施設・福祉	しき - ぴ サ ! 业 サービス :	^{じぎょうしょ しちょうそんやり} 事業所 ⑨市町村役	くば '場 ①のその(た 也			
ばんごう 番号	荷処で	^{だれ} 誰から	^{ないよう} 内 容	3		どうして欲	吹しかった	
		I						

(例)	③買い物	のレジで店	貴から、財布か	いらの支	。 払いが遅いとき	に、後ろに待ってるお	^{き (}	
Γ	「しばらくお待ち下さい」と笑顔で話しかけ、支払いを待ってもらった。							
れ (何	、) のよう	^{がいとう} に <u>該当する</u>	^{こうもく} ばんごう き 項目の番号を記	^{きい} 記載した着	sと ないよう 後に内容をご記	^{ゅうくだ} 人下さい。		
(こうもく 【項目	(ばんごう) 番号】							
1	sk 職 (2	である。 2 移動(通	^{きんつうがく} ぱょす 勤通学・バス・	でんしゃなど 電車等)	③買い物	4食事・トイレ		
5	れじゃーし レジャー が	´セー。 ゚゚ - 施設(プー.	^ぁ ・カラオケ・	ぇぃゕ゙など 映画等)	まいきじゅうみん ⑥地域住民	⑦宿泊先		
8	しせっ ふく 施設・福祉	しさ - ぴ す! 业サービス	事業所 ⑨市町	****	⑩その他			
_{ばんごう} 番号	グで	^{だれ} 誰から	^{ない} 内	s う 容		ここが嬉しかった		

問3 日常生活の中でうれしかった合理的配慮や、周りの対応で良かった、助かった

問4 問3で「はい」と答えた方にうかがいます。合理的配慮を受けてうれしかった

支援や配慮を経験したことはありますか。

対応はどのような場面でしたか。

はい

□ いいえ

その内容について具体的にご記入下さい。(複数回答可)

問5 障害者差別を解消するためには、どんな支援や合理的配慮が地域社会に必要でしょうか。項目番号ごとに分けて、自由にご記入下さい。

こうもくばんごう 項目番号	ない 内 容

ご協力ありがとうございました。

差別解消法施行後実態調査の結果

問1	日常生活で「障がい」を理由に差別を感じたことがあ りますか?
	•••••• P 8
問2	「はい」と答えた方へ 差別の内容を具体的にご記入下さい。
	P 9
問3	日常生活で嬉しかった合理的配慮や助かった支援を経 験したことはありますか?
	••••• P 48
問4	「はい」と答えた方へ 合理的配慮の内容を具体的にご記入下さい。
	P 49
問5	障害者差別解消のため、どんな支援・合理的配慮が地 域社会に必要でしょうか。
	•••••• P104

[※]人権・倫理委員会では、下記のアンケートの中で特に重要または注目すべきポイントと思われる ご回答に、太文字、二重下線を引いて表記しています。

差別解消法施行後実態調査の結果

1 調査対象

福島県知的障害者福祉協会加盟事業所における当事者・保護者・職員 等

2 調査方法

福島県知的障害者福祉協会 事務局よりメールにて依頼

3 依頼期間

平成29年8月28日(月)~9月29日(金)

4 依頼件数及び回答件数

64事業所/104事業所(61.5%)

- 5 調査項目
 - 1 日常生活で「障がい」を理由とした差別を感じたことがありますか。
 - 2 日常生活で嬉しかった合理的配慮や助かった支援を経験したことはありますか。
 - 3 障害者差別解消のため、どんな支援・合理的配慮が地域社会で必要でしょうか。

アンケート回答者

当事者	396人
家 族	655人
職員	661人
合計	1,712人



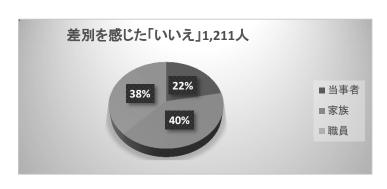
【問1】日常生活で「障がい」を理由とした差別を感じたことがありますか?

口はい

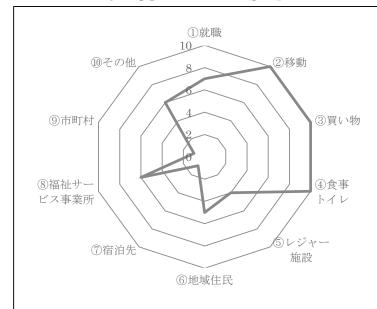
当事者	64人
家族	163人
職員	206人
合計	433人



□いいえ	当事	事者	265人
	家	族	490人
	職	員	456人
	合	計	1, 211人
	職 合		

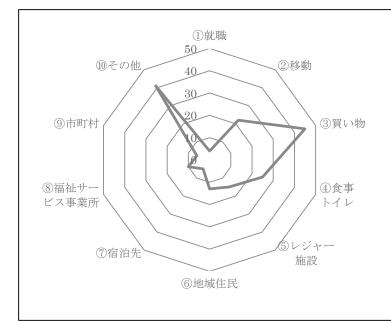


差別された場所 カテゴリー分類図(各種)



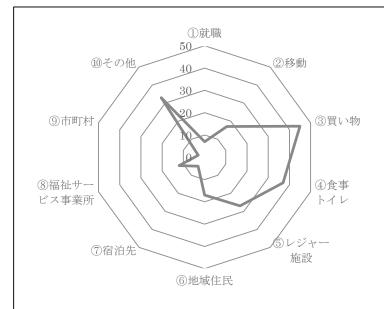
当事者 (60件)

- ②「移動」、③「買い物」、④「食事・トイレ」最も多く見られる。
- ・次いで①「就職」が多くみられる。
- ⑦「宿泊先」、⑨「市町村」については少なかった。



家族(186件)

- ・③の「買い物」が最も多く見られる。
- 次いで④の「食事」、②の「移動」多くみられる。
- ①「就職」、⑦「宿泊先」、⑨「市町村」については少なかった。

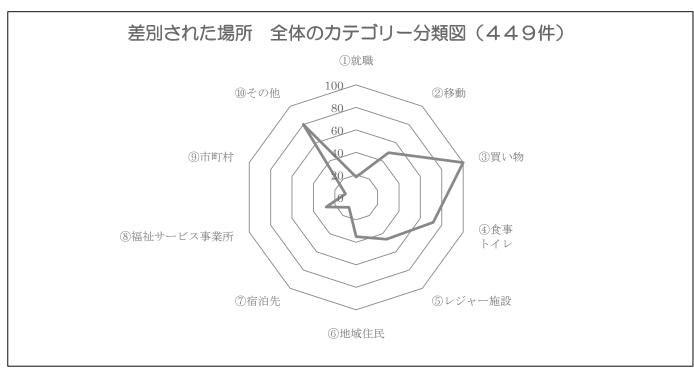


職員(203件)

- ③「買い物」が最も多く見られる。
- 次いで④の「食事・トイレ」、⑤「レジャー施設」が多くみられる。
- ⑨「市町村」体制、⑦「宿泊先」については少なかった。

差別された場所 全体カテゴリー分類図

各種カテゴリー数						
カテゴリー	当事者	家族	職員	全 体		
①就職	7	4	7	18		
②移動(バス・電車等)	10	22	17	49		
③買い物	10	45	45	100		
④食事・トイレ	10	25	37	72		
⑤レジャー施設	4	15	27	46		
⑥地域住民	5	13	17	35		
⑦宿泊先	1	5	5	11		
⑧福祉サービス事業所	6	10	12	28		
⑨市町村	1	6	3	10		
⑩その他	6	41	33	80		
合計	60	186	203	449		



【全体の傾向】

- ・③の「買い物」が最も多く実践されていた。
- 次いで⑩「その他」、④「食事・トイレ」が多く見られた。
- ・ ⑨「市町村」、 ⑦「宿泊先」については、 少なかった。

①就職 ②移動(通勤・バス・電車等) ③買い物 ④食事・トイレ ⑤レジャー施設(プール・カラオケ・映画等) ⑥地域住民 ⑦宿泊先

⑧施設・福祉サービス事業所 ⑨市町村役場 ⑪その他

【問2】問1で「はい」と答えた方にうかがいます。差別の内容を具体的にご記入ください。 ≪必要に応じ枠を挿入、付け足して下さい≫

【当事者】 回答者数 59人

	【当事	<u> </u>	凹合有致	7 59人	
ΝO	番号	何処で	誰から	内 容	どうして欲しかった
1	1	職場	職場の 先輩	職場の先輩が言うことは絶対で、何でも 「はい」と言うことを聞かなければならな かった。そういった我慢などから不安定に なり精神障がいを発症してしまった。	もっと優しく教えてほしかった。
2	1			障がい者を受け入れてくれる就職先が少ない。	就職先を増やしてほしい
3	1	職場	<u>社長</u>	<u>ホッペを叩かれたり、足で蹴られたりし</u> <u>た</u>	嫌な思いをした。止めて欲し <u>かった</u>
4	1	職場	<u>社長</u>	<u>社長が飲んだ勢いで、私を棒でたたいた</u>	<u>やめて欲しかった</u>
5	1	バス内	運転手	バスから降りる際、割引を受ける為に療育 手帳を見せても何の反応もなく、早く降り るよう急かされた。	きちんとした対応をしてもら いたかった。
6	1	前の就 職先	職員	<u>陰口や悪口を言われた</u>	悪口や陰口はやめてほしい
7	1	家	祖母	一般の会社に就職したいと思っているが、 祖母に無理だと言われた。今でも納得でき ていない。	分かった振りして決めつけないで欲しい。理解できるように説明して欲しい。
8	2	バス	他の客	楽しくて浮かれ過ぎると、うるさいと注意 される。	話を聞いて欲しかった。
9	2	バスで 通勤時		高校生に変な目で見られたことがある	もう少し優しくしてほしい
10	2	自宅	シー運	介護タクシーを使ったらいいんじゃないかと言われた。電話で予約しようとしたら、なかなか言葉が出せずにいると「忙しいんだから」と言われて切られた。	普通に利用したかった。
11	2		運転手	車椅子対応のバスに乗ろうとしたら、運転手に「乗るのはいいけど、車椅子を押すことは出来ないので、誰か手伝ってくれる人を連れて来てください。」と言われ、乗れなかった。(福島県外です。)	ながらの歩行は出来たので、 少しの距離を車椅子だけ移動

			運転手	バフに垂って 声換了の田宗なしておらう	ご迷惑なのは承知です。そう
12	2		建牧士	バスに乗って、車椅子の固定をしてもらう 時に「めんどくせぇ。」と言われた。	と述るなのは承知です。そう 思っても声に出されるのは悲 しいです。
13	2	バス車 内	高校生	座席に座っていたら「どけ」と言われて、 立ったまま乗って行った。	運転手に注意してもらいた かった。
14	2	電車	乗客	・楽しくなり落ち着かなくなった利用者がいた際に静かにするよう訴えてきた。謝罪し説明するも訴え続き、席を移すか降車するかを言われた。	大きな声で話している方々も
15	2	バス	バス運 転手	バスに乗り、まだ席につかないうちに発車 し怖かった。	席に着いたことを確かめてから発車してほしかった。
16	2	道路に て	小•中 学生	「障がい者」と言われ聞こえるように悪口 を言われた。	言ってほしくなかった。
17	2	バス	小学生	バスで通学の時、頻繁にからかわれてい て、数人にいじめられていた。	周りの人たちに注意してもら いたかった。
18	2	登下校 の時	乗車し ていた 人達	子どもが座っているといなくなる。	自然にして欲しかった。
19	2	旅行中	一般の 方	バスの中で、足の障害のため移動がゆっくりになってしまったときに <u>「障害者は連れてこなければいいのに」</u> と言われ傷ついた。	
20	2	電車内	ていた	大声を出し、落ち着かない男性が一人で 乗ってきた時に、みんな驚き、側を離れ た。	確かにどうして良いか分から ないと思うが、普通にして欲 しかった。
21	2	タク シー	運転手	障害者と分からず、病人と間違えられ、タ クシーに乗らないでと言われた。	長時間乗るのではないので、 目的地まで乗せて欲しかっ た。
22	2	バス停 駅 理容室		少しの段差に乗り降りが大変、玄関出入 り、階段が大変	段差のない設備
23	2	路線バ ス	運転手	足の歩行が困難が方が、バスに乗ろうとした際、時間がかかった為か「早く乗ってください」と荒い口調でアナウンスしていた。	
24	2	電車内	他人	電車内で「じろじろ」見られ、「ひそひ そ」話で注視される。	じろじろ見ないで欲しかっ た。
25	2	駅周辺	通行人	突然声をあげてしまって驚くのは分かる が、何度も振り返って見られた。	気にせずに歩いて行って欲し かった。

26	2	バス	運転手	手帳を見せても違う方向を見ていた。支払 いは半額で済んだが・・・。	ちゃんと見て欲しかった。
27	2	移動	周りの 人	バスなど乗ったときに、太っているため、 周りの目が気になる。	普通にそっとして欲しかっ た。
28	2	バス	乗客	ちょっとでも声を出すと、チラチラ、ずっと見られる。乗客同士がおしゃべりしている方がうるさいと思う。	
29	2	電車	学生	「じろじろ見るな」と言われた。	そっとして欲しかった。
30	2	タク シーの 中で	運転手	息子が自閉症でこだわりがあるので、同じ 道を通ってほしいことを伝えたら、嫌な顔 をされた。	
31	3	スーパー	店員	周囲に聞こえるように、大声でバカにした 口調で障害者であることを言われた。	普通の接客をして欲しかっ た。
32	3	スーパー	他の客	声を出して喜んでいたら、ジロジロ見て 通ったり、戻ってきてまた見ていったりさ れた。	慣れていないから珍しがると 思う。小学校の道徳に取り入 れて欲しい。
33	3	スー パー	お客様	財布からの支払いが遅くじろじろ見られ た。	もう少し、温かい目で見て欲しい。
34	3	スー パー		息子が奇声をあげてしまった時に何度も見られ、嫌な顔をされた。	知らないふりをして欲しかっ た。
35	3	スー パー	買い物 に来て いた周 りの人	娘をチラッと見て、コソコソ話をされた。	普通にしていて欲しかった。
36	3	書店	店員	レジ清算時、嫌な顔をされたり、見下した 態度をとられた。	レジで対応が遅くても笑顔で 待って欲しかった。
37				買い物に行った時、子供が車イスに乗って 店内を見ていたら、店の中にいた子供たち が不思議そうにジロジロ見ていた。	
38	3	スーパー	店員	清算時、商品を手に取って店員に手渡そうとしたら不機嫌になり、迷惑がられた。その店員がいると並べなくなった。	
39	3	デパート	店員 (男)	服の購入(少しよい服)しようと、三階 の入り口で店員に入らないようにと言わ れ、親子共、否定されたような気分にな る。	<u>希望のものを聞いて欲しかっ</u> <u>た。</u>

		店	お客様	じろじろ見られることが時々ある。	無視して欲しい。
40	3				
41	3	お店	お客様	娘が私に話しかけている時、ずっと冷たい 視線で見られている時がある。	さりげなく聞き流して欲しい。
42	3	スー パー トイレ	買い物客	体が大きく声が出るので、振り返られたり、じーっと不思議そうに見られる。	普通にしていて欲しい。
43	3	スーパー	親子	振り返って見る。後を付いてくる。親がじ ろじろ見ていると、子も一緒に見ている。	親が「だめよ」と教える。知 らんふりして欲しい。
44	3	買い物 先	地域住 民	買い物に並ぶと、わが子を避けていくよう なことがある。	普通にしていて欲しい。
45	3	本屋	レジ係	マニュアル通りの受け答えなのか、返答できないでいると何回も同じことを繰り返される。	
46	3	スー パー トイレ 食堂等	周りの 人	なんとなく周囲の人々に気を遣う。	普通にして欲しい。笑顔で接 して欲しい。
47	3	買い物		差別を受けないように場所など選んでいる (1件)	
48	3	書店	店員さん	お金を小銭で出していた時、嫌な顔をされた。	後ろには待っている人もいな かったので待っていて欲し かった。
49	3	コンビニ	店員	いつも行っていて顔見知りの店員が飲み 物を購入した際わざとおつりを渡してく れなかった。おつり下さいと言い出せな かった。	きちんと渡してほしかった。
50	3	レンタ ル店	店員	返却の際、延滞の内容がよく分からなかっ た。	丁寧に教えて欲しかった。説 明が足りないと感じた。
51	3	スーパー	店員	探し物を聞いた際、わかるように教えてくれなかった。	近くまで行って教えて欲し かった。
52	3	洋服店	店員	支払時に前の利用客と態度を変えて、雑 になった。	他の人と同じに接してほしい。
53	3	スーパー	店員	たくさん買い物をしたのに、テーブルまで 運んでくれなかった。	荷物を持つのを手伝ってほし かった。

	I	ー トルグ	広		ニュア効し ノおかった
54	3	ンビ	谷	この人「バカだべ」。。。と言われた	言って欲しくなかった
55	3	自動販 売機		自動販売機のコイン入れ、選択ボタンが高 すぎて押せない	腕が上がらないから胸の高さ にあると選べる
56	3	買い物	施設職 員	お金の払い方が分からないので、職員にお 金を払ってもらっている。	自分でお金を払いたい。
57	3	買い物 先	他の客	見られていた	見ないで欲しかった。
58	4		周りの 客	他の客のテーブルに近づき過ぎて嫌な表情をされて不愉快になり、自分も大声を出してしまった。	
59	4	レストラン	占	雰囲気の良い店だったが、椅子とテーブルが高く、座ることができなくて、飲食もできなかった。	
60	4	公園の トイレ	ハード 面	立ち便器に手摺りなどがなく自分一人では 立っていられず、他のトイレを探して使っ た。	
61	4	レスト ラン	男性客	ー緒に来店していた、声に特徴のある利用者に対し、嫌そうな顔をして見ていた。	引率していた職員に、席を移動するなどの配慮が欲しかった。
62	4	トイレ		トイレの水を流すスイッチが、手をかざすセンサーやボタンなど様々で、場所 も説明も文字では分からず困る。	表示を絵でわかりやすくし てほしい。
63	4	レスト ラン	他のお 客さん から	咳き込みがひどく上手く食べれなかった 時。(2件)	優しくしてほしかった。
64	4	飲食店	店員	食事後の支払の際、聞き取りにくかった。	早口で聞き取れなかったの で、ゆっくりはっきり伝えて 欲しかった。
65	4	観光地		身障トイレが少ない。	
66	4	ファー スト フード 店	職員	ジュースのサイズにケチを言われた	Lサイズのみたかった
67	4	施設	職員	全盲であるが、 職員の方に食べても味がわからないんじゃないの?と言われた ことがある。	
68	5	郵便ポスト		郵便ポストに手紙を入れたのに届かない。 手紙がちゃんと届いたか心配です。	手紙ちゃんと届いてほしいです。

69	6	レジャー 施設	周りの 客	楽しく遊んでいると、 <u>不思議そうな珍しそうな表情で見ている人が何人もいて、楽</u> しくなくなった。	し、目立つ格好もしていなかった。何が悪いのか分からなかった。 <u>他の人と同じく</u> そっとしていて欲しかった。
70	5	ケ゛−Δセン タ−	祖母	が -Δセンタ-に1人で行くなと言われた。 <u>普通</u> の人と違うとも言われた。	普通の人と違うと言われたく ない。
71	6	温泉施設	他の客	父と温泉に行くことがある。女子風呂には 1人で入ることとなるため、どうすれば良 いか分からない時がある。	困っている時には教えて欲しい。
72	6	地域	地域住 民	地域行事に参加した時に <u>ジーッと見てき</u> <u>た。</u>	笑顔で挨拶して欲しい。 ずーっと見ないで欲しい。
73	6	町内	知らな い人	<u>話しかけてくれなかった。無視されていると感じた。</u>	挨拶して欲しかった。話しか けて欲しかった。
74	6	小学校 の校庭		顔が長いから「フランケン」とあだ名を付けられた	先生に気付いて欲しかった
75	6	道端	高校生	歩いていたら高校生が自分のことを見て 笑っていた。	普通に見てほしかった。
76	6 10	地元		障がいがあるからと、家族からも地域住民からも差別され生きてきた。	もっと自分のことを分かって ほしかった。
77	7	旅館		車椅子のスロープがなく泊まれなかった	泊まれるような建物にしてほ しい
78	8	実習先で	職員	障がいや遍歴を聞かれ「うちでは無理では」と言われた。実習中もあまり相手にしてもらえなかった	やる気を持っていたのにレベルが 低いような言い方をされた不愉快 差別せず意欲的に実習できるよう にしてほしい。
79	8	施設	職員	車椅子の介助が慣れているスタッフと慣れ ていないスタッフの差がある	みんな介助になれてほしい
80	8	施設		お風呂にもっと入りたい	お風呂の回数を増やして欲し い
81	8	病院	他の患者	入院中、うるさいから別の部屋に移動し ろ、とクレームを言われた。障がいのこ とを説明しても理解してもらえなかっ た。	病院にも事前に説明していたが 大部屋に入った。最初から個室 にしてもらいたかった。
82	8	施設	他利用 者	食堂へ移動した時、食堂に車椅子を置く場 所がない。	出入りする時危ないので、車 椅子を置くスペースを作って ほしい。

83	8	グルー プホー ム	支援員	同居の方のお金を盗んだと何度も疑われて た。	信じてほしかった。
84	9	市役所	市役所 の人	本人は施設への入所でなく家族との生活を望んでいたが施設への入所を勧められたこと。	
85	10	小学校	先生	同級生からいじめを受けていたい。その 後、先生に保護者と一緒に相談したが、 特別学級に行くように言われた。	<u>自分の気持ちも聞いてほし</u> <u>かった</u>
86	10	支援学 校	先生	先生に給食を抜かれたことがある	他の方法があったのではないか
87	10	実習先	パート 社員	作業指示の言葉遣いが乱暴。	丁寧に教えて欲しい。
88	10	田	総理大 臣	値上げされたので、値下げしてもらいたいです。値下げ分かってもらいたいです。	値下げしてもらいたかったです。
89	10	駅	友だち	騒いでいて注意された。	優しく注意して欲しかった。
90	10	ご自宅	弟	ご自宅にて弟から「触るな」と心無い言葉 を受けた事。	家族として、人として、優し く接して欲しかった。

【家族】 回答者数 158人

ΝO	番号	何処で	誰から	内 容	どうして欲しかった
91	1	事業所	人事の 方	障害者雇用をお願いに会社訪問した際に人事担当者から身体障害の方しか採用しないと言われた。	障害で決めつけるのではなく て、その人を見て判断して欲 しかった。
92	11	企業内	上司	<u>正しいことをしているのに、足を蹴られ</u> <u>たり、言葉の暴力があった</u> 。	<u>社内改善が必要だった</u> 。
93	1	レストラン	いた年	家族での食事中に、ずっとこちらを見ている方がいて、知り合いでもないし、本人の食事の仕方に興味があるように長い間見続けていた。何か御用ですかと言おうと思ったほどであった。	
94	1			選択肢があまりない。	数だけでなく、もっと可能性 をひきだしてくれる場があれ ばと。
95	2	図書館	職員	声を出して叱られた。(びっくりした)	考えて対応して欲しかった。

96	2	バス	運転手	<u>声出しがあり、静かにするよう話していたが、落ち着かなかった。運転手から</u> 「うるさい」と怒られた。	<u>障がい者に対してもう少し理</u> <u>解して欲しい</u> 。
97	2	バス乗 り場		目撃談です。 通勤で使うバスターミナルで、 乗車しよう とする車いすの方がいた。運転手は「ア チャー」と迷惑そうな表情、 声を出してい た。押してきたバスの職員と運転手で降車 停留所を確認すると、「よりによっ て・・・」と迷惑そうに話していた。 私が 「手伝いますか?」と声を掛けるも「大丈 夫です」と答えていた。	か?」の問いに「大丈夫」と 返したのだから、文句を言っ
98	2	バス	運転手	バスを降りる時料金箱にあめを入れたと言われお金を入れたと言っても信じてもらえず料金箱調べて解決しました。	
99	2	バス車 内		バス内で躓いた高校生が息子に押されたと 嘘をついた。	しかった。
100	2	帰宅途中	電気屋	帰宅途中用もないのに時々店により応接机 にすわり邪魔になるので止めて欲しいと言 われた。	不明
101	2	バスの 中	乗客	最近ではないが、以前に <u>まわりの乗客が</u> 遠巻きに離れて座り、ジーッと見つめら れた。	<u>迷惑そうに長い間見つめない</u> で欲しかった。
102	2	バス		振り向いた後笑ったり、こそこそ話等を された。	<u>健常者と同じに行って欲し</u> <u>い</u> 。
103	2	登下校 の時	乗車し ていた 人達	子供が座っていると居なくなる。	自然にして欲しかった。
104	2	旅行中	一般の 方	バスの中で、足の障害のため移動がゆっ くりになってしまったときに、「障がい 者は連れてこなければいいのに」と言わ れ傷ついた。	優しい言葉が欲しかった。
105	2	電車内		大声を出し、落ち着かない男性が一人で 乗って来た時に、みんな驚き、側を離れ た。	確かにどうして良いか解らないと思うが、普通にしていて 欲しかった。
106	2	タクシー	運転手	障害者と分からず、病人と間違われ、タクシーに乗らないでと言われた。	長時間乗るのではないので、 目的地まで乗せて欲しい。
107	2	バス停 駅 理容室		少しの段差に乗り降りが大変 玄関出入り、階段が大変	段差の無い設備

108	2	路線バス	運転手	<u>足の歩行が困難な方が、バスに乗ろうとした際、時間がかかった為か「早く乗って下さい」と荒い口調でアナウンスしていた</u> 。	<u>アナウンスすることなく待っ</u> <u>ていて欲しかった</u> 。
109	2	電車内	他人	<u>電車内で「じろじろ」見られ、「ひそひ</u> <u>そ」話で注視される</u> 。	<u>じろじろ見ないでほしかっ</u> <u>た</u> 。
110	2	駅周辺	通行人	突然声をあげてしまった驚くのはわかる が、何度も振り返ってみられた	気にせず歩いていってほし かった
111	2	電車内	他人	<u>電車内で「じろじろ」見られ、「ひそひ</u> <u>そ」話で注視される</u> 。	<u>じろじろ見ないでほしかっ</u> <u>た</u> 。
112	2	バス	運転手	<u>手帳を見せても違う方向を見ていた</u> 。支払 いは半額で済んだが…。	<u>ちゃんと見てほしかった</u> 。
113	2	移動	周りの 人	バスなど乗ったとき、太っているため周り の目が気になる。	普通にそっとしてほしかっ た。
114	2	バス	乗客	ちょっとでも声を出すと、チラチラ、 ずっと見られる。乗客同士がおしゃべりし ている方がうるさいと思う。	何回も見て、笑わないで欲しい。
115	2	電車	学生	「じろじろ見るな」と言われた。	そっとして欲しかった。
116	2	タク シーの 中で	運転手	<u>息子が自閉症でこだわりがあるので同じ 道を通ってほしいことを伝えたら、嫌な 顔をされた</u> 。	言ったとおりに通ってほし かった。
117	3	スーパー	店員	周囲に聞こえるように、大声でバカにし た口調で障害者である事を言われた。	<u>普通の接客をして欲しかっ</u> た。
118	3	スーパー	他の客	<u>声を出して喜んでいたら、ジロジロ見て</u> <u>通ったり、戻ってきてまた見て行ったり</u> <u>された</u> 。	<u>慣れていないから珍しがると</u> 思う。小学校に道徳に取り入 れて欲しい。
119	3	スーパー	お客様	財布からの支払いが遅くじろじろ見られた	もう少し、温かい目で見て欲しい
120	3	スーパー	に来て いた周 りの人	<u>息子が奇声をあげてしまった時に何度も</u> <u>見られ、嫌な顔をされた</u> 。	知らないふりをしてほしかっ <u>た</u> 。
121	3	スーパー	買い物 に来 いた りの 人	<u>娘をチラっと見て、コソコソ話をしてい</u> た。	普通にしていてほしかった。
122	3	書店	店員	<u>レジ精算時、嫌な顔をされたり見下した</u> <u>態度をとられた</u> 。	<u>レジで対応が遅くても笑顔で</u> <u>待って欲しかった</u> 。

123	3			買い物に行った時、子供が車イスに乗って 店内を見ていたら店の中にいた子供たちが 不思議そうにジロジロ見ていた。	
124	3	スーパー	店員	<u>精算時、商品を手に取って店員に手渡そうとしたら不機嫌になり、迷惑がられた。その店員がいると並べなくなった</u> 。	いろんな客がいるのだから、 寛容な対応をしてほしかっ た。
125	3	デパート	定員 (男)	服を購入(少し良い服) しようと、三階の入口で店員に入らない様にと言われ親子共否定された様な気分になる。	希望のものを聞いて欲しかっ た
126	3	店	お客様	じろじろ見られる事が時々ある。	無視してほしい
127	3	お店	お客様	<u>娘が私に話しかけている時、ずっと冷た</u> い視線で見られている時がある。	<u>さり気なく聞き流して欲し</u> <u>い</u> 。
128	3	スーパー トイレ		体が大きく声が出るので、振り返られたり、じーっと不思議そうに見られる。	普通にしていて欲しい。
129	3	ス−パ−	親子	振り返って見る。後を付いてくる。親がじろじろ見ていると、子も一緒に見ている。	親が「だめよ」と教える。知ら んふりをして欲しい。
130	3	買い物 先	地域住 民	買い物に並ぶと、わが子をよけて行くような事がある。	普通にしていて欲しい。
131	3	本屋	レジ係	マニュアル通りの受け答えなのか、返答できないでいると何回も同じ事を繰り返される。	
132	3	スーパー トイレ 食堂等		何となく周囲の人々に気を遣う。	普通にして欲しい。 笑顔で接して欲しい
133	3	買い物		差別を受けない様に場所など選んでいる (1件)	
134	3	スーパ ーマー ケット	客	子どもが多動で、いつの間にか商品の米袋の上に座っており、それを見た客にえらい 剣幕で怒られた。	
135	3			経鼻チューブ、補聴器をつけると周囲の方から「可愛いね」と言われたり、「なんでお鼻につけてるの?」と聞いてくる子供に「そんなこと聞いちゃ駄目でしょ」としかる大人がいる。	てるね」と子供に声をかけて ほしい。きかれることは悪く ないのでしからないで欲し かった。
136	3	スーパー	容	割り込み	理解は難しいと思う
137	3	コンビ ニや スー パー等	買い物 客	<u>変な目で見られる</u> 。 <u>避けられる</u> 。	<u>普通でいて欲しい</u> 。

138	3	お店	買い物 客・店 員	<u>車椅子で買い物をしている時に変な目で</u> <u>見られたり、買い物を急かされた</u> 。	<u>普通にして欲しい</u> 。
139	3	スーパー	他人	赤子を抱いていた女性に本人が「かわいい 〜赤ちゃん」と近寄ったら、 警察に通報さ 九、本庁に呼び出されて根掘り葉掘りの調 査を受けた。相手のお宅に行き、 2万円の お詫び料を支払いお詫びした。	ていたので子供を抱いている 人を見て近寄ったのが、危険
140	3	コンビニ	オーナー	立ち読みしていた時、大声で注意され、それ以来一人で買い物できなくなった。	優しく対応してほしかった。
141	3	ホーム セン ター	レジ係	列に並ぶ事が出来ず、前の方の前に行き、 レジテーブルに置いた品物を突然係の方が カゴに入れてしまいパニックになり大声を 出してしまい不快な顔をされた。目を離し た保護者も悪かったです。	いので様子を見て保護者がい ないか本人に声かけしてほし
142	3	店	店員	レジでの会計を待ちきれず品物を持って外 に出てしまい追いかけて行き会計を済ませ ましたが、その後万引きと言われた。	
143	3	店	周りの 人達	店内の歩いている時に周りから嫌な視線を 感じる。	普通に接して欲しかった。
145	3	郡山駅前にて		娘(当事者)さんと一緒に、駅ビルに向っていた際、高校生より心無い言葉を受けている。	
146	3	スーパー	他の客	特に騒いでもいないのにじろじろ見られた	見ないでほしい
147	3	スーパー	客	子どもが多動で、大型カートに入れて買い物をしていたら、指摘され嫌味を言われた	
148	3	スーパー	お客	食品(桃)が置かれている場所で指を触れながら歩いていた男の子に近くにいたお客が大声で怒っていた。(多動症の男の子であった。)	く、そっと触れて場所を移動
149	11	コンビ ニなど		入口の自動ドアが感知式から接触式に変わるケースが見られるが、位置が高く、 <u>車イ</u> ス利用者が手が上がらなく押せない場面 を見る。	
150	3	スー パー	店員	口では言われないが、変な人を見る目で見られる。	不明
151	3	道路	小学生 及び大 人	振り向いた後笑ったり、こそこそ話等をされた。	健常者と同じに行って欲しい。

	1		+++ / \	#\\ + \\ =\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
152	3	日立	若い カップ ル	若いカップルがすれ違いざまに「あれ見て みー 普通じゃねーから」と言っているの が聞こえた	
153	3	スーパー	他のお 客	ジロジロ見られた。	ジロジロ見ないでほしい。
154	3	スーパー	一般客	ジロジロ見られたり、振り返って何度も見 たり、戻ってきてまで本人を見る人がい た。	何度も見たり、コソコソ話し たりするのをやめてほしかっ た。
155	3	スパー	一般客	障害者だからと何度も振り返り、ずっと見られたりする事もあり、本人自身も嫌な思いをした。	
156	3	スーパー	周りの 人(子 供)	冷たい視線で見られた	親が注意して欲しいかった。
157	3	レジで	若い店 員	小銭を出すのに手間取っていると早くして ほしい。という態度をとられた。	もう少し待って欲しかった。
158	3	スーパー	客	楽しくロッキングしていたのに、あからさ まに嫌な表情、咳払い、舌打ちをされた	普通に声をかけてほしかった
159	34 6	トイレ	他の客	娘のトイレ介助を父親がしている時(1件) 容姿などをジロジロみられる時(3件)	
160	34 610	各行先	一般人	見た目で人と違うという偏見の目で見られ る。	普通に見て欲しい。
161	34			体調が思うようでない為、外出の機会も少しの息子ですが、時々、買物や食事に出掛けた時におしゃべりして声を出したりするので、ジロジロ見られたりはしますが、時に差別を受けたようなことがありませんが、見られるのは嫌です。	
162	4	市内	他の客 から	うるさいから店を出ていけ。	障害者だと分かって欲しい。
163	4		店員	障害者用トイレが少ない。私(母親)は男子トイレに入れないため、やむを得ず息子を女子トイレに連れて行ったが周囲に嫌な顔をされた。自宅まで我慢させることもある。	守ってくれる人がいると良 かった。
164	4	出先	周囲の 人	出掛けた先でトイレを使用している時、不 審な動きや独り言を言っているので嫌な目 で見られる。	不審者と思われてしまう。こんな思いをするなら、身障者トイレを使用すれば良かったと思った。
165	4	食堂	客	ジロジロと何回も見る。	人の少ない所の席にして欲し い。相席にならないところ。

166	4	トイレ	知らな い男	「荷物を見ててあげるから先にトイレに 行ってきな」と声をかけられ済ませてきた 時にはその人は居ず、 <u>財布を見たら全部金</u> が無くなっていた。	
167	4	外食先	高校生	隣に座った家族の男子高校生が息子のこと を帰るまでずっと睨んでいた。	家族はその事を注意すべき。
168	4	公共施 設の トイレ	一般の方	障がい者トイレを利用するため母・息子で順番待ちをしていた際、出てきた方に「どうしてここを利用するのか」と言われた事がある。(見た目では知的障害の理解は得られず不審に思われた)	待ちをしていたら何か不都合 があるように感じてほしかっ
169	4	公共施 設の トイレ		外出先で母と息子で障害者用トイレへ向かったが、女性トイレ側に設置されており、一般女性客の利用で行列ができ、入ることが出来なかった。	男女別の無い障害者用のトイレを1つでも確保しておいてほしかった。
170	4	レスト ラン	客	順番待ちで座っている時、隣の席の男性に 寄り掛かったら、明らかに嫌がられた対応 を受けた。	
171	4	フードコート	客	・我が子の様子を離れた席に座って見ていたお客さんが「あの子障害だよ」と話していた。本人は気付いていなかったが成長するにつれて嫌な思いをするのだろうと胸が苦しくなった。	
172	4	レスト ラン	店員	注文して食事を待つ時間、声が出たりして落ち着かない様子があり、店員から外(車両)で待つように言われた。	差別的にも感じたが、他のお 客さんのことを考えるとその ような対応も必要かなと思っ た。
173	11	暗い通 りのト イレ		暗いので不安の人もおり、入ることが出来 なかった。	明るいトイレを前提に造って 欲しかった。
174	11	飲食店	店員	普段はグループの中で個別の会計に応じて くれるが素っ気なく断られた。	忙しい中でのことだと思うが、順番を後にしても良いので対応して欲しかった。
175	11	ラーメ ン屋	店員	冬に利用者Aさんが外食で注文を待っている時に「うー、うー」と大きめの声が出ていた。店員さんから「静かにしてください」と言われた。外の車の中で、ラーメンが出来るまで待った。食べた後は、Aさんは声出しがなかった。	他のお客から苦情がない状態 の範囲までは、許容して欲し かった。
176	11	レスト ラン		注文して料理がでるまでの間、利用者の 声が出てしまい、「何、この人」みたい な感じで強い口調で「他のお客様に迷惑 です。」と言われた。	確かにその通りだとは思った が、もっと優しくして欲し かった。単なる悪者扱いにし ないで欲しかった。

177	4	お店	買い物 客・店 員	食事をしていると嫌そうな顔や迷惑そうに される。車椅子対応のトイレが少ない為、 食事できるお店が限られてしまう。	普通にして欲しい。車椅子対応のトイレが増えてくれればうれしい。
178	4	レスト ラン	客	じっと見られた。	見られたくない
179	4	レスト ラン	店員	まだかかりますと自分は言われたのに、 違う客にはもう少しで大丈夫と言ってい た。(同じ店員)	同じ客として扱ってほしい。
180	4	飲食店	客	痰が出やすいので、声を出し周りがびっく りする	気にしないで欲し良いが、事情を説明する。
181	4	飲食店	客	この時は食事に時間がかかり <u>ジロジロ見られた</u>	普通にして欲しかった
182	4			経鼻チューブをしているため、ご飯がたべれない子供。ご飯を注文してないから仕方ないけれどその子の分のおしぼりも渡してもらえなかったかったのはさびしかった。	りは人数分渡してほしかっ
183	4	各所	地域 住民	男性か女性かの判断ができないからか、 女性なのに女性用トイレに行くのを不快に 見る人がいる。	
184	4	外食先	周りの 客から	おしゃべりが止まらまいのでどうしても 変 <u>な目で見られる</u> ことが多い。	見て見ぬふりをしてほしい。
185	4	トイレ	次の方	トイレが長いのと入った後での状況が少し 汚れたとき、あまりいい顔をされなかっ た。	大丈夫だったなど言ってほし かった。
186	4	外食先	他の客	声出しがあると「うるさい」と言われた。	障がいがある事を理解してほ しかった。
187	4	ろな所 で		娘が話をすると 何度も見られた 。	普通にしていてほしかった。
188	5	遊園地	他の子供の保護者	自分の子供が遊戯施設で遊んでいる時、他の子にぶつかってしまった。その際、一方的にこちら側のせいにされた。	
189	5	公園	小学生	独り言の多い娘に、小学生の女の子の集団が興味深そうに近づいてきた。会話のやりとりができないと知ると、からかわれた。	

190	5	体育館	子ども の同級 生	声をかけても無視された。	挨拶、返事をしてほしかっ た。
191	5	プール	管理人	公益プールに行った際、入ることを拒否された	保護者同伴で又責任で見学す るだけでもさせて欲しかった
192	5	温泉施設	フロン ト係	健康ランドで利用料金を財布から出す時、 手こずっていると、係の人に不愉快そうな 顔をされた。	別の場面で、別の係員は笑顔で対応してくれた。皆、そのように対応して欲しい。
193	5	遊戯施設	係員等	危険と言うことで外に出された。たくさん の人に囲まれて怒鳴られた。	かった。
194	5	受付	代表の 人	プールを使用したいといっても、他の利用 者に迷惑をかけると困るのでと不可。	配慮してもらえれば・・・
195	(5)	レ ジャー 施設	職員	プールの着替えなど一人で出来ない為どこか場所はないかとお願いしたがないと言われた。障害者用トイレもなかった。	
196	5	レ ジャー 施設	職員	体験型のレジャー施設で子供だけの利用でないとできない言われ、一人でできない と説明しても受け入れてもらえず結局一つも参加できなかった	規則はあると思うが特別な事情を理解してほしかった。修学旅行(小学校)で行ったのでその間何もできずとても辛かった。
197	6	美容院	店長	20年間通っていたのだが、男性の担当者 が異動になってから断られた。	お話は多かったが、係の男性 が2、3名変わっても楽しく してもらっていたので、その まま続けて欲しかった。
198	5	アューントパーク	客	遊び終わり、帰りの際に「障害者は笑う な」と言われた。	どうして欲しいというか、ど うしてこんなことを言われな きゃならないのかとその時の メンバーで話し、悲しくなっ た。
199	5	レ ジャー 施設		ウォータースライダーは「危ない」と、そ の場で、そこの担当者に断られた。	その場に付き添いの人もいた ので、付き添いの人もいれ ば、滑らせて欲しかった。
200	5	ドライ ブス ルー	店員	・サッシを開けておくべきところを子どもが気にして閉めてしまうので、障がいがあることを伝えたら陰の方で悪口を言われ居ずらくなった。	

201	(5)		た人	・他児が遊んでいるところへ行き一緒にボールを投げていたら、その児の親から勝手に混ざらないで欲しいといわれた。	「一緒に遊ぼう」「今、使っているから後で使って」などの声かけが欲しかった。
202	5	市営 プール	職員	子どもに対応できないので(できる人がいない)利用は考えてほしいといわれた	市営プールなら対応してほし かった
203	6	自宅	近所の 人	<u>宅配便を頼んでないのに住所と名前を使われた。</u>	迷惑なのでやめてほしい。
204	6	り	おばあ ちゃん	帰省時や帰園時にじろじろ見ていた。	その場から見ていないで離れ て欲しい。
205	6	中古住宅	売主	売ると言っていたものを、「子どもが 騒がしい」「こわい」と、子どもの障が いの特性を理由に私たちには売りたくな いと言ってきた。	子どもに対して理解して欲しかった。
206	6		近隣住 民	事業所を建設しようと話をしたが、障害者に対しての差別的な言葉を一方的に言われて反対された。	
207	6	地域	地域住 民	グループホームを設立する際に、その地域 の住民から大反対を受けた。	障がいある人も地域で生活で きるよう受け入れて欲しかっ た。
208	6	自宅	近所の 人	いかりや不安で奇声をあげる事しかできない子に対して警察などに通報された	状況をよくみてほしかった
209	6	道路	若者	何人かのグループでいた場合に、良く感じられる事だが、「何か変だよね」とジロジロ見られる事があった。	
210	6	自宅	隣の ご主人	子供を夏休みで施設から帰省させた時、 キャーキャーと騒がしかったため、隣人に 人に危害は与えないのかと言われた。	子供なのだから、障害があっても人をどうしようなんて思わないと考えて欲しかった。
211	6	家で	近所の 人	夏、窓を開けているので大きな声が夜響い て注意された。	
212	6	住まい (アパー ト)	別°-ト 住民 30代 母 ·5歳子	アパートの外階段を昇る際、5歳児に 「4階に住んでいるバカが階段を昇って 行く」と言われた。母親からの教育により 子供が口にするのだと思う。世の中にこう いう方が存在する限り、このテーマは永遠 に不滅である。日本人には障がいのある方 を偏見の目で見る方が多いと思う。	障がいのある人もない人もお 互いに人格と個性を尊重し支 え合う共生社会は、夢の夢の 夢理想でしかないと思う。
213	6	地区道路 散歩中	70代 男性	散歩をしていた時、地区の男性が車を止め「バカがいる家は、田、畑で農作業をしている皆にペこペこと挨拶をしねっかわがんねんだ」と言われた。	

	ı	I # n	レッ・	医性にした トミルサンナギシナ ハナ・ラン	
214	6	駅	女子高生	馬鹿にしたように笑いながら友人達と何か 言い合っていた。	馬鹿にしないで欲しい。離れ て欲しかった。
215	6	出かけ 先	通りす がりの 人	年配の方に「大変ね」、「かわいそうね」 と言われた。	別に大変でもかわいそうでもないので言わないでほしい。
216	7	ホテル		ホテルの部屋は車椅子利用なので、①段差なし②トイレの手すり、があればいいのですが。 <u>バリアフリールーム</u> は何から何まで出来る様になったが、料金がとても高くなる。	
217	7	宿泊先	玄関• 売店	段差があったり、通路が狭く車椅子での走 行が困難だった。	スロープの設置や通路の幅を 確保してほしい。
218	7	電話	代表の 人	階段が不得意なので、無い1階かエレベーターがあるといいとお願いした。空いていなかった。	
219	7	ホテル の浴場	周りの 女性	ジロジロ見られた。	特に気にしないで欲しかった。
220	7	宿泊先		・子どもが騒がしかった時に、一緒にエレベーターに乗った年配の夫婦から「あの騒がしいこと一緒に乗りたくないのですが」と言われ、自分たちが遠慮して一緒には乗らなかった。	
221	8	子ども の遊び 場	スタッフ	室内の遊び場で「もう少しみんなと遊べるようになってから来てください」と言われた。	
222	8	一時保育事業施設	スタッ フ	障がい児だと伝えただけで空きがあって も預けられない。「障がい等あります か?」と聞かれただけでも差別と感じる。	障がい児枠を増やす。出来ないなら、障害児のみの一時預かり施設を増やす。
223	8	一時保育事業施設	スタッフ	・児童発達支援に通所していることを伝えたとたんに利用できなくなったので、 理由を聞いたら「発達障害があるから」 「騒いで手がかかるから枠が違う」「人手があるときでないと…」説明があまり にも具体的過ぎて心が折れました。	スタッフによって伝え方が 様々でわかりにくい。利用時 ではなく事前の説明が欲し かった。
224	8	一時保育事業施設	スタッ フ	• 一時保育の相談をした時、多動性障害の傾向があると職員が足りないので預かれないと断られた。	障害の子を預かるのは大変だけれど、平等に利用できるサービスのはずなので、何とか対応して欲しかった。
225	8	保育所	職員	・保育所申込の時、他動の可能性があると伝えたら「何でうち?」と嫌な顔をされた。「うちではそういう子いないから」など言われた。	働くために入所希望している のに何で?と言われて困っ た。その後外れたが、気分が 悪かった。

226	8	幼稚園	主任の 先生	・預かり保育を利用していたが、ある日突然、障がいがあると言う理由で利用を断られた。あまりにも理不尽で差別と感じた。	
227	8	幼稚園	先生	• 「すぐにでも入園できる」とすすめられたが、発達障害の疑いがあることを伝えると「障害の人は何かあると危ないのでちょっと…」と断られた。顔見知りだが、子どもが見た目ではわからないので、障害の言葉に反応している印象でした。	他の方は、障害を伝えないで 利用できたので、言わなけれ ば入れたと思う。他のお子さ んと一緒に入れたかった。
228	8	見学先	所長	パニックを起こしたことを理由に就労を断られた。	もう少し長い目で見てほしかった。
229	8	福祉施設	そこの 職員	実習を希望して訪問すると、本人の姿も見ずに断られた。多動、帰省、自傷、他害などがあると文書で見て断られたのかもしれない。	前である。社会性を身につけ
230	8	施設	指導員	一部の人が、バカにした態度や、様子を 伝える時の言葉遣いにもそう感じる。	子供達は敏感に表情や言葉を 感じとるので、きちんと接し て欲しい。
231	9	市役所 (昔の 話)	<u>障がい</u> 福祉課 職員	「障がいがなかったらどうでしたか?」生まれつき障がいがあるのに、この言葉は?実際に障がいがあるのだから、無かったらの話はないでしょう。思い出すとイライラする。	最後まで話を聞いて欲しかっ た。
232	9	区役所	区役所 の人達	説明が少なく、冷たい感じがした。	今は大分ましになった。
233	9	市町村 役場	担当者	決まりきった答えしか、得られない。	
234	9	ンター		差別されたわけではないが、障がいのある 息子と一緒に手続きに行った際、職員の説 明不足で手続きに時間が掛かり、待ってい られない息子が騒いでしまいジロジロ見ら れた。	考えてほしかった。
235	9	<u>役場投</u> 票所	選挙係	指定投票所では混み合うため役場(期日前)に行きました。字が書けない理由で断られました。それ以来投票には行ってません。	親が一緒なのだから代筆でも いいのでは・・・
236	9	市役所	市の担 当者	分からないことがあり、相談や質問に足を運んだ。面倒な用件と思われたのか、後回しにされ、納得のいかない返事が返ってきた。後日電話しますと言ってから数週間絶ち、連絡は無い。	る。引き継ぎがなっていない と感じる。手続きも数ヶ月掛

	1	↓	医体		毎四にされたことを切断いか
237	10	病院	医師	<u>感覚過敏の</u> ため喉を見られることが苦手で 上手く口を開けることが出来なかった。無 理矢理押さえつけられ診察を受けた。	無理にされたことで恐怖心から <u>二次障害になった。別な方</u> 法を探るなど理解のある接し 方をして欲しかった。
238	10	自宅	兄の婚 約者	兄は妹が知的障害である事を婚約者に伝えられず妹がいる自宅に婚約者を連れてくる事に迷いがあった。妹と初めて会った婚約者は「施設に入るべき障がい者がどうして家にいるのか」「世間体が悪い」と話した。	本人を認めてほしかった。 そのような考え方の家庭が存 在した事に腹が立った。
239	10	病院待合室	患者	独り言を言ったり、動き回っていて注意された。	病気だからと言って納得して もらったが、理解があって欲 しい。
240	10	保育所		当時、保育所に半日しか見てもらえなかっ た。	1日対応して欲しかった。
241	10	美容院	店員	騒がしいからと断られた。	不明
242	10	学校	先生	公立の学校の支援学校に入ったが、担任の 先生や他の先生方の障害に対する知識が浅 かったり、移動などで担任が変わって学習 や支援の仕方が変わってしまい不安定な状 態になった。	援学級の担任をしてもらいた いことと、担任が変わる時の
243	10	家	実母	子どもに 障がいがあるが、親の躾が悪いか らだと言われた。	<u>障がいを理解してほしかっ</u> た。
244	10	家	義母	障がいのある孫に対して無関心で、関わってくれない。	障がいのあるなしにかかわら ず、人として接してほしい。
245	10	床屋	店員	髪をカットしてもらう際、髪をひっぱら れ、パニックになってしまった。	障がいがあっても、優しく接 したり、説明をしてほしかっ た
246	10	近所	子の同 級生	息子は言葉がわからなく、声をかけられても話ができなかった。	相手には特に何も望んでいないが、色々な人と話をして、 仲良くしていくしかない。
247	10	不動産 会社	担当者	物件を探していて、2度断られた。	障がいについて、大家に伝え、理解してほしかった。
248	10	病院	医師	障害者である為、検査が出来ない。	障がいがあっても人間なので診て欲しい。精神科薬を飲んで多動でも専門医に診てもらうことできないのか、どうにかならないのか。

		L.==			I
249	10	場	関係者	会場で迷ってしまったので、係の人にお願いしたら、 <u>小声で「障害者は来なくていい</u> のに」と話しているのが聞こえた。	りとした態度で促して欲し い。
250	10	郵便局	局員	サービス事業所やグループホームを利用しているので、郵便局の時間内に本人は来れない為、家族が代筆しても良いのでは?と何度も言ったが、聞き入れてもらえなかった。	
251	10	教会 受付	受付ス タッフ	利用者さんがパンフレットを取ったら、強い口調で何をするんですか、険しい表情で話す	
252	10	家で	本人の 兄弟の 配偶の 家族	障がいのことを理解せずバカにするような 話の内容だったり態度をとられた。	障がいのことを理解して、一 人の人間として尊重してほし い。
253	10	家で	険事業 者	障害者の理由で一般の生命保険に加入できない。	生命保険に加入できるようにしてもらいたい。
254	10	歯医者	歯科医		
255	10	病院	看護師	祖父が危篤状態のため本人を病室に連れていくと、慣れない環境で落ち着かず話し声が多くなり、注意を受け病室を退出した。	
256	10	スーパー		買い物をする時、連れて行ったらお子さんが特に、この人変だな。と言う風に見ていて、目を放さなかった	
257	10			家族として自分が障がい者の家族がい者がいるいう引け目	
258	10	病院	医師	障害を持っている方なので、よくわからないから、診察できない。	せめて、他の病院を紹介して ほしかった。
259	10	投票所	職員らしき人	候補者名が小さく読みずらかったので、教えてあげようとしたら、犯罪者でも扱うような差別を受けた。	
260	10	病院	女医	予約を忘れられたため、何度も通わされ た。	
261	10	病院	看護師	障害年金の診断書作成を断られる。	理由を言って、その後の方法 を教えてもらいたかった。
262	10	保育園	園長先 生	多動、目が離せないので入園をことわられ た	自宅から近かったので入園さ せたかった

		図書館	職員	大声ではなしたこと	やさしくいたわりがほしい
263	10				
264	10	個人病 院	先生	診療をしてる時、机の物をいじったり動かしたりしていたらもう来ないで下さいと言われた	
265	10	個人病 院	待合室 の人	採尿のためトイレに一緒に入って出てきた ら笑われた	
266	10	携帯 ショッ プ	店員	車椅子で入店したら、 タイヤ痕が床に付く 為困ると強めに言われた。 皆の視線を浴び せられた。	私にだけ言って欲しかった。
267	10	幼稚園	先生	息子ですが、先生の指示がよく分からなく 別の所に行ってしまい、困らせていたよう で、お迎えの時に「なんとかしてくださ い」と泣かれた。	「困る」の前に、その子のことを知ってから、相談して欲しかった。
268	11	幼稚園	先生	友達の物を勝手に持って行ってしまい、きちんと注意する前に、園庭を引きずられているのを他のお母さんが見ていた。その後、先生に聞いたところ「話してもムダと思って行動した」と言われた。	
269	10	施設	職員	GHで生活しているが、日中は施設の生活 介護を利用している。入浴を利用するが、 職員の方からGHで入ればいいんじゃない の?と言われたことがある。	サービスを利用することに文句を言わないでほしかった。
270	10	病院	受付の 人	待合室での順番待ちで、多動さがみられ、 注意したがやめず。周囲に迷惑がかかると 言われた	別室に移るなど声掛けをして ほしかった。
271	10	耳鼻科	医師	・障害の子どもは見れないと言われた。	どうしたら良いのかわからな かった。
272	10	病院	看護師	「子どもが勝手にドアを開けないように お母さんがちゃんと見ていてください。」 と言われた。	
273	10	イベン ト会場	スタッ フ 客	・一人で列に並んでゲーム等する際、後ろの人に抜かされても本児は対応できず、参加をあきらめることがある。	
274	10	ネット	ネット ユー ザー	・発達障害を持つお母さんの話を読んだ人のコメントに「正直、障がい者は迷惑なので社会に混ざって欲しくない。」と言う内容のものが書いてあった。	ただ、そんな考えの人もいる

275	10	母の職場	母の 同僚	・自閉症などの子ども達を「頭がおかしい子」と話す。	正しい情報を受け入れるつも りが無いのであれば仕方が無 いが、そういった言い方は当 事者を傷つけるのでやめて欲 しい。
276	10		観覧し	選手が一生懸命走っている中、本人には聞こえなかったが、選手の走り方を見て「なんだよ、あの走り方は」と大きな声で言い笑っていた。	
277	10	幼稚園	担任	遠回しにうちの幼稚園でこのままみている のは難しいと言われた	困ったときなどそういう気持 ちが言葉に出る前に色々話し てほしかった。
278	10	幼稚園	職員の方	障がいを理由に入園の受け入れをできない といわれた	受け入れできないのは仕方ないが、 <u>もう少し体験入園等させて頂いて本人をみてから判断してほしかった。</u>

【職員】 回答者数 180人

ΝO	番号	何処で	誰から	内 容	どうして欲しかった
279	1			就職が出来ても社会が傾きかけると肩たた きの対象となりやすい様だ	
280	1			障害があるというだけで仕事の選択肢が少なくなってしまっていると思う。収入面も 少なく健常者と同じくらいもらっていな い。	仕事の選択肢をもっと増やす べき、収入も健常者と変わら ないくらいもらうべきであ る。
281	1	企業説 明会	面接者	求める内容のハードルが高すぎた。	障害特性にあった求人が必要 であると思われた。
282	1)	バスの 中	運転手	支払い、降りるタイミングなど、おどお <u>どしていると嫌な顔をされる。バスに乗</u> りたくないと相談を受けたことがある。	接客態度から見直してほし い。社員教育を徹底してほし い。
283	1	民間 会社	社員	聴覚障害がある社員に対し、仕事はできる事が分かっていても、コミュニケーションを怠り、仕事を与えない。	
284	1	体験先	体験先 の職員	利用者は欲しいが身体的な障害には対応できないので、うちでは無理と言われた。	対応が困難であったとして も、相手の立場に立って受け 答えをして欲しかった。
285	1	電車内	学生	<u>本人に聞こえないように悪口を言ってい</u> <u>た</u> 。	<u>等しく接する</u>
286	2	駅	一般客	悪口や笑うなど障がい者を馬鹿にした態 度を取っていた。	障害者に対し手の理解を深め てほしい。

287	2	駅前	タク シード ライ バー	支援学校のスクールバスの乗降に少し時間がかかっている時、邪魔だとクラクションを鳴らされた。	スクールバスのマークがつい ているのだから、時間がかか ることは理解してほしい。
288	2	バスの 営業所	受付	高速バスのチケットの割引について尋ね たところ、手帳を見せたとたんに態度が 変わり、「精神障害者手帳ね」と大声で 言われ、使用できないことだけを言って 去られた。様子を見ていた他の受け付けの 人が説明はしてくれたが・・・	<u>手帳を見せても笑顔で接して欲しい。他者の前で手帳について大声で言わないで欲しい。</u>
289		バス	運転手	停車前に立ち上がる行動特性のため、安全面を理由にバス利用を断られた。 利用する場合は付き添いが必要と条件が付けられた。	バスは生活に必要で、利用する権利もある。乗車拒否ではなく、練習や安全を守る方法を検討する猶予が欲しい。
290	2			NORUKA(定期券)利用だが、習慣で降車時に整理券を賃金箱へ入れてしまった事で注意を受けた。降車した利用者を追いかけ、強引に首根っこを掴んでバスに連れ戻す行為があった。一般乗客には決してやらない行為だと思う。	・ 障がいがあっても一般のバ <u>ス利用客として対応して欲しい</u> い ・習慣で整理券を取ってしまうが、車内で「乗車券をお取り下さい」と放送されており、丁寧な説明と放送の改善を求む
291	2	バス乗 車中	バス運 転手	駅前に行く手段として路線バスを利用したが、療育手帳の提示もあり、利用した人数 も多かったため嫌な顔が見られた。	
292	2	県内	バス 会社	県内のバス会社はノンステップバスの導入が他県に比べ遅れている。TV番組で車椅子の方が「バスに乗れなかった」と話していた。	資金面の問題もあると思う が、ノンステップバスの導 入。
293	2	バス	運転手	<u>料金の支払いに時間がかかってしまった</u> <u>時にため息をつかれ「早くしてね」と言</u> <u>われた</u>	障がい理解が不十分すぎる。 ため息や早くという言葉は使 わないでほしい
294	2	駅	通行人	<u>車椅子の介助をしている際、通行の邪魔だという感じをした通り方をした</u> 。	譲り合いをして欲しかった。
295	2	観光 川舟	他の客	<u>一緒の舟の客が中継地で、皆他の舟に乗り換えてしまった</u> 。	<u>一緒に乗っていて欲しかっ</u> た。
296	2	バス	ハード 面	近所に住む障がい者が足を高く上げることができない。バスにステップ台が無く乗れない。車も持っておらず移動は歩行のみ。バスに乗れないことを残念がっている。	ステップ台の導入など、障が い者も乗りやすい環境作り
297	2	電車内	乗客	駅ホームから電車に乗車すると車内にい た客数名がその場から他の座席に移動し ていた。	大声をだしなど迷惑な行為を 行うわけでもないのでその場 に座っていて欲しかった。

				精神障がい者の割引サービスが少なすぎ	精神障害者に対して割り引き
298	2			る。JRの割引もない。	サービスをもっと増やすべ き。
299	2	電車		タッチパネルでの切符購入が難しい。	分かりやすい表示
300	2	バス		停留場に時刻表はあるが路面図がないため わかりにくい。	
301	2	電車	乗客	高校生が嫌そうに場所を移動していまい、同行者が謝罪してしまう状況であった	当該法の内容が一般化される よう、国にもっと国民的な啓 発をお願いしたい
302	2		バスの 運転手	「このバスは〇〇に行くのですか?」と 聞いたら、「書いてある。見れば分か る」と言われた。	<u>「OO行きですよ」と優しく</u> 教えて欲しかった。
303	2	市町村		駅舎、ホーム等で車椅子使用の方や歩行 に障害のある方、高齢者は電車の利用が 難しい。(階段や乗降)	田舎だからではなく高齢者も 障がい者も使えるようにして ほしい。
304	3	店	客	服を買うために店内を歩いていて、利用者が大声を出した時に、嫌な顔をされた。	見て見ぬ振りをして欲しかった。
305	3	店	店員	時間がかかって面倒というあからさまな態 度	他の客と同じように接して欲しい。
306	3	スーパー	店員	欲しい商品のパッケージを我慢できずに開けてしまい、レジに誤りに行った際にものすごく嫌な顔をされた。	
307	3	スーパー	客	歩くのが遅い利用者に対し、あからさまに 迷惑そうな表情(態度)をされた。	迷惑と感じるのは仕方ないと しても、それを態度に出すの は失礼だ。
308	3	理容店	店員	騒がしい方の利用を申し込んだ際、事前に 配慮点を説明しても断られた。	受け入れて欲しい。
309	3	地元 スー パー	レジ店 員	買物支払の際、きちんと時間を割いて対応 してくれた	障がいを持った方と理解して 声をかけてくれる等、皆と同 じ対応をしてくれた
310	3	スーパー	他者	近くにいると急に離れてしまう、じっと見 ている。	() _°
311	3	商店	他の客	スーパーで買い物中、他の客から好奇な目で見られた。	他の客と同じように買い物を 楽しんでいるのだから、当た り前に接して欲しい。
312	3	商店	ハード 面	バリアフリーではない建物が多い。入り口から段差があると困る。	段差が低くても転倒の恐れが ある。特に下りは危険であ る。スロープが欲しい。

			店側	支払いのできる利用者に財布から支払いを	温かい目で支払いをさせて欲
313	3	(支払 い)		してもらおうとしたら、少し嫌な顔をされ、せかせるような態度を感じた。	しかった。
314	3	スー パーな ど	地域住 民	横目でじろじろと見ていた。	珍しそうに見ないで欲しかっ た。
315	3	外出先	周囲の 人	買い物中、周囲から冷たい視線を浴びこちらを見てひそひそ話しをしていた。	見られるのは仕方ないが見続 けないで欲しかった。
316	3	衣類店 など	店員	施設利用者と買い物に言った際、一般のお客様があきらかに避けている様子があり、 店員からも避けられていた。	一般のお客様は、ある程度仕 方ないが、店員には声をかけ てもらうなどしてほしかっ た。
317	3	店	職員	混んでいる所を避けたり、周りの迷惑を考え、職員が支払いを行ってしまう。	時間がかかっても支払いを自 分でする。
318	3	スー パーの レジ		支払いをしていると時間がかかってしま い、待っている人がイライラした目で見て いた。	焦る事無く、温かく見守って 欲しかった。
319	3	駐車場		障害者専用駐車場に車が止まっており、入 れる事が出来なかった。	障害者専用駐車場にむやみに 止めて欲しくない。
320	3		一般の 親子連 れ	すれ違う時に子供が振り返り、その後母親 も振り返るといった動きをしていた。	普通にして欲しかった。
321	3	お土産店	店員	お金を支払うのに時間がかかるのですが、 イライラした態度で机をトントンとたた きながら「まだですか」と怒られ、「ど この施設ですか」と言われた。	障がいに対する理解と、待つ 姿勢がほしかった。
322	3	スーパー	店員・お客さん全員	父と子(自閉傾向)の大声や挙動不審に対し、ひそひそ話をしたり、親への中傷が聞こえた。	
323	3	直売所	店員	一般のお客様もいたためか、「早くして」 と利用者に言っていた。	お金の計算を早く行うことは 難しいことを職員が店員さん に伝えたが、少しいいかたや ペースに配慮が必要だと感じ た。
324	3	スーパー	店員	買うものが5個以下でないと並べないレジで、利用者と別々に会計をしようとした際に、職員が利用者の会計を手伝ったことで2人と見られず、「並びなおしてください」と店員に言われた。	職員が会計を手伝うことは認
325	3	スーパー	一般の 方	利用者の方と買い物に行った際、障がい者 用の駐車スペースに一般の方が停めてい た。	一般の方用のスペースが空い ていたのでそちらに停めてほ しかった。

		I	l co co -		
326	3	ショップ	周囲の方	店内で「これ借りたい」と騒いで訴えてしまい、周囲の方(店員も含む)冷めた視線、ヒソヒソ話をされた	大丈夫ですか?等あたたかい声掛けをしたほしかった
327	3	郡山駅前にて	高校生	娘(当事者)さんと一緒に、駅ビルに向っていた際、高校生より心無い言葉を受けている。	
328	3	店	店員	店員の口調が悪く、差別的な感じを受けた。	一人の人間としての対応の仕 方、見かたをしてほしかっ た。
329	3	コンビニ	客	障害者が物を選んでいた。後ろがつっかえていて、他の客が迷惑そうにしていた。	店員でも他の客でも物を取っ てあげれば良かった。
330	3	店		利用者さんとレジに並んでいた際に、商品に触ろうとしたら <u>「触らないで」</u> と後ろに並んでいたお客に声を出された。	
331	3	買い物 支援の 最中	一般客	買い物支援のために外出すると、一般のお客さんから「大変ですね」と言われること。	「大変」という言葉に違和感 を感じた。
332	3	お土産 店	店員	お金を支払うのに時間がかかるのですが、 イライラした態度で机をトントンとたたき ながら「まだですか」と怒られ、「どこの 施設ですか」と言われた。	障がいに対する理解と、待つ 姿勢がほしかった。
333	3	買物先で	周りか ら	買物の最中大きな声を出したりレジで並んでいる時、前に居た人が少し遠ざかった。 ジロジロ見られた。(2件)	ジロジロ見ずに普通にして欲しかった。
334	3	ホテル	従業員	ホテルのバイキング会場で障がいのある方がにぎやかにしてたので別会場への移行を促されていた。	
335	3	コンビニ	店員	障害者の返品すること。とても <u>汚いものに</u> <u>触るよう</u> にされた。	快く「はい」と言ってほし かった。
336	3	コンビニ	店員	目の悪い利用者が商品に近づいて見た後、職員と外に出たら「万引きしたのではないか」と追いかけて来た。	確認もせず、疑わないで欲 しい。
337	3	買い物	お客さ ん	おもちゃ売り場を見ていたら子連れの親子が「近づいちゃダメ、危ないから」と言われた。その後、 <u>本人も気にされ「僕は嫌われているんだ」とお話しされた</u>	に偏見にショックを受けた。
338	3	スー パーの セルフ レジ	店員	利用者の方がやってみたいとのことでセルフに並んでいたが、「時間がかかるし大変ですから」と商品をもって店員レジに移動させられた	
339	3	買い物 先のレ ジ		後ろのお客さんがレジで時間がかかっている時大きなため息をされた	優しい気持ちで見守ってほし かった

340	3	書店	店員	探している本をうまく店員さんに伝えられず、本当に欲しい本を買うことができなかった。	ゆっくり本の内容を聞いて くれる時間が欲しかった。
341	3	スーパー	一般客	障害者の方が作っている食品が売られているコーナーで商品を手に取った一般客が知的障害者が作った事を知ると <u>「気持ち悪い」「汚い」</u> といって商品を戻していた。	障害者や商品をどう思うかは 個人の自由だと思うが、それ を口や態度に出す事に 少しはためらいや理性を持っ て欲しい。
342	3	プール		外出活動でプールに行き、言葉が分からない人利用者に行動を何度も注意した。	1度話せば、事がを話せないことに気づいて欲しかった。
343	3	コンビ	地域住 民	コンビニに小走りで入って行く知的障害が あると思われる人を見て、軽蔑的な言葉で 笑いのネタにしていたお客様を見た。	どのような人に対しても見下すような態度は、当事者にも失礼で周囲にも不快感を与えることを知るべきである。人としてのレベルの低さに気付いてほしい。
344	4	公園		障害者用トイレがない。和式だけのトイレ の設置であり、不便を感じた。	せめて洋式トイレがあると便 利だと感じた。
345	4	レスト ラン	一般客	食事中、後から入店した客が障がい者の 座っている席を見ながらコソコソと話を し、席を移動した。	そんなにいやだったら始めか ら近くの席を選ばないでほし かった。
346	4	飲食店	店員	混んでいた時に入店したら店員に嫌な顔を されてしまった。	皆同じお客様なのだから笑顔 で迎えてほしかった。
347	4	飲食店	店員	別の人の注文した品を確かめずに、別な料理を待っていた利用者の前に置いてしまった。	
348	4	飲食店	地域住 民	特に騒がしくしているわけでもないのに、 じろじろ見られた。	他の客と同じ対応をして欲しかった。
349	4	レストラン	店員	障害のある方の予約席をとろうとした際、 断られた。	差別なく対応して欲しかった。無理な理由を教えて欲しかった。
350	4	外食先	店員	寒い日にテラス席に移動させられていた。	混んでいなかったので壁際で もも良かったのではないかと 感じた。
351	4	飲食店	店員	質問をしたが、きちんと伝わらず怖い表情をされてしまった。	大変だとは思うが、笑顔で対 応してほしかった。
352	4	外食先	店員	店内が空いているのに誰もいない隅の席に案内された。	配慮してくれたのだろう が、どこが良いか等聞いてほ しかった。
353	4	食堂	店員	忙しい時間帯に大勢で入ったとき大変そう な表情をされた。	

		近所の	ĖΦ	普通の人と少し違う人が来てトイレを汚し	噂話として周囲の人に話すの
354	4	コンビニ		日言の人と少し違う人が来てドイレを汚して、それを見せの怠慢の様にクレームを毎日言いにくる。	
355	4	ファミ リートラ ストラ	他の客	利用者と食事に外出中に『団体で来るな、遅い。』との話が聞こえた。	車椅子の方等がいたので理解 して欲しかった。
356	4	外食先	店員	声が出ている利用者に対してうるさいんで 静かにしてほしいと申し入れがあった	障害に対して理解してほしい と感じた
357	4	レスト ラン	店員	食事を待っていいる際、声が出る利用者に 対して「静かにしてください」と表情が険 しく言われた	
358	4	レスト ラン	店員	バイキングを利用したいと(医療行為のある利用者)問い合わせをしたところ近くに大きな病院もなく他のお客さんも多く利用されるため利用を断られた。	として対応してほしかった。
359	4	レスト ラン	店員	意図的に希望したシートでない所に案内された。	自由に選びたかった。
360	4		店内表 示板に て	「ペット不可」 <u>「盲導犬」もお断りします</u> <u>の表示</u>	「盲導犬」は可にしてほし かった
361	4		お客さ ん	舌打ちを何度かされた	行くことを知らせていたので お店の配慮があるとよかっ た。席の場所等
362	4	レスト ラン	店員	予約を入れようとしたら健常者は良い が、障害者はお断り。	どうしてダメなのか。予約の日が都合悪かったのか。今後 も障害者の利用を断って行く のか説明が欲しかった。
363	4		地域住 民	トイレを使用中、あからさまに嫌な表情をされた。	普通に気にしないで欲しかっ た。
364	4	トイレ	お客様	大人数で外出した際、次々に利用者さんが トイレに行き順番待ちをしていたお客様が 迷惑な顔をしていた。(2件)	
365	4	レ ジャー 施設		利用者と外出している時、順番待ち等をしている時、明らかに距離をとられる。(3 件)	
366	4	外食先 レスト ラン	店員	利用者2人と外食した際、利用者に対して、料理を持って来た時と皿を下げる時、はとまわりの客の様な言葉使いではなかった様に感じた。(年齢は若い店員)	利用者に対しても、私と他の お客と同じように敬語で接し てもらいたかった。

367	4	食事処	店の 作り	利用者の特性から個室のある店を探そう とすると限定されてしまう。店内通路が狭 いと、車いすが通れず利用できない。	更なるバリアフリーの普及
368	4	外食先	店員	車いすの利用者さんを連れて行くも、入り口が二重扉になっており、車いすが扉に引っかかってしまった。数分あたふたしていたが、店員は顔をのぞかせるだけだった。	扉を開けるのを助けてもら い、車いすを入りやすくして 欲しかった。
369	4	食堂	他の客	先に座っていた他の客に嫌な顔や拒否的な 態度を取られた。	無視していて欲しかった。
370	4		店従業 員	障害があることを説明し、利用したいと言うが混んでることを理由に断られる。	離れた席とか、配慮してくれれば利用できると思う。
371	4	トイレ	他の方	障害者トイレを使用する際、使用中で待っていて、しばらくして出てきたのは高校生だった。(一般トイレは空いていた)	
372	4	飲食店	従業員	障がい者は他のお客様の迷惑となるとの理由で断られる(多数回答あり)	全ての障がい者を不可とする のでなく、話を聞いた上で判 断して欲しい
373	4	新幹線 内のト イレ	乗客	広々とした多目的トイレに順番待ちの列ができ、がら空きの一般トイレで排せつ介助をせざるを得なかった	
374	4	公衆ト イレ	他者	専用トイレを使用中、他者からの視線。	そういう方が居ることを理解 して欲しかった。
375	4	食堂	他者	私たちの行状を見て、周りからの冷たい視線を感じた。	特別な目で見て欲しくない。
376	4	ファミ リーレ ストラ ン	店員	初めてのレストランだった為、席を立ったり、騒いでしまった。他の客からじろじろ 見られた。	仕方がないと思う。
377	45			説明やメニュー選択時など、障がい者本人 を無視して支援者だけに話すことがあっ た。	本人にも話してほしい。
378	45	商業 施設		多目的トイレがない時がある。車椅子利用 の方や足が不自由な方が入りづらく、介助 もしにくい。	設置して欲しい。
379	5	プール	お客さん	着替えに時間がかかっていると、「早く!」と嫌な目で見られながら急かされた。	相手の邪魔になっていなけ れば、見守って欲しかった。
380	6	観光先		車いすに乗った方が受付から、階段の為車 いすの方はいけませんと言われていた。	階段だけではなくスロープを 設置するなど観光地として障 害を持った方への配慮が必要 だと思った。

381	6	見学 体験 施設	スタッ フ	やり方の説明をしてくれるが、児童ができないと感じてかスタッフが行ってしまうことが多かった。	
382	5	遊技場	従業員	知的障がい者施設利用者の団体として予約をすると、「予約いっぱいだ」と断られた。 直後、個人名で予約の電話をすると予約が取れた。	ず、分け隔て無く受け入れて
383	(5)	観光地	従業員	遊具(ボート)に乗ろうとしたが、障がい を理由に断られた。支援員同乗。	本人達が納得、理解できる説明(危険性等)や、分かり易い看板など必要。
384	6			車椅子用スロープがない部分が多い。	スロープの設置箇所を増やし 移動しやすいようにして欲し い。
385	5	遊園地		見てないところで、指さしをして何か投げつけるそぶりをしていた。	自分がされたらどうか考えて 欲しい。
386	5	プール	監視員	職員が付き添っているにも関わらず、移動を制止された上、子供用プールに限定され、子供同様の見守り体制を要求された。 パンフレットには、小学生の見守りに対する注記以外の記入は無い。	
387	5	公共施 設	職員	予約していたが、一般客に迷惑がかかる ため、騒がしい方はご遠慮下さいと言われ た。	
388	5	コン サート 会場	会場運営側	車椅子使用の方の場所がポールの付いた立ち見席のような場所でステージが見づらく、身を乗り出して見ている方もいた。付添の支援員さんはずっと立っていた。	などの確保があると良かっ
389	5	観光地	観光客	写真を撮っていて写るから(障がい者に) どけと言っていた。	自分中心でなくてもっと思い やりを持って接して欲しい。
390	(5)	公共浴 場	利用客	障がい者のことをバカにする高齢者が、あいつらはここにきてはダメだ。こっちはお金を払ってきてるんだからと言いふらしていた。	ず配慮があってもいいと思っ
391	6	温泉施設		1階が温泉で2階が食堂だったが、エレベーターが無く足の不自由な障がい者は2階へあがれなかった。	
392	5	店	従業員	「どういう人たちが来るのか」「破壊行為などあるのか」と言われた。	-
393	5	温泉	女性従 業員	温泉利用希望で、障害のある方が行くことを電話で話すと、「重度の方はちょっと」と断られた。	

394	5	日帰り 温泉	一般客	温泉に入った際、入っていた方々が、皆さ ん出てしまった	
395	6	レ ジャー 施設	フロン ト係	迷子が多いので3名に1人職員が付いて欲 しいと言われた。	仕方がないと思う。
396	5	会場	スタッ フ	輪投げを使用としていた障害のある子が、 母親といたが、手助けを求められたスタッ フが拒否した為、時間がかかり、後の客が 迷惑そうにしていた。	多少の手助けをしても良いの ではと思った。
397	5	食堂	店主	利用の予約を入れた時、静かにできるなら 利用可能と返事があった。団体で使用する 場合、個別のレシートを出すなら遠慮して ほしい	
398	5	温泉	女性客	施設で温泉に出かけた際、団体で休憩室で休んでいると、「障がい者だよ嫌だね」と言った言葉が聞こえてきた。	
399	5	リンゴ 狩り	店員	予約を取ろうとしたところ、障害者はリンゴの取り方が乱暴だから、木を痛めるのでダメと断られた。以前に体験したことがあるし、職員がついてもぎ方をするので、と説明したが、駄目の一点張りだった。	てほしかった。健常者でも乱 暴なマナーの方はいるし、障
400	5	キッズ ス ス	店員	障がいがある子が利用すると他の人が恐がったり不安になる(他害などの心配)ので利用を断られた	可能であればスペースを分け たりスタッフが付き添うこと で利用を許可してほしかった
401	⑤	リンゴ 狩り	店員	予約を取ろうとしたところ、障害者はリンゴの取り方が乱暴だから、木を痛めるのでダメと断られた。以前に体験したことがあるし、職員がついてもぎ方をするので、と説明したが、駄目の一点張りだった。	てほしかった。健常者でも乱 暴なマナーの方はいるし、障
402	5	列に並 んでい る途中	一般客	レジャー施設で写真撮影の列に並んでいると、前の方から「なんですか?あなた 達は。私には近づかないで、絶対に触れないでください」と言われた。	どうして欲しいかというより も、障がいのある方への理解 不足を感じた。
403	5	トイレ	利用者	個室に入っていた際、声が出ていた際、ジロジロ見られた	険しい表情で見るのはどうか と思う
404	5	公園	公園で 遊んで いた人	一緒に遊ぼうと思っていたが、いなくなっ てしまった。	避けられているような様子で あったため、一緒に遊んで欲 しかった。
405	5	施設の 駐車場		障害者専用駐車スペースに一般の方が駐車 して、障害者の方を差別的発言をしていた	

	ı	 ж=с	1161 11 12	毎855 またせてきせん よっ米たた	+
406	6	<u>事業所</u> <u>敷地内</u>		無関係な車に対する苦情や、犬の糞を放置させたり、福祉事業所だと知り故意に行っているように思われた。	<u>市に相談したが、指導できないと断られた。フン害に対処して欲しかった。</u>
407	6	道	地域住 民	散策をしていて、草刈をしていた方に皆で 挨拶をしたら無視された。	聞こえていたなら挨拶を返し てほしかった。
408	6	グルー プホー ム 付近		選挙に行く途中で利用者が近所の住民に 「こんにちは」と挨拶をしたが言葉がな かった。	「こんにちは」と挨拶をした のだから返してほしかった。
409	6	スーパー	お客さ ん	親子で買い物をしていた子供の顔に自傷と 思われる傷があり、それを見た別の親子が 驚いた様子で急にルートを変えた。	
410	6	地活	身障者	知的障害者と身体障害者が同じフロアで 機能訓練を行う企画を出した際、身障者 から知障障者と一緒に活動したくないと 言われた。	知的障害についての理解を深めて欲しい。障がい者同士で も差別はあることを実感し た。
411	6	美容室		新規で交渉にいくが門前払いであった。	断るのを前提ではなく条件付でも良いので利用について検討して欲しかった。
412	6	地域	地域住民	以前、近所に外国人の母子が住んでいた。 前の班長さんから、お母さんが日本語は読 めないから、登校班のお知らせを渡してい 無駄と言われた。自治会にも入っていない ため、子供会のお知らせ等も届けなくてい ため、子供会のお知らせ等も届けなくでい いと言われた。お子さんが地元の小学校に 通っていたので、ルビをふったお知らせを お子さんに渡して説明する事を何度かしだ お子さんに渡して説明する事を何度かしだ まったとお母さんから、「お世話になりま した。」ときちんとした言葉でお礼の電話 があった。	いた。無視せず、コミュニケーションの 方法を考える優しさがあって も良かったのではないかと
413	6	施設近隣	地域住 民	グループホーム物件提供申し出があり、町 内会との合意も得たが、物件提供申出者親 族から強硬な反対にあった。	
414	6	道路で	近隣の 住民か ら	近くの自販機に飲み物を購入に行く途中で「見られている。」「怖い」と子供が言っているとの苦情がよせられた。	
415	6	利用者 の方の 自宅		日中生活介護を利用する際、財布を持っていこうとしたところ、ああいう人たちのいるところだと盗まれるから置いて行けと話していた。	員管理も可能である旨伝えら れたと思う。
416	6	病院	地域住 民	「こんな人達が来るから順番が遅くなる」 と言われた。(複数回答)	あたたかい目で見守って欲し い

417	<u>6</u>	地域住 民	皆	身体障害者は障害の理解がわかりやすい が、知的障害者の介助への理解はわかりに	気にしないふりをして欲し い。
417	0	b) III #	фП. Ф	くい。手をつなぐ介助をしていると偏見の 視線を受ける。 際がい者の話してる言葉は動作を見る替む	
418	6	外出先	方々	障がい者の話してる言葉や動作を見て蔑むような視線を送る人がいた。	障害を理解して、一人の人と して見て欲しい。
419	6	地域	住民	地域で生活してきた障がいのある方に対し「子供たちに危害を加える心配がある。 施設に入所させるべきである。」との声が 聞かれた。	
420	6	住宅街	近所住民	グループホームを引越ししようとしたら 「障がいがある人が何か問題を起こした らどうするんだ。」「障がいがあれば責 任を取らなくて済むんだろう。」と言わ れて引っ越せなかった。	認めて欲しかった。
421	6	地域の集まり	地域 住民	障がいがあるという事で、直接会ったわけでもないのに、大きな声を出したり、騒いだりすると思われてしまった。	
422	6	公園	地域住 民	公園に散歩のため出掛けると私達の姿をみかけると遊具などから離れて行ってしまった。	
423	7	ホテル	ホテル	正規の 正面玄関ではなく側の出入り口から 出入り案内された。	できれば <u>正面の立派な玄関か</u> ら出入りしたかった。
424	7	ホテル	一般客	入浴の際、脱衣所で身体障害のある利用者 が衣類を脱いで浴室へ移動しようとした 際、一般客が邪魔だと間接的に口にした。	脱衣所は混んでいたが、何気 ないつぶやきで不快感があっ た。
425	7	スーパー	他者	お客さんが会話を楽しんで食事をしている ところに、私たちの姿を見ると、会話が止 まり沈黙してしまう。	普通に食事をして欲しい。
426	7	温泉	従業員	大きな荷物を持っていたが、部屋に案内されず、荷物も持ってもらえなかった。	差別かどうかは分からない。
427	7	ホテル	ホテル マンか ら	一瞬変な顔をされたことを目撃した。	普通に接してほしかった。
428	8	施設	職員	障がいがあるからと、できる事を制限する。	その人の能力を最大限に生か す支援をしたかった。
429	8	施設	職員や 家族	<u>子ども扱いするような声掛けをよく見る。</u> 敬称だけ付ければ良い訳ではない。	年相応の声掛けが必要。
430	8	施設	職員	穏やかな利用者には必要以上に優しく接 し、問題行動があり騒がしい方については 厳しい態度で接するところを目にした。	障がいは見た目で判断せず、 どんな障害でも対等に接する べきだと思った。

		施設	家族	言語的コミュニケーションが困難な利用者	
431	8	家庭		の場合、家族や職員からのアドボカシーが 重要となるが、本人の意思との差異が感じられることがある。	
432	8	福祉事 業所	管理者	相談支援業務で利用者を連れて事業所を訪問した際、 建物の関係で車いすの方は利用 できないと、すぐに断られた。	
433	8	幼稚園	職員	相談支援業務で未就学児の支援をしていた際、幼稚園に利用の相談をした。対応が難しいため福祉サービスの利用を手とした法が良いと言われ断られた。	
434	8	老健	職員	知的障害を持つ高齢者の入所相談をした。 車イスを自走する方は危険なため受け入 れできないと言われた。	受入を拒否することを前提と した対応であった。 環境作り など、検討して欲しかった。
435	8	飲食店	友人	〇〇と事業所の名前を言った途端、険しい 顔をし暴言を吐いた。	イメージだけで断言した言い 方をしないで欲しかった。
436	8	病院 売店	一般客	重度の火傷(顔面) がある方に対し店に来 ないで欲しいと訴えあり	見守って欲しかった
437	9	市役所	職員	悩み事の相談をすると話を聞いてていねい に答えてくれる。	相談に丁寧に答えてくれることが嬉しい。
438	9	市役所	職員	児童の進路について相談すると、「高校3年生になってからで大丈夫である。」「まだ障害児施設に入所していられる年齢であるのに、空きがあれば中退してでも入所したい等というのは印象が悪い。」等言われた、という話を聞いた。	としているので、優先順位を つけて仕事をするのは、ある 程度仕方がないのかもしれな
439	9	自宅	担当者	外出支援の相談をしたが、そのサービスは ないと言われた。	要望を受け、行政施策に反映して欲しかった。
440	10	病院	医師	体調不良で通院したが十分な治療を受けられなかった。話したり痛み等を訴えたりできないためだろうか。	療をして欲しかった。
441	10	病院	医師	健診に行くと、できない項目もあるため、 健診は受けなくてもいいのではないか、異 常があった時に受診すれば、と言われた。	診る努力をして欲しかった。 以上とは具体的にどのような ことか教えて欲しかった。

		г			
442	10	病院	医師	手術が必要かもしれない状況で、後の管理 が難しいからと積極的に手術の説明がされなかった。 古痛を訴えられないことも理由の1つかもしれない。	病状を優先する時には、障がい特性を踏まえた上で、勝手な思い込みをせず、付添者に相談して欲しかった。
443	10	病院	スタッ フ	待ち時間が長く、飽きて騒ぎ始めてしまった。	順番の変更など、柔軟に対応 してもらいたかった。
444	10	外出先	周囲の 人	一緒に出掛けた時視線を感じる。(2件)	そっと見守って欲しい。
445	10	お寺	参列者	お葬式でじっとしていられず、参列者から 外に出るよう言われ、葬儀に参加させても らえなかった。	親族が亡くなった時ぐらい <u>、</u> 葬儀に参加させて欲しかっ た。
446	10	学校	先生	子供の様子や出来事について考えてもらっていたが対応が遅かった。	もう少し早めに対応をして欲しかった。
447	10	医院		予約した時間に通院するも医院は満席。他のお客さんから離れた玄関口で待っていたが、静かに待っていることができず、奇声、徘徊が始まり外に出て待つようになる。	予約時間の調整をして、待つ 時間を短くして欲しかった。
448	10	美容院	店員	ポイントカードがたまったら割引になるこ とをわかりやすく説明してくれた。	ポイントをためて割引を利用 できた。
449	10	病院	看護師	待合室で待っている間、洋服をほめてもら えることがある。	話しかけてもらえることが嬉 しい。
450	10	美容院		車から降りてスローブの所から散髪の椅子 まで手を支えて誘導してくれた。	た。
451	10	音楽教室	公共施 設の職 員	レッスン室使用時、障害者だからと狭い部屋を使うよう提供された。(身体活動により広い部屋を使用できるようお願いしていた)	
452	10			障害者の方がスーパーやデパート、娯楽施設等、様々な場所で楽しむ様子を良く目にする様になってきたが、冷たい視線やヒソヒソ話をする、振り返って目で追う健常者の様子も良く目にする様になった。	らばせめてすぐに視線を外 すなど、人としてのマナー
453	10	選挙投票所		投票する部屋には事業所からの付添の職員は入れず、投票所担当職員に依頼し利用者の方の選挙をするが、口頭での説明だけであり、写真の提示、掲示さえもされておらず立候補者を選ぶ事ができないまま白紙投票になってしまった。	
454	10		小中学 生	周囲に障害者はいなかったが、ふざけている友達に「障害者っぽい」と言っていた。	

		1 1	I		
455	10	病院	患者	診察を待っている間、座っている場所が隣であったが、嫌がる顔がかなり見られ、「すみません」と言っても何も言わなかった。	ほしかった。
456	10	病院	医師	<u>障害者である為、検査が出来ないと精密</u> 検査を断られた。	どうすれば診察や検査が出 来るのかその手立てを一緒に 考えて欲しかった。
457	10	イン ター ネット	地域住 民等	地域のことについて書き込みができるサイト内で、障がいを理由に、「気持ち悪い」 などの書き込みなどに住んでいるか等の個 人情報がのっている	市町村での把握して対応して欲しいと思った
458	10	床屋	店員	利用者に対し、以前来店した際に大きな声を出されたので散髪はできないと断られた。 (実際に大きな声を出したのかの事実確認が取れなかった。)	対象の利用者は職員が付いていれば落ち着ける為、付添いの元に散髪をしてもらいたかった。
459	10	町内	町役場 ・地域 住民	障がい者支援施設建設にあたり、住民説明 会の開催が必要であった	同じ住民として扱ってほしい
460	10	病院	病院職員	乳がん検診後、「来年は来ないで」と言われた。他の病院での検診時にも時間ばかりかかり儲けにならない様なことを言われた。 (複数回答あり)	
461	10	トイレ	一般の 方	障がい者用のトイレ空きがなく、一般用を 使用し二人で入ると異様な目で見られてし まう	
462	10	病院	医師	検査を嫌がる方に何とか受けてもらおうと したところ、「無理して受ける必要はな い。異常が発見されても治療はできないだ ろう」と言われる。	もっと簡易な検査等でき得る ことを考えてほしかった。
463	10	病院	患者	・汚い、気持ち悪いなど言われ、離れて座られる。・頭がおかしいから仕方がない等の発言。	ロに出して他者に聞こえるように言わないで欲しい。
464	10	病院	医師	・検査できないのに何して欲しいの?・ベッドがもったいない。・病気になったら寿命だと思うしかないでしょう。など言われた。	出来る限りの対応でよいので 検討してくれるなどの配慮。
465	10	病院	医師	障害を理由に嫌がられたり、冷たい態度を 取られた。	平等に接して欲しい。
466	10	病院	医師	脳梗塞で入院し、片麻痺が残ってしまった 為、退院後のリハビリ通院をお願いした が、障害者には指示が通らないので無理だ と言われた。	障害者と健常者との差別はし て欲しくない。
467	10	病院	医師	骨折で入院したが、退院後のリハビリが出来る病院を紹介して欲しいとお願いするが、障害者であることを理由に拒否された。	障害者と健常者との差別はし て欲しくない。

468	10	市町村 役場	地域住 民	利用者さんが子宮がん検診を受けられた後、「検診を行う意味があるの?」と聞かれた。	病気を早く見つけるために健 <u>診を行うということは誰でも</u> 当然・当たり前のことだとわ かってほしかった。
469	10	買物先	地域住 民	欲しい物を探しているだけなのに近寄らず 遠くから見ている。	探している物を一緒に探して あげるとする心遣いがあれば よいと思う。
470	10	学校	先生	支援学校の判定であったが、学校と話をして支援学級に入ったはずなのに、いざ対応が難しくなると「この子がいると対応ができない」と言われたりノートにも傷つくようなことが記載されていた。「この子は支援学校にいくような子」という考えがあったのではと感じる	
471	10	学校	先生	・児童発達支援を受け、できることが増え、自己コントロールも崩れることが無く過ごしていた児童が、就学してから過敏さが増し、人とのトラブルが増えて支援の必要性も増していること。	
472	10	友人宅	友人	子供の頃、障がい者ごっこと言って障がい 者の真似をして遊ぶことがあった。	当時は何も思わなかったが、 この仕事に就いてからはこう いった遊びは大人にやめさせ てほしいと思う。

【問3】日常生活で嬉しかった合理的配慮や助かった支援を経験したことはありますか。

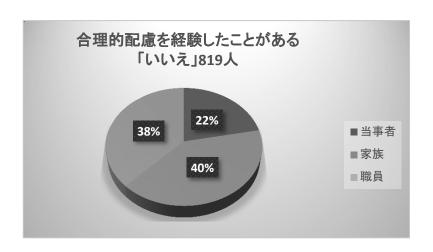
口はい

当事者	125人
家 族	256人
職員	302人
合計	683人

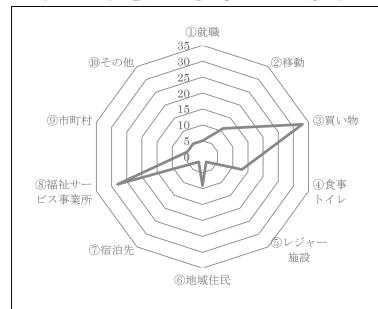


□いいえ

当事者	188人
家 族	329人
職員	302人
合計	819人

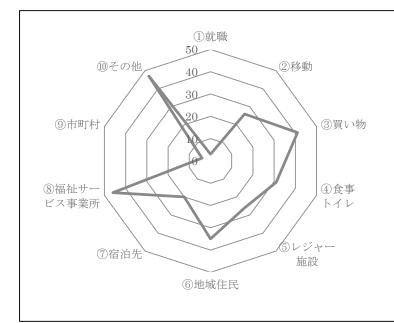


合理的配慮を経験した場所 カテゴリー分類図(各種)



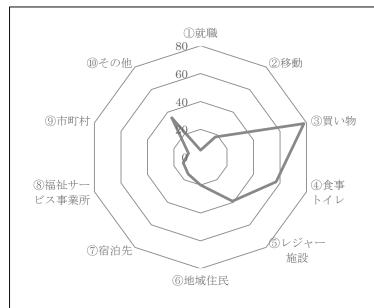
当事者 (113件)

- ・③の「買い物」が最も多く見られる。
- 次いで®の「福祉サービス事業所」、④の「食事・トイレ」が多くみられる。
- ⑤「レジャー施設」、⑦「宿泊先」については少なかった。



家族(280件)

- ⑩の「その他」が最も多く見られる。
- 次いで®の「福祉サービス事業所」③の「買い物」が多くみられる。
- ①「就職」、⑨「市町村」については少なかった。

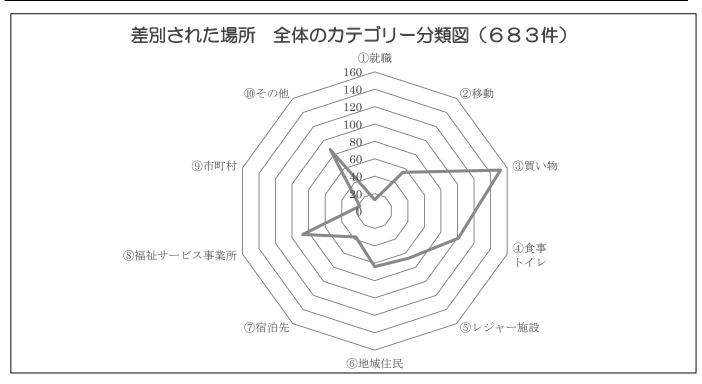


職員(290件)

- ・③の「買い物」が最も多く見られる。
- 次いで④の「食事・トイレ」、⑤の「レジャー施設」が多くみられる。
- ①「就職」、⑨「市町村」については少なかった。

合理的配慮を経験した場所 全体カテゴリー分類図

各種カテゴリー数						
カテゴリー	当事者	家族	職員	全 体		
①就職	5	3	5	13		
②移動(バス・電車等)	11	26	18	55		
③買い物	33	41	78	152		
④食事・トイレ	13	31	57	101		
⑤レジャー施設	2	26	39	67		
⑥地域住民	9	35	20	64		
⑦宿泊先	2	20	15	37		
⑧福祉サービス事業所	28	46	13	87		
⑨市町村	5	4	9	18		
⑩その他	5	47	35	87		
合計	113	280	290	683		



【全体の傾向】

- ③の「買い物」が最も多く実践されていた。
- 次いで④「食事・トイレ」、⑩「その他」が多く見られた。
- ①「就職」、⑨「市町村」については、少なかった。

①就職 ②移動(通勤・バス・電車等) ③買い物 ④食事・トイレ ⑤レジャー施設(プール・カラオケ・映画等) ⑥地域住民 ⑦宿泊先

⑧施設・福祉サービス事業所 ⑨市町村役場 ⑩その他

【問4】問1で「はい」と答えた方にうかがいます。合理的配慮の内容をを具体的にご記入ください。 **≪必要に応じ枠を挿入、付け足して下さい≫**

【当事者】 回答者数 115人

	【当事		凹合有贫		
ΝO	番号	何処で	誰から	内 容	ここが嬉しかった
473	1	GH	支援員	<u>次の職場を選ぶときに真剣一緒に真剣に</u> <u>考えてくれた</u> 。	<u>安心した</u> 。
474	1	店	店員	施設外就労時清掃をしていたとき。	清掃をしたことにお礼を言われた。
475	1	施設	職員	仕事を教えてもらえる。	給料がもらえる。
476	1	施設	先生	先生に今の施設を紹介してもらったことで す。	今の施設に通えてうれしかっ たです。
477	1	前の就 職先で	職員	分からないことをやさしく教えてくれた	<u>ゆっくり丁寧に教えてくれた</u>
478	2	施設	先生	<u>バスの乗り方や電車の乗り方を教えても</u> <u>らえてよかったです</u> 。	<u>電車で市街地に行けてるから</u> です。施設のバスに乗れてう れしかったです。
479	2	施設から家	<i>タ</i> クシー	介護タクシーで施設から家まで送ってくれる。	外泊する時など、介護タク シーを使うと安心して送って もらえる。
480	2	駅	一般利 用客	エレベーター利用の際。	乗る順番を譲ってくれ、言葉 遣いが優しくて嬉しかった。
481	2	駅	一般利 用客	<u>帰省の際バス利用時</u> 。	<u>荷物を抱えていたので、お先</u> <u>にどうぞと優先してくれ嬉し</u> <u>かった</u> 。
482	2	施設 GH	職員	全盲であるが自分のペースに合わせ移動 を支援してくれている。	自分一人では移動できないの で、わかりやすく教えてくれ たりと助かる。
483	2	バス	運転手	<u>降りるときお金の支払いに戸惑っている</u> <u>時に支払い方を親切に手伝ってくれた</u>	<u>次の人を待たせることなくできてよかった。</u>
484	2	地域	家族	生まれつき身体に障がいがあったが、普 通の子と同じように学校に出してくれ た。	毎日学校まで一緒に付き添い 送り迎えしてくれた。
485	2	移動	ヘル パー	タクシーから乗り換えて電車に乗る	おみやげ、ハローキティクッ キーを買った
486	2	バスの 中	運転手さん	<u>分かりやすい案内してもらった。到着時</u> <u>間</u> 。	

		道路	看護学	歩道を歩いていた若い女性が、「車椅子	近くの看護学校の生徒さん
487	2		生	を押しましょうか?」と声をかけてくれ た。	だったらしく、 <u>わざわざ声を</u> <u>かけてくれたのが嬉しかっ</u> <u>た</u> 。
488	2 3	地域	居宅介 護事業 所、地 域の方	施設に入所する前、地域で生活していたが、タクシーに乗れるように協力してくれたり、地域の方も買い物の際など乗せて行ってくれた。	<u>親身になって協力してくれ</u> <u>た</u> 。
489	3	ドラッ クスト アー	店員	体調が少し悪かったので、薬を購入した。	親身になって相談に乗ってく れたので安心して購入でき た。
490	3	スーパー	店員	食品の購入	購入したいものが、見つから ない時に、店員さんから話か けてくれた。
491	3	お店	施設の 職員	買物の時に <u>欲しい物を買ってもらった</u>	<u>欲しい物が何だか分かっても</u> <u>らえた</u>
492	3	CD ショップ	施設職員	<u>欲しいCDを見つけられずにいたら、どんなCDが欲しいのか探り当ててくれて、欲しいものを買うことができた</u> 。	歌手や曲名が分からなかった が、ゆっくりと話を聞いてく れたこと。
493	3	衣料店	職員	洋服を買いに行った時、選びきれずにいると、いくつか候補を見せながらアドバイスしてくれた。	かわいい洋服を選ぶことがで きた。
494	3	CD ショップ	店員	会計する時に時間が掛かってしまった が、怒らずに対応してくれた。	店員や他の客が優しく待って くれたこと。
495	3	商店	店員	<u>支払うお金をまちがえた時に教えても</u> <u>らった</u> 。	<u>優しかったので嬉しかった</u> 。
496	3	旅館	従業員	部屋を案内してくれる時に、親切に丁寧 <u>に教えてくれた</u> 。	<u>迷わないように教えてくれた</u> <u>のが嬉しかった</u> 。
497	3	町内	地域住 民	<u>買い物に行ったときに気軽に話しかけて</u> <u>くれた</u> 。	<u>転んだときに「大丈夫かい」</u> と行ってくれたことが嬉し かった。
498	3	買い物	職員	店内を周り、欲しい物があるかジェス チャーを用いて説明した。	好みの物を選択する事が出 来、また購入する事も出来 た。
499	3	買い物	職員	缶コーヒーが欲しいと伝えた。	缶コーヒーの売り場へ連れて 行って貰い、好きな種類を選 択する事が出来た。
500	3	コンビニ	店員	<u>お金を払う時に、ゆっくり待ってくれ</u> <u>た</u> 。	緊張しないで払う事が出来 た。

				 	
501	(3)	レジ	店員さん	<u>声を掛けてくれたり行動を見守ってくれ</u> <u>た</u>	付添いが母親一人の時は支払 う時等手が足りないので大変 助かり嬉しく思った
502	3	ヨーカ ドー	店員	黒い服を探していたが、なかなか見つからなかった時に店員が一緒に探してくれた。	店 <u>員が一緒に探してくれたこと。結局見つからなかったが</u> <u>遠しかった</u> 。
503	3	スーパー	店員	スーパーで <u>財布からお金をなかなか出せずにいたが、嫌な顔せず笑顔で待っていてくれた</u> 。	<u>笑顔で支払いを待ってくれた</u> <u>こと</u> 。
504	3	ベイシ ア	店員	<u>店員さんに話を聞いてもらった</u> 。	親切にされた事。
505	3	ヨーク ベニマ ル	高校生	<u>暗い時に車まで移動しようとした時</u> 。	車まで付き添ってくれた。
506	3	コンビニ	<u>小学生</u>	コンビに入ろうとした時。	<u>ドアを開けてくれた</u> 。
507	3	買い物	<u>知らな</u> い女性	<u>レジで分からないことがあった時、親切</u> に教えてくれた。	親切に教えてくれたこと
508	3	スーパー	地域の 人	買い物に行近所のくスーパーで、店員さ んが袋入れを手伝ってくれる。	<u>いつも同じように良い対応を</u> してくれるのが嬉しい。
509	3	コンビニ	店員	支払い時、お金を数えるのに手間取っていた時、さりげなく手助けしてくれたこと。	一言「お手伝いしますか?」 声かけをしてくれた。
510	3	理容店	店主	移動手段がなく、電話をかけると送迎してくれる。	送迎しても割り増し料金は取 られない。
511	3	お店	友達	買い物中、てんかん発作があった時に友達が支えてくれて、あとでてんかん発作があったことを伝えてくれた。	怪我をしないように支えてく れたのが嬉しかった。
512	3	店	店員	品物を選ぶ時に丁寧に教えてくれた。	困っていたのでとても助かっ た。
513	3	店	店員	会計の時、金額の金種まで丁寧に教えてくれた。	分かりやすくて嬉しかった。
514	3	施設	職員	定期的に外出し、買い物できる環境があ る。	気分転換する機会を作ってく れる。
515	3	お店	店員	細かいお金での支払いの時は、お願いする と財布から出してくれた。	がうれしかった。
516	3	店舗	店員職員	欲しいものを選ぶゆとりがあった。(3件) 売り場が分からず店員に聞くと案内してもらえた。 (1件)	自分で選ぶことが出来た。 丁寧に案内してもらえてうれ しかった。

			-	毎日かりにち、アンフンフジェアノもナナ	しにもとは、マウクに注意し
517	3	店	店員	顔見知りになっていろいろ話してくれます -	てくれる
518	3	ローソン	店員	ありがとう。と声を掛けられた	優しかった
519	3	ファミマ	店員	やさしく声を掛けられた	笑顔で言われた
520	3	スーパー	スタッ フ	子供のころ、迷子になった時助けてくれた	優しくしてくれた
521	3	旅行先		エスカレーターがこわくて乗れなかった が、エレベーターまで連れて行ってくれ た。	エスカレーターがこわい気持 ちをわかってくれた。
522	4	手伝い	スタッフ	まかないを快く出してくれる	「お疲れ様」「いっぱい食べてね」とほめてくれたり頼りにしてくれるのがうれしい
523	4	幸楽苑	店員	親切・丁寧に声をかけられた	笑顔が良かった
524	4	食堂	店員さん	食事をするのが遅かったが、ゆっくりで大 丈夫ですと言われた	
525	4	レストラン	店員	上手に話をできない自分に代わり職員が注 文をしていたが、飲み物を選ぶ時に店員が 職員ではなく自分にメニューを見せてく れ、指差しで選ぶことができた。	
526	4	レスト ラン	店員	ドリンクバーやスープバーで、おかわりを する度に汚してしまった。 <u>少し離れた所で</u> 見守って、自然な様子で掃除をしてくれ <u>た。</u>	嫌な顔をせず、優しく対応してくれたので気兼ねなく飲むことができた。
527	4	レスト ラン	店員	昼食時で混雑していたが、優先席に案内してくれた。テーブルまで付き添ってくれたので、ぶつかったり転倒することもなかった。	
528	4	レストラン	店員	座るところが分からず困っていると、店員から声を掛けてくれて席に案内してくれ た。	困っている時に声を掛けてく れて、一緒に席に移動してく れたので安心した。
529	4	ラーメ ン屋	職員	テレビがかかっていたけどテレビの音が苦 手。	店の人に音を小さくして欲し いとお願いしてくれた。
530	4	その場面場面	職員	誘導する際、一つ一つ説明してくれた。 (区切って伺う事で頷いていた。)	分かりやすく説明され安心 だった。(区切って伺う事で 頷いていた。)

531	4	居室	職員	排泄をしている際、カーテンを閉めたり、 一つ一つ声掛けをしてから行ってくれたこ と。(区切って伺う事で頷いていた。)	カーテンを閉めてくれた。声掛けをしてくれた。(区切って伺う事で頷いていた。)
532	4	トイレ	職員	夜間トイレに起きた際に付き添いをしてく れた。	付き添いをする事で、安全に 歩行出来た。
533	4	トイレ	職員	トイレに行きたいと訴えた。	直ぐにトイレへ連れて行って 貰えた。
534	4	グルー プホー ム	世話人	食事を作ってもらうこと。	食事を作ってもらうことが嬉 しい。
535	5	カラオ ケボッ クス	職員	好きな曲を選ぶ事が出来た。	好きな曲を歌う事が出来た 為、満足した。
536	5	レ ジャー	ヘルパー	小名浜のカラオケまねきねこへ行く	歌を楽しんだ
537	6	自宅	近隣住 民	自分では出来なくなった草刈りや雑木の刈り払いをしてもらった。	自分が頼まなくても近隣住民 が気にかけてくれた。
538	6	近所	地域の方	脱走して勝手に家に入った時面倒を見てくれた	危険が回避でき助かったのと 同時に普段からの周知の大切 さと理解していただけること の有難さを感じた
539	6	道路	地域の人	信号待ちで青になった時、車椅子を押して横断歩道を渡ってくれた。	「 <u>押しますよ。」と言われて</u> 驚いたが、初めてだったので 嬉しかった。 年配の女性でした。
540	6	地域行 事	地域の 方	困っていたり、どうしていいかわからない 時、助けてくれた	家族のように関わってくれた
541	6	町内	地域住 民	町内での行事などに楽しく参加できている。	地域の人が受け入れてくれて いること。
542	6	お店	住民	パン屋か服屋での出来事を話している。	優しくして貰ったんだ等の好 印象の言葉が聞かれた。
543	6	地域住 民	母親	みんなと一緒に助け合いました	
544	6	A•P	近所の 人	色々目配りをして車を止めてくれた	自分でも注意しているが助か る
545	6	自宅	まさる 君	家の草刈り、畑の手伝い	困っていると助けてくれる

			<u> </u>		
546	7	身元引 受人	身元引受人や その親 戚	ご飯の際や、それ以外の余暇の時間の時。	とても優しく接してくれた。
547	7	不明	家族 親戚	外泊等でご家族や親戚と会った時の出来 事。	話を聞いてくれる事。
548	8	施設	職員	<u>落ち着かない時に、職員がマンツーマンで話し相手になってくれる。</u>	職員と2人きりでゆっくりと 話ができたこと。
549	8	施設	職員	友達と喧嘩した後、自分の気持ちを言えず にいたが、職員が一緒に謝ってくれた。	自分の気持ちを感じ取ってく れたこと。
550	8	施設	職員	<u>折り紙をしている時、一緒に折りながら、本の内容を分かりやすく説明してくれた。</u>	ー緒に折って楽しかった。 分 <u>かりやすく説明してくれて</u> 、 新しいものを覚えられた。
551	8	施設	職員	本の内容を丁寧に教えてくれた。	分からないところを分かりや すく教えてくれたこと。
552	8	屋外の 歩道	体験利 用した GHの 職員	歩行器を使用しているが、傾斜のある場所 で、歩行器や身体を支えてもらった。	転倒しないよう支えてくれたこと。
553	8	利用施設	職員	欲しいゲームを買いに連れて行ってくれ た。	自分では、行けないので付き 添ってくれたこと。
554	8	グルー プホー ム	支援者	旅行など	楽しかった
555	8	事業所	職員さ ん	障害の特性を理解していただき、対応していただいている	集団生活の中で強いこだわりを持つ自閉症者への対応は大変だと思うが、本人が毎日楽しく過ごせていることに心から感謝している。
556	8	スーパー	ヘル パー	スーパーで欲しい物の売り場がわからす にいるとヘルパーが店員に聞いてくれ た。	<u>聞いてくれたおかげで欲しい</u> <u>物が購入できた。</u>
557	8	事業所	支援員	映画が見たいが観たいとの希望に対して、 情報を提供してくれたこと。	観たい映画を決めることができた。
558	8	自宅	ヘル パー	笹飾りを作って欲しかった時、お願いする と作ってくれた。	
559	8	事業所	職員	生活、仕事、お種の相談	色々教えて貰った。仕事の話 を聞いてくれた。
560	8	施設	職員	ゆっくりなペースに合わせてくれること	いそがされないこと

561	8	施設	利用者さん	おやつや昼食を食べ終えた時、後片付けしてあげるよと言われてとても嬉しかった	
562	8		職員さ ん	利用している日 大変楽しめます	口数が戻って元気が出る
563	8	施設	職員	外出の時、一緒に行動してくれたり話しかけてくれた。	笑顔で誘導してくれたことが うれしかった。
564	8	駐車場 施設	職員	外部事業所から帰ってきた時におかえりとこえかけをされたこと。(1件) 行事等分かるように説明してもらえた。 (1件)	心配してもらえてうれしかっ た。
565	8	施設	職員	お風呂での介助について	身体や髪を洗ってくれること
566	8	施設	職員	一人では難しいこと(作業)を手伝ってく れる	手伝ってもらいできることが 増えた
567	8	施設	職員	他の人と仲良くできる様にしてくれた	職員が間に入り話をしてくれ た。友達ができた。
568	8	施設	職員	役割をもらえた	皆をまとめる役割をもらえ、 職員も色々手伝ってくれる
569	8	施設	職員	ゆっくりなペースに合わせてくれること	いそがされないこと
570	8	施設	職員	トイレがとても近く、治療しても治らない。 居室にポータブルを準備してくれた。	<u>自分の体のことを気遣ってく</u> <u>れている</u> ところ。
571	8	施設	職員	色々教えて貰った。	元気が出た.
572	8	事業所	ボラン ティア	バザー時に教えてくれた。	教えてくれた。
573	8	施設	施設	施設からGHに移行したが、色々と問題を起こしてしまった(本当は施設にいたかった)。一度施設を出たが、また自分を施設に戻してくれた。	施設に戻ってこれて嬉しかっ た。
574	8	施設	職員	仕事をしててが自分なりに頑張った時いつ も「頑張ったね」と言ってくれる	いつも応援してくれる
575	8	施設	職員	施設でいつも話しかけてくれる。	いつも話しかけてくれる

576	9	A•P	職員さん	ニか月に1回訪問があり、色々相談にのっ てくれる	約束を守って資料を持って来 てくれた
577	9	作業室	支援員	利用者から悪口を言われて相談したら話を 聞いてくれアドバイスをしてくれました。	
578	9	市役所	職員	手話や文字板などさりげない対応だった。	さりげなく当たり前に対応している所。
579	9	労基署	職員	面接時に体調等を優先して日時等を決めて くれた。	体調を気遣ってくれた。
580	9	不明	職員	不明	いろいろとお世話になったん だ。との回答。
581	10			周囲がコミュニケーションを図ってきてく れるようになった。昔に比べて自分も穏や かになった。	
582	10	歯医者	職員	前もって予約数を減らし、丁寧に対応して いた。	周囲への配慮もあり、前もっ た準備として感心した。
583	10	床屋	店員	いつも「今日はどんな髪型にしますか」と聞いてくれる	
584	10	病院	事務員	足がわるくて階段が上がれず困っていたとき、手をとって一緒にあるいてくれた。	
585	10	病院	先生、 受付の 方	胃カメラが上手にでき「上手にできたね」 と声をかけてくれた。受付の方も「大丈夫 でしたか?」と言葉をかけてくれた。	褒められて嬉しかった。気にかけてくれて嬉しかった。

【家族】 回答者数 248人

NO	番号		誰から	内 容	ここが嬉しかった
586	1	レイ	他人	他の人でしたが、 狭いトイレの中で2人で 用をしていましたが、用が終わってから 出てきました。	他の人でしたが、 <u>別の所に障害者トイレの場所を教えて頂</u> <u>いたことが嬉しかったです</u> 。
587	1	出先で		<u>名前を呼んでもらったり話しかけていた</u> だいた	<u>職場以外でも見守って下さっ</u> ている感じがうれしい
588	18			子供のレベルにあった事業所を見つけることができ、毎日楽しくいっています。	スタッフの方々あたたかい。
589	2	通学路	地域の 方	明るく挨拶をして頂ける。「おはよう」 「いってらっしゃい」「お帰り」と道で会 うと必ず言っていただける。	分け隔てなく接して頂ける事 に喜びを感じる。
590	2	通園バ ス乗降 場所		通園バスの乗降場所として利用している商店の駐車場に通園バスが到着した際、その商店を利用していた一般の方が帰る所と重なり待って頂く形となりました。保護者がお礼に頭を下げ、息子が手を振ると優しい笑顔で手を振りかえしてくれました。	息子に対しての優しい気持 ち。

		新幹線	女性の	3列並びの真ん中が空いていたのでそこに	励まされたと言ってくれたこ
591	2	初十十十小水	方	座らせて頂き、とうとうおしゃべりしていた。	
592	2	バス	運転手	<u>バスの中で、運転手に運賃を渡すように</u> <u>している</u> 。	<u>こころよく対応してくれてい</u> <u>る</u> 。
593	2	電車	近所の 方	<u>様子を見て言葉をかけ家に電話をかけて</u> <u>いただいた</u> 。	<u>配慮</u>
594	2	バス	運転手	<u>仙台からの高速バスで福島に着いた時、</u> <u>降りるのを見守ってくれた事</u>	<u>優しかった</u> 。
595	2	帰りの バスの 中	運転手	一人で帰りのバスの中で寝てしまい少し乗 り過ごしてしまった時、その分のお金はと られなかった。	
596	2	道路	交通指 導ボラ ンティ ア	安全にバス停に行ける様に指導してくれ ています。	出来るだけ同行して指導して くれます。
597	2	電車花 水駅	事務員	本人の持っているテレホンカードが公衆 電話に入れても反応がなく何度もやって いる事に気づき家に連絡してくれた。	<u>事務室の電話を使わせても</u> らったり、声をかけていただ き嬉しかった。
598	2	駅	駅員	障害者連れなのでトイレの場所(優先トイレ)等を聞いた。	親切に教えてくれた。
599	2	バス	乗客	本人と母の席がなくたっていたところ、 本人が体を前後に揺らしていたので「座 りな」と言って席を譲ってくれた	ずっと立っているでもよかっ たのですが、見るにどうもお かしいと思って譲ってくれた のだと思います。(てんかん があります)
600	2	電車	男の人	席を譲ってくれた	大変だったのでうれしかった
601	2	バス	乗客	本人と母の席がなくたっていたところ、本人が体を前後に揺らしていたので「座りな」と言って席を譲ってくれた	ずっと立っているでもよかっ たのですが、見るにどうもお かしいと思って譲ってくれた のだと思います。(てんかん があります)
602	2	通学路		昔のことになりますが、小学校へ通学途中、陸橋の込み合っている中から、「お母さん、頑張って」と声を掛けられた時、いずこの人か解りませんが、思い悩んでいた時であった為、涙がこぼれる思いであった。	相手を思いやる一言
603		空港	係	<u>早めに移動させてもらえた</u> 。	<u>移動に時間がかかるので助かった。</u>
604	2	乗り物 に乗る とき	近くの 方	ステップを上がるとき、なかなかできな かったとき手伝ってくれた。	自然な対応で嬉しかった。

605	2	内	見知ら ぬ人	<u>電車に乗車してすぐに席を譲ってくれ</u> <u>た</u> 。	目的地まで立ったままでは不 安だったので、すぐに席を 譲ってもらえたことがうれし かった。
606		駅	駅員	<u>障害を持った弟と二人で東京から郡山に</u> <u>二人っきりで電車に乗ったときよくして</u> <u>くれた</u> 。	<u>切符をなくしたとき駅員の対</u> <u>応がよかった</u> 。
607	2	移動時	運転手	「大丈夫ですか?気をつけて」と手を差し 伸べてくれた。	手を差し伸べられて嬉しかっ た。
608	2	バス内	運転手	バス通学の練習時、急いでしまって回数券が上手く出せずにいると、 <u>「ゆっくりやり</u> な」と声を掛けてもらった。	
609	2	移動	バス運 転手	自分が降りない所でボタンを押して迷惑 をかけていた時、叱らないで、押さな かった日は褒めてくれて、飴やドリンク をくれた。	<u>叱らず対応してくれて、本人が喜んでいた。</u>
610	2	高速バ ス	バスガ イド	高速バスで東京まで行くとき全て指定席でしたが、足を伸ばしが出来る空席を探してくれ「こちらの方が少しは楽ですよ」と移動させて下さった	乗車したとすぐに気配りして くれた事
611	2	駅	駅員	<u>通学中、改札口からホームに向かって声を掛けてくれる</u> 。	顔見知りになってから、電車 の遅れ等、声を掛けてくれる ようになった。
612	2	沖縄	タク シー運 転手	<u>色々と話し掛けてくれたり、自家製のバナナやジュースを持ってきてくれた</u> 。	思いやりを感じた。
613	2	自宅前	運転手さん	<u>横断</u>	帰りの時間に迎えが間に合わ なかった時自宅まで送っても らった時
614	2	市内バス	運転手さん	<u>並んでいる他のお客さんに、「お待ちく</u> ださい。」と声をかけてもらった。	配慮に。
615	2	馬尺	駅員	電車の乗車で、車椅子のまま乗車できる ようにしてくれた	
616	2~8			各場所で、優先的に利用させてくださったり、椅子の用意や、場所の確保をしてくださり、助かっている。ねぎらいの言葉をいただいている。	
617	23 8	おいて	世話人 支援員	一人の生活がままならない中で多くの方 にサポート支援を頂いています。 それすべ てが合理的配慮です。	
618	3	セブン イレブ ン	店員	行き付けのお店で二人で言って支払いが 遅い時は声をかけて下さいと言ったら、 「大丈夫です」会計は二か所あるからと 言って下さった。	子どもが行きつけの場所には 声をかけているが <u>笑顔で対応</u> <u>してくれるので嬉しいです</u> 。

619	3	商店	店員	家から無断で店に出掛けた。直なお菓子を レジに持って行ったが、店員がお金を持っ てもう一度レジに来て欲しいと説明してく れた。	ことで、お金を払わなくても 大丈夫と認識せずに済んだ。
620	3	CD ŊIJŊް	店員	普段はDVDを眺めるだけで車に戻るのだが、DVDを持って車に来てしまった。急いでレジに支払いに行った。	店員に「待ってました」と暖かく言われた。訳を話すと、 「大丈夫ですよ」と笑顔で言われ嬉しかった。
621	3	商店	店員	<u>レジ待ちの列で、大きな声を出して周り</u> <u>に迷惑を掛けてしまった</u> 。	店員が優しく声を掛けてくれ たり、他の客も嫌な顔をせず 見守ってくれた。
622	3	商店	店員	買い物を頼んで <u>1人でスーパーに行った。</u> 頼んだ物と違う高額な物を手に取り、お 金が足りず困っていた。店員が「一度戻 してから商品を見直してみよう」と一緒 に探してくれた。	高い物を買わせず、売り場に 一緒に行って納得できるよう に探してくれたこと。
623	3	商店	店員	レジが終わらないうちに買ったパンが欲 しくて袋を手に取っていた。「何か欲し いのですか?」と聞いてパンを渡してく れた。	障がい者と分かった上で、何 をしてもらいたいのかと確認 してくれたことが嬉しかっ た。
624	3	施設	職員	全ての行動に支援していただいている様 子。	あいさつ・・職員さんの笑顔と言葉
625	3	スーパー	店員	<u>自分が買い物をさせたいので、少し時間がかかったのですが、笑顔で待っていてくれました。</u>	<u>障がいがあることは感じている様子でしたが、お客様として接してくれた事です</u> 。
626	3	カワチ	レジの 人	商品を出して支払う時、見た目以上に両 手、両足の裏が痛くてもたついていたら、 籠を運んでくれた。	<u>他の人に「他のレジに回って</u> 下さい」と声を掛けてくれた 事
627	3	お店	店員	会計の際に支払いが遅くても「大丈夫ですよ」といって待ってくれた。レシートを 折って財布にいれやすくしてくれた	「また来てください」と言ってくれた。障がい者という目ではなく「こども」としてみてくれた
628	3	デパート	店員	迷子になって本人が話もできないため、母とはぐれていたところ、一緒について探してくれた。	
629	3	スー パー	店員	・声が大きかったりテーブルを叩くなど、 少し違うことをしていても、やさしく声を かけてくれた。	怒るのではなく、元気だね。 怪我しないでね。の声かけが 嬉しかった。
630	3	大型書 店	客	・外見から障がいがあると分かる青年男性が、レジ待ちで並んでいる列に割り込んでいたが、優先的に会計できた。母親らしき人が謝りながら付き添い、大変そうだった。	

631	3	ベニマル		・レジでバーコードをピッとしたいと騒いだときにやさしく話をして落ち着かせてくれた。	焦ってしまったりするので自 然な対応をしてくれて助かっ た。
632	3	パー	レジ係	釣銭の気配り、買いすぎなども気遣ってくれる	丁寧な対応
633	3	スー	店員	商品の並びがきちんとしてないと落ち着か ないでいたら、笑顔で「大丈夫ですよ」と 見守ってくれた	お互い様ですと言って、うちの祖父母が徘徊したときは教えてくださいと、笑顔で言われた。
634	3	店	店員	財布からのお金の出し入れ	じっと待っていてくれた
635	3	デパート	店員	迷子になって本人が話もできないため、母とはぐれていたところ、一緒について探してくれた。	
636	3	スーパー		釣銭の気配り、買いすぎなども気遣ってく れる	
637	(3)	スーパー	レジ店 員	レジからテーブルまで重いカゴを運んでくれた。	その気づかいがうれしかっ た。
638	3		んより	お店の話でなく、話しかけていただいた時	も嬉しそうなようすでした
639	3	近所の人	商店の 人	1人で買い物へ行き、お金が足りないにもかかわらず品物を渡してくれた。その後親が支払いに行く	金銭感覚が無いので、だめだと言われるとパニックになることもあるので、そのままわたしてくれたのがよかった。
640	3	コンビニ書店	店員	優しい笑顔で対応してくれた。	同じ目線に立って、理解・対 応してくれる事。
641	3	レジ		買い物を袋に入れて笑顔で渡してくれた。	袋に入れた笑顔
642	3	ベニマル	他の客	トイレで待っていると順番を譲ってくれた (1件) 発作が起きた時(1件) 買い物の際、お釣りを落とさない様にビ ニールに入れてくれた(1件)	「待つ」事が難しい特性に配 慮してもらえた
643	3	店	店員	金額をはっきりと伝え、金銭授受の補助や ゆっくりと待ってくれた。	普通の客と同じ扱いをしてく れた事。

			œ, \ <u>↓</u>	野夫担づも し ナリロイナン N st か	フ <i>はもち</i> まにモロフへが しさ
644	3	パー	に来て いた周 りの人	駐車場でカートを片付けてもらい助かった。	子どもを車に乗せるのが大変なことをわかってくれたこと。
645	3	コンビストア	店員	店長が知人であった為か、支払方法や待ち 時間に配慮してもらっている。	店全体で障害を理解しても らっている事。
646	3	ビデ オ・ CDを 借りる	店員	同じ物を何回か借りるので少し時間がかかる	待ち時間が少し早くしても らっている
647	3	書店	店員	本人が定期購入している本を毎回取り置き してくれる。顔を見ただけで、何かあれば 声を掛けて対応してくれる。	
648	3	スーパー	お客さ ん	買い物を済ませてレジも終わり、駐車場の車へ向う途中に、本人が持病の発作が起きて 荷物持っていた(両手)時、みしらぬ人が親切に車の中まで連れて乗せていただきました。もちろん荷物も一緒に運んでくれてとても助かりました。	
649	3	スーパー	女子高 生や若 い人	若い女性の人や学生に興味があるのか、知らないのに近くに行って話しかけていた。	最初はびっくりしてたみたいですが、きちんと笑顔で返事してくれて、本人はとてもうれしかった様子でニコニコ顔をしていました。
650	3	スーパー	レジの 方	同じレジの方がいつもやさしくお声掛けをしてくれる。	見える。
651	3	東京 ディズ ニーラ ンド	施設	障害を持っているので長い列に並ばず飽き ずに入れた。	長い事待つ事は無理なので嬉しかった。周りの方には申し 訳ありませんが。
652	3	イオン のジー ンズ店		試着の際、風変りに感じたようだったので、障害があることを伝えたら「大丈夫ですよ」言ってくれた。	対応がとても親切でその後も 覚えててくれてとても感じが 良かったです。
653	3	コンビニ		コンビニの隣りに用事があり本人を車に乗せたまま用事を済ませて戻ると本人が居なくコンビニで飲み物を持ってしずの前にいました。私はお金を持ってきておらず「お金がないから」と言ってもきからでも大丈・です」と嫌な顔をしないで「いつでも言ってください」ととても助かりました。本人は何も知らずにおいしそうに飲んでいました。	コンビニでどこの誰だかわからないが「大丈夫です」と言ってくださりとてもうれしかったです。
654	3	コンビニ	店員	いつも行っているコンビニの店員さんはわかってくださり、本人が早くレジに行ってしまい私が買い物が遅くなってもレジを止めておいていて、「ゆっくり見てれても大丈夫ですよ」と言って声をかけてくださって待っていてくれます。	

655	3	パー	地域の 方	子どもがぐずっているときにレジの順番を 譲ってもらえたことがある。 	子ともの様子を微笑ましく見 守ってもらえたこと。
656	3	スーパー	店員	高い所の物が取れない時に取ってもらった	
657	3	スーパー	店員	声かけした時にも嫌な顔せず。	きちんと対応してくれた。
658	34	道の駅 いなわ しろ	店員さ ん	混雑していたのでキョロキョロ車椅子を探 していた。	何も言わなかったのですが、 駆け寄ってきて「車椅子持っ てきましょうか?」と言って くれた。
659	4	ラーメ ン屋	店員	嬉しそうにラーメンを食べていると、他の 客に「うるさい」とバカにされた。	店員がフォローしてくれた。
660	4	レスト	店員	席まで誘導してくれたり声掛けをしてくれ たりと、障害に合わせた対応をしてくれ た。	忙しい中、心強く感じ助かっ た。
661	4	飲食店	店員	第と定食屋に入りご飯を食べた。残ったご飯をお茶漬けで食べたいと言い出し困っていると、 店員がお茶漬けの素を出してくれた。	ニューには無いものを出して
662	4	店のトイレ	他の客	母親との外出中、男子トイレに入ってから中々出てこなかった。入り口から呼んでいたら、 トイレから出てきた他の客が「他に誰もいないから中に入っても大丈夫です よ」と言ってくれた。	理解して、優しい言葉を掛け
663	4	外出先	施設職員	聴覚過敏で店の音に困っていた。	店側に音を小さくしてくれる よう頼んでくれたころ。
664	4	施設	職員	買い物などに行ってくれる。	楽しく買い物ができる。また は外食が楽しみ。
665	4	トイレ	他の使 用して いる方	トイレが我慢できずにいたところ声をかけ てくれた。	先にゆずってくれて嬉しかっ た。
666	4			合理的配慮がなされ、平等に調整されたこと。	配慮が嬉しかった。
667	4			合理的配慮がなされ、平等に調整されたこと。	同じ目線に立って、理解・対応してくれる事。
668	4	飲食店	店長	障害があっても、理解を示してくれて接してくれる。	健常者と同じような扱いをしてくれた。
669	4	トイレ	並んで いた人	順番を先にしてくれた。	

		喫茶店	庄트	毎回利用している為、事前に電話を入れる	【他のお客の俎思にえいづらい】
670	4			と席を開けていてくれる。	<u>本人の落ち着く席</u> を用意して 食事を提供してくれる。
671	4			トイレを済ませ、手を洗い、スペースから 出る時、小さな女の子がドアを開けてくれ た。	
672	4	飲食店	店の方	食事中発作があり、その時に失禁してし まった。	嫌な顔せず対応してくれた。
673	4	店内	店員	時々行くお店で、子供がお箸を使えないので、いつもスプーンをお願いしているのですが、言わなくてもスプーンを用意してくれた。	
674	4		中年の 女性	女性トイレに入るのに介助をお願いした。	こころよく介助してくれまし た。
675	4	市民会館	先生	7月に詩吟の試験があり、免許皆伝に合格 する。	合格しお金が免除になった事 です。
676	4	飲食店	お店の 方	いつも食べに行くとやさしく声をかけてく れます。	
677	4	トイレ		トイレ待ちをしている時に先に順番を譲っ てくれた。	
678	4		周りの 人	急な雨の中、タクシーで目的地で降車したが、車椅子が水の中に入り、段差があったので本人の傘を差しながら四苦八苦していると周りにいた方が、ずぶ濡れになりながら段差を上げてくれ、本当に助かった。	同左
679	4	レスト ラン	店員	少し奇声を上げても普段通りの対応をして くれた。	同左
680	4	レストラン	店員	普通の人と変わりなく接してくれた。	同左
681	4	道の駅		会津に行く途中、トイレが混んでいて、先にするよう勧めて下さった。	トイレを先に勧めて下さった。
682	11	ファミレス	店員さ ん	娘と2人で、お店に行くと2人用の席に案 内されたが、並んで座ると落ち着くのでと お願いしたら4人用の席にしてくれた。	
683	4	公共の トイレ	知らな い人	トイレで並んでいたが、待てなかったので一旦出てきて再度並んだときに、「さっき並んでいたでしょ」と先に譲ってくれた。	

684	4	ファー スト フード	店員	・子どもが選んで一度受け取ったおもちゃだが、違うものを欲しがるため、交換して欲しいことを伝えると、快く交換してくれた。	笑顔で対応してくれた。
685	4		順番待 ちをし ている 人	・混んでいて騒いでしまったとき、順番を 先にしてもらった。	みんなが待っているのに文句 を言わずに譲ってもらった。
686	4	飲食店	店員	カウンター席しか空きがない状況で、テーブル席が空いた時、優先的に変更の案内があった。	
687	4	レスト ラン	店員	食べる時に下にこぼしてしまうことが多く、迷惑を変えたが、「大丈夫ですよ」と 笑顔で言ってくれた	気兼ねなく食事出来た
688	45 6		世話人 支援員	家族ができない事をしていただいている。 グループホームでも地域住民の方の理解も あり楽しく生活している。	
689	46	食堂	店の人	食事の際、小分け茶碗をだしてくれた(1件) 本人に対してお菓子をくれたり声を掛けて くれる(1件)	近所の人が優しくしてくれる
690	(5)	舟下り	50歳 前半母 親	テーブルをはさんで座り、「どうぞ」 と、スナック菓子をティッシュの上にくれ た。	自分の子供より先に娘にくれた。
691	5	レ ジャー 施設	東京 ディズ ニーラ ンド	事前申請によりアトラクションを待つこと なく対応してくれる。	合理的配慮が理解されていて 対応がよかった。
692	5	映画館	従業員	6月に映画を見に行った時、席などにこだわりがあり、大きな声を出したり落ち着きませんでした。従業員の方に上映が始まっても落ち着かない時は帰りますので待たせてほしいとお願しました。	時、このことを話してくれま した。結局、その日は見れず
693	(5)	あぶく ま洞	並んで	通路が狭く、階段もあったので「遅くてすいません、先にどうぞ」と言ったら「大丈夫ですよ」と言ってもらえた。	
694	⑤	村民 プール		障害者手帳提示	利用料が無料
695	(5)	温泉施設	他の客	更衣室で、衣類を入れていたロッカーの番号を忘れてしまい困っていると、隣にいた 利用客が場所を教えてくれた。	
696	6	ケ゛ームセン ター	他の客	夏休みにゲームセンターで遊んでいた時に 痙攣を起こして倒れた。近くにいた顔見知 りの方が子どもが倒れたことを店員や私に 教えてくれた。そのおかげで、すぐに救急 車を呼ぶことができた。	合いの方であったが、子ども のことを覚えていてくれてい

697	5	空港	職員	持ち込みの弁当で食事をする際、食事する 場所を提供してくれた。	周囲に人がいたが、車いすで もそのスペースを提供してく れた事。
698	5	公園	職員	車いすで食事をするのに畳のスペースを快 く受けてくれた事。	「また来て下さい」と言われ たこと。
699	6	キョロン村	職員さん	ドキドキスライダーとゴーカートが好きで、どちらの職員さんも障害者であることを伝えたら覚えていてくれて何度行っても親切に対応してくれました。	
700	5	遊園地	係員	アトラクションの内容がとても激しいものなのでやめた方がいいとアドバイス。	怖い思いをさせてはかわいそ うだったので、アドバイスが 嬉しかった。
701	5	ホテル	従業員	特別扱いしている感じがしなく、さりげない気遣いがあった。	子供扱いする事なく普通の扱いであった。
702	5			観光地で列が長く、待ち時間が長いと伝えると先頭にしてもらえた。	
703	5	県外	他人	出先でトイレに行った際、独り言の多い娘 の様子を見て、前方に並んでいた方が、順 番を譲ってくれた。	
704	5	公園	他の子 の母	多動の息子を見守ってくれた。	自分の耳が聞こえないので代 わりに注意をしてくれたこ と。
705	5	動物園	駐車場 の誘導 員	何十分も駐車場に入れなく待って、やっと 自分の番になった時、子供の顔を見るな り、入場口の所に車を止めさせてもらえた	「どうぞ」と障害者を見て配 慮してくれた
706	5	丘球場	ボラン ティア スタッ フ	多目的トイレがなく困っていると、ボラン ティアスタッフがトイレまで付き添ってく れた。	
707	5	サービ スエリ アの駐 車場		トイレへのアクセス	障害者スペースへ駐車する と、トイレに行き易い。
708	5	感覚 ミュー ジアム	スタッ フ	・コースを通り終わり、後は出口へというところで最後のコーナーへに戻りたいと無き騒ぐわが子に、もう一度戻って良いよとやさしく対応してくれた。	たり、冷たい視線を注ぐ中で
709	5	テーマパーク	スタッ フ	療育手帳を見せれば長時間並ばなくてもよ いように時間を決めてくれて乗ることがで きる	

710	5	公園	他児の親	「滑り台を逆に登っていたから注意しましたからね。」と言われた。	他に誰もそうしてくれる人がいなかったので有難いと思った。
711	(5)	ディズ ニーラ ンド	施設	健常者と異なる入口から早くいろいろな乗 り物に乗れた。	時間がからずいっぱい乗れ た。
712	5	テーマパーク	スタッフ	療育手帳を見せれば長時間並ばなくてもよ いように時間を決めてくれて乗ることがで きる	
713	5	温泉旅館	責任者	露店風呂に入浴中汚してしまうが、特に注意を受ける事もなく普通に接してくれた。	嫌がる事もなく許してくれ た。
714	5	ニーランド	働いて	見て見ないふりをしないで声をかけてくれた。 そこで失敗してしまった時も嫌な顔もしないで「大丈夫です」と言ってくれた	気持ちが楽になった
715	56	プー ル・地 域住民	域住民	滑舌が悪く、聞き取りにくいにも関わらず、話相手になってくれた。	本人目線の対応
716	6	自宅	近隣住民	毎月施設に預けている息子を自宅へ外泊させている。近所でリフォームする際に、外泊の日程を確認して、リフォームの日程をずらしてくれた。	て、外泊期間中に大工作業の
717	6	近所	近隣住民	幼い頃から知っている近所の方に外で会った時に、声を掛けてもらい、笑顔を見せている。	
718	6	自宅で	近所の 人から	帰省した際には、面会に来てくれていた。	
719	6		知人	いつも気にかけてくれ、本人に話しかけてくれる。	る。
720	6	自宅	隣人	声をかけてくれて、遊びにおいでと自宅に呼んで話をしてくれる。娘に合わせて話を聞いてあげたり、教えてくれたり、身近な話をしているようです。	たり、暑いときは冷たい飲み
721	6	公園	方	市の清掃で自分から進んで草刈り(草むしり)に参加して何人かにほめられていました。	
722	6	地域	近隣の方々	単独行動は難しい為、常に家族と過ごす上で地域の方々の理解に助けられている。	隣人の方々との挨拶などを通 してコミュニケーションを 取っている。

723	6	市街地	地域の方	道の真ん中を歩いたり、立ち止まってしているのを目にした地域の方が家まで送り届けてくれた。	
724	6	道路	知り合い	挨拶など声掛けや話しかけをしてくれる。	
725	6	自宅近 隣	近所の方	家から外へ出てしまい探すも見つからずに 困っていた時に近所の方が本人が歩いてい る所を見たという情報が回り無事に発見す ることが出来た。	
726	6	自宅周 辺の道 路	住民	自宅周辺の道路は道幅が狭く、歩行をしていて車と出会ってしまうと避けるのに精一杯です。知り合いが私達親子が歩行しているのを見かけると回り道をしてくれスムーズに歩行することが出来ました。	
727	6	地元や スー パー		出掛け先で、子供の同級生や保護者に会った時「元気にしてる」等の声を掛けてくれた。	
728	6	近所	さんお ばあさ ん	小学生の時、犬の散歩をしているおじいさんに会い、犬の散歩に興味を持ち、時々散歩の時間に行くようになり、その後、そのおじいさんが近所に住んでいることを知りひんぱんに行くようになり、迷惑ではないと快く受け入れていた。子供も現在高校生になったが、その後も交流が続いている。	も迷惑になることはないと長時間交流を持ち、本人が興味をもったことを一緒になって行ったり教えたりしてもらっ
729	6	地域住 民	全般	出会った人はちょっとでも話しかけてく る。	立ち止まって話しかけてくれるので嬉しかった。
730	6	不明	不明	普通に接してもらえる。 (挨拶や声掛 け)	普通に接してもらえる事。
731	6	近所		ごみ捨てに行くと挨拶してくれる	
732	6	スーパー	近所の 方	優しい対応と理解ある対応	片言の会話に付き合ってくれ たこと
733	6		近所の 人	時々面倒を見てくれる。	
734	6	自宅	住民	どうしても長時間の留守番で、食事などを お願いしました。	いざという時、助けてくれた ことです。

			近所の	優しい対応と理解ある対応	片言の会話に付き合ってくれ
735	6	パー	方		たこと
736	6	近所	近隣住 民	犬の散歩中、近所の人から話しかけられ る。	近づいて話しかけてくださ り、顔見知りになれた。
		近所の	友人。	- 公園で遊ばせていて顔見知りになった近	カミングフウト前後恋わらず
737	6	公園	知人	所の方々に子の障害についてカミングアウトするが、変わらず接してもらっている。	
738	6	物置な ど	近所の 人	他人の家の物置内に入ってしまっていた が、嫌な顔せず対応してくれた	お互い様ですと言って、うちの祖父母が徘徊したときは教えてくださいと、笑顔で言われた。
739	6	自宅		帰宅している姿を見つけると、おやつを 持って来て話しかけてくれる。	会話にはなかなかならない が、名前を呼んで話してくれ る。
740	6	避難生 活して いる時	地域住 民	お風呂に入る時や外を歩いている時に優しい声掛けをしてもらった。	
741	6	地域	近所の 方	私の子は、知っている近所の方には、必ず 挨拶をする。	障がいのある子にでも、挨拶 をされるととても嬉しい、と 言ってもらえる。
742	6	近所で	近所の 方	隣近所の方々が、娘に対して話しかけて下 さったり、いつも笑顔で対応してもらって いる。	
743	6	近所で	近所の 方	行方不明等の時、どっちの方向に行ったとか、一方では何も気にせずにいて下さった等、ご近所には助けられた。	
744	6	地区	地区の 子供や 保護者	育成会活動に参加していた時。	特別視される事なく他の子供 たちと活動した。
745	6	地区	地域住 民	地域のいろいろな行事や日程を教えてくれる。	我が子は人と話すのが大好き なので、話を聞いてくれて嬉 しい。
746	6	自宅周辺	住民	本人が一人で遊んでいる時、近所の方が声を掛けてくれ、相手をしてくれた。	気軽に声を掛けてもらえた。
747	6	自宅の庭	隣の家 の男の 子(当 時中 2)	車から自宅への移動時、「久しぶり〜」と 顔を覗き込み挨拶してくれる	他の子にもするような声のかけ方。差別する様子もなく、中2の男の子が声をかけてくれたことが嬉しかった。

		村	村民	人の手をかけさせない	褒められた
748	6	<u>የ</u>	沙氏	人の手をかけるほない	数のつれた
749	6	町内	地域住 民	外で姿を見掛けると、声を掛けくれる。	「行ってらっしゃい」等、声 を掛けてもらえた事。
750	6	町内	地域住 民	通学・通勤中、声を掛けてくれる。	見守られているという安心 感。
751	7	宿泊先	ホテルマン	大きなホテルで部屋が解らなくなった時、 言葉足らずによく対応し部屋に案内してく れた	こちらの方ですかと丁寧に話 をしてくれその後本人に優し く元気つけてくれた
752	7	旅館	従業員	宴会が和室だったが、車イスのまま上が らせてもらった。	<u>タイヤカバーをかけてもらっ</u> た。準備が良いと思った。
753	7	会津 方面の 旅館		温泉に出かけた時、兄妹2人旅が珍しかったのか、いろいろ配慮していただいた。	食事の時等、面倒を見てくれ、その間に食事が摂れるように配慮してくれた。
754	7	千葉に あるホテル		宿泊予定日、体調の急変時、近くの対応可能な病院を探してくれた	重度傷害を抱えた子供を受け入れてくれる病院を迅速に探しタクシーを呼んでくれるなど、その後の対応も嬉しかった。
755	7	旅館	仲居さ ん	食事の時、優しくしてくれた。	嬉しかった。
756	7	宿泊先	従業員	宿泊先での細かな配慮がある。	宿泊先のボーリング場では ガーターが続く様子を見た従 業員が溝を塞いでくれた。
757	7	の 大浴場	の一般	数名の障害者と見守り同行者で入浴していたが、他の障害者とペースがずれ息子が一人入浴している状態となった。母親は浴場に入れず、心配で入り口で待っていた所「大丈夫ですよ。上手に入っておられました。今出てこられます。」と声をかけて頂けた。	ろう息子にも優しく声をかけて頂いたのだろうと思う。嬉しかった。安心できた。
758	7	仙台	宿泊先	通院の際に2階ではなく1階の部屋を取って貰う。	通院の度に1階にして頂ける 事。
759	7	ホテル		以前泊まった時に大丈夫だったからと普通 の部屋を予約していたが、車椅子でチック インしたら、バリアフリールームに替えて くれた。	
760	7	ホテル		<u>普通に接してくれたこと</u>	

761	7	宿泊先	従業員	てんかん発作を起こした際、車椅子を用意 してくれた	申し出る前に、気づいて対応 してもらえた
762	7	ホテル	従業員	バイキング会場でにぎやかな音が苦手のことを伝えたら、一つ隣の部屋にしてくれました。	
763	7	飲食店	店員	ロを拭いたり手を拭いたりするのに紙ナプ キンを使っていたところ、おしぼりをテー ブルに置いてくれた。	本人に向かって笑顔で「たく さん食べていってください」 と話しかけてくれた
764	7		従業員 の皆さ ん	食事の際の席	本人が落ち着く席を取ってお いてくださる。
765	11	旅館	フロン トの 方、仲 居さん	宿泊予約の時、夕食が会場食だけの場合、 壁際か端っこにして欲しいとお願いした ら、その通りにしてくれた。	みんなと少し離れた所にして くれ、仲居さんからはお水な ど歩かなくて良いようにと席 に置いてくれた。
766	11	11	11	食事の際の声かけ(意味は分からなくても 声をかけてくださる)	「美味しいから食べてごらん」「もうすぐお蕎麦が出るよ」などの声かけ。
767	11	ホテル	11	温泉へ毎年、家族で同じホテルに宿泊しているのですが、掃除機を本人が見つけ、やりたい素振りを社員の方が見られ、笑顔で声をかけて下さり、掃除機を使用させて頂いたことが3回ありました。	
768	7	那須の宿	女将	夕食は部屋食でしたが、朝食はレストランという宿で「朝食 部屋がよろしいですか」と言ってくれて部屋で周りに気をつかう事なく食べれました。	子どもの様子をみての心遣い がうれしかったです。
769	7	ホテル	従業員	バイキング会場でにぎやかな音が苦手のことを伝えたら、一つ隣の部屋にしてくれました。	
770	7	県外		周りの方が車椅子での移動を手伝ってくれ た。	1人で押していたので助かっ た。
771	8	施設	施設職員	人格・人権を尊重して頂き、仕事・労働 の成果・結果をきちんと認めている。	本人の口から仕事が楽しいと 聞いた時。
772	8			移動支援、デイサービス	遠距離であったが合理的に対 応してくれた。
773	8	病院	地域住 民と病 院職員	雨が降っている時に、ベビーカーを走らせていたら、周りにいた方が傘をさしてくれた。	

		施設	支援者	就労支援事業所で、丁寧に接してくれる。	日々の対応、コミュニケー
774	8				ションが、楽しくできてい て、仕事を頑張っている事。
775	8	事業所	職員の 皆さん	本人のペースに合わせ、根気よく待ち、必ず名前には「さん」付けで呼んでくれている。	
776	8	施設	職員	自宅に外泊する際に、「いってらっしゃい」と声を掛けられた。	職員からの声掛けで、アット ホームな雰囲気を感じられ た。
777	8	病院	病院職員	障がい特性などを話し、長い時間待っていられないことを伝えた。合間を見て診察の順番を早めてくれた。	た。
778	8	施設	職員	仕事を最後までやっていると賞賛された。	家では言わないとやらない が、施設ではやっているこ と。
779	8	施設	職員	他の方に嫌なことをされて落ち込んでいた とき。	職員に声を掛けられたことが 嬉しかった。
780	8	施設	職員	年に数回レジャー施設等に連れて行ってく れる事。	いろいろ楽しんで帰られる。
781	8	施設	職員	陶芸にいく事。	楽しい。
782	8	施設	職員	親が出来ない事を全部職員さんの手と心を 頂いています。感謝です。	本人の表現の乏しい部分をす ぐにご理解いただける事。
783	8	施設	職員	親より先にご本人に気づき対応してくれま した。	感謝しました。
784	8	いわき 希望の 園	支援員	平成15年4月より通園していますが、1度も嫌がらず毎日楽しみに通所しています。支援して下さるみなさんの配慮だと思います。支援員の大変なこと見るにつけ頭が下がります。支援員が少しでも楽になる様願っております。	
785	8	通所し ている 事業所	職員	本人に分かり易い言葉で理解し納得できるように伝えてくれている。又、興味のある事については支援の手を多方面から差し伸べてくれる。	本人と向き合ってくれる姿勢の中で物事の分別が付いてきたと同時に周囲との関わり方も身に付けられるようになった。
786	8	ている 事業所	支援者	目標を上げ楽しく日中活動をしている。	人として成長している。
787	8	通所し ている 事業所	職員	施設の中で本人の気持ちに添って対応して 貰えること。	1日の中で施設であった出来事を話題に家庭でも本人とコミュニケーションが取れる事。

788	8	B型作 業所	支援員	個々の得意不得意に合わせて仕事を任せている。	苦手な事を無理に行わなくて もいい。
789	8	施設	職員全 般	気さくに話しかけてきてくれて心配事等を 聞いてくれた。	傍に寄って話しかけてくれ た。
790	8	福祉 サービ ス事業 所	職員	大便の粗相の後始末をしてもらった。	大便のついた下着を洗い流してきれいにしてもらい、頭の下がる思い。
791	8	通所している事業所	職員	毎日いろいろすべての事でお世話になり楽 しく過ごしている。	毎日元気に楽しく生活していける様子。
792	8	通所している事業所	職員	通園バスの乗車について	バスコースの変更、座席の変 更等対応して貰えた事。
793	8	施設	サポー ター	散歩の中で息子と笑顔で受け答え	息子がサポーターさんの名前 をあげて嬉しそうに話す。
794	8	施設	職員	子供に合った仕事を与えてもらっている。	楽しく仕事に通える。
795	8	通所している事業所	職員	保護者が本人のヘルパー通院を事業所に伝え忘れていた。いつものヘルパーで事業所職員とも顔見知りであると思われるが、家庭からの連絡を受けていない事で保護者と連絡が取れるまで安易に子供を引き渡さなかった。	
796	8			時間を融通して頂いています。	笑顔で対応して頂いた。
797	8			月間利用日の変更や増やしについて。	こころよく了解して頂いた。
798	8	設	支援員	今日も休まず頑張れたねと、お褒めの言葉 をかけていただいた。	ついた。
799	8	通所している事業所	職員	体の具合が悪い時、もめごとがあった時	その都度こまかく連絡をして いていただいた事
800	8	福祉施 設		が出来ている。レストランなど、家庭では 連れていけなかった経験を積むことが出来 ている。	
801	8	施設の クラブ		車に忘れ物をした時、「私が見ているから言ってきていいですよ」と声をかけてくれた。また、自由に動いてしまう子どもに対して怒ったりせず、「戻ってこれる時においで」と声をかけてくれた。	

		移動遊	フタッ	外に出てしまいそうになったときに、障	詳しかけてくわたことか 白
802	8	具	フ	害があると言っても嫌な顔をせず、「たくさん遊んで行ってね」など話しかけてくれた。	由に使わせてくれたこと。
803	8	保育園学園病院	対応し てくれ る方々	・子のことで母が悩んだり落ち込むときに アドバイスをもらえ、理解が広がってい る。	子の行動を否定することな く、助けてくれ、成長したこ とを喜んでぬれている。
804	8	幼稚園	先生方	・わが子がグレーゾーンであり、幼稚園に 入園できないのでは…と思いながら先生に 子が発達障害があることを伝えた。	快く入園の許可をくれた。
805	8	施設•事業所	先生方	・子どもの立場や特性を理解して声かけや 伝え方を配慮しもらった。	子どもが安心して過せる環境 を作ってくれた。
806	8	子育て 支援セ ンター	職員の 方々	障がいをカミングアウトしてから遊びに行 くと気にかけてみてくださっている	行くたびに成長の変化など声 をかけてくださる
807	8	施設	職員	明るく挨拶してくれる。子供について細か く質問しても、答えてくれる。	同左
808	8	当学園	職員	東京都の眼科通院当日、本人が学園内で抱り、電車に乗り遅れそうな時に、職員が本人に説明し、駅まで送ってきてくれたこと。	
809	8	施設	職員	職員に怪我をさせてしまった。	職員方が温かく見守ってくれ た。
810		以前通 所して いた作 業所		パニックを起こしてイライラすることが増 えたとき	一日の流れの見通しがつくように、写真などを使って時間割を作ってくれた。
811	_	施設	責任者	いうことを聞かなくなって相談したら、少 しずつ良くなってきてます。	
812	8	通所施 設	職員	非日常の行事等の場合、予定表を作って渡 してくれます。	自閉症の子に分かりやすいよ う文字以外に絵や写真など工 夫して対応していたこと。
813		ホーム	職員	けがをした時や病気の時に、病院に連れて 行ってもらった。	
814	8	自宅	社会福 祉関係 者	目が不自由なので時々心のケアにきてくれるので嬉しい	

815	8			保育園に入園できず、仕事復帰できないと 困っていたが、児童発達支援施設で預かっ てくれた	本人の発達に合わせてゆっく りやってくださるので本当に 助かっている。
816	810	病院	施設の 職員、 医師	インフルエンザ予防接種をする際に施設等 の職員に補助してもらった。関医院の先生 が車まで来て注射してくれた。	初めて(慣れない)場所に行 くのが困難な子の対応。
817	9	品川区 役所	担当職員	施設入所の際に親切に対応してくれた。	施設見学に行ってくれた。
818	9		区の民 生委員	人権擁護週間に開催される江戸川区講演会 での民生委員の日頃からの活動報告	ー生懸命差別解消の為に活動 している様子
819	9	障害福祉課	職員	・手続きの説明を受ける際、子どもが飽きないようにお絵かきが出来るものをもってきてくれた。	
820	9	保健セ ンター	保健師	健康診断時知的障害があることを伝えると 本人分かるよう丁寧に話をしてくれた。	親切に対応してくれた。
821	10	病院で	病院の 人々か ら	健康診断を受けた時色々な場面で本人が理解できる様配慮してくれたこと	胃透視のさい、検査技師の方が、本人のそばで手をかざして(言葉だけではなく)やってくれたこと
822	10	病院で	受付の 方	とても混雑していて、だんだん声をだすようになり「静かに」となだめていると早めに呼びますねといってくれた。	
823	10	通園バス乗降 場所		通園バスの乗降場所にさせてもらっている 公共施設は休館日であっても、通園する事 業所が通園日の際にはチェーンをせず解放 してくれている。	心遣いが嬉しい。
824	10	床屋	店長	いつもの床屋でも拘り行動(壁を叩き音を楽しむ)がある。隣家と壁続きの店であるが、状況を事前に伝えてくれている事で苦情にならない。 顔そりやカットなど次の動きを伝えながら進めてくれている。	いる。
825	10	母の職場	従業員	知的障害がある事を知り、本人の理解が分からない状態でも話しかけてくれる。本人が分かるように声をかけてくれる。	

826	10	医療機関	受付	待ち時間が長く、待合室がいっぱいの時、落ち着いて待つことが難しい事を伝え、外出して良いかを訊ねた所快く承諾してくれ、診察時間が近づくと携帯に連絡してくれた。以降、混雑時はいつも同様に対応してくれる。	診の度に受付の方から声をか けてくれる。(他の患者さんに
827	10	わらじ 祭り会 場	案内係	わらじ祭りの時、敷物を持参して行ったが、恒例の親と太っていてやっと歩いていた様な格好に見えたのか、車いす使用席に案内された。	車いす使用者の席が空いているので「どうぞ掛けて下さい」と案内され、ゆっくりと見物出来た。
828	10)	病院	病院の 診察が に書い てある。	障害者が診察の時、優先的に診察して頂ける。	騒がれる心配なく嬉しい。
829	10	保育所		集団がダメなので、親子でみんなより先に 卒業式をしていただいた。	先生方と親子だけで本人は落 ち着けた。
830	10			どこでもやさしい。できない事をがんばり ます。	
831	10	病院	看護師	待ち時間を待てないことを伝えると、隣 の部屋が空いているので配慮してくれた こと。	看護師の配慮。先生がその部 屋で診察してくれた事。
832	10	病院	看護師	通院時に看護師に名前をおぼえていただき 気軽に声をかけていただいた。	対応の仕方がうれしかった。
833	10	ツタヤ 白河店	店員	DVDがみつからなかった時	メモを見ながら一緒にDVD を親切にみつけてくれたこと
834	10	学校	教員	本人の特性に配慮した適切な教育環境が確 保されている。	本人の成長に結びついている 事
835	10	病院	職員	理解が遅くても、ゆっくりと説明してくれ た。	方針として親は口をはさまないようにしている為、丁寧な説明は嬉しかった。
836	10		利用し ている 事業所 スタッ フ	<u>体験や見学に連れて行ってもらった。</u>	普段できないことをさせても らい、本人がとても満足し笑 顔になった。
837	10	マシエベタド	住人	車イスの為に出入り口のドアを開けてくれる。エレベーターを押して待っていてくれる。	
838	10	病院		待ち時間が長いのは大変なので、優先カードがある病院がある。	混んでいても早めに診てもら える。

			I — / _		
839	10	病院	看護師	長期に治療していた耳鼻科で、ネプライ ザーの番号にこだわりがあった。	行くたびに息子に「どこでやる?」と聞いてくれ、うまくそこに座らせてくれた。
840	10	病院	看護師	看護師さん達がニコニコと見守って下さった。 た。	ニコニコと見守って下さった。
841	10	旅行先	60代 女性	バスの席が隣になり、温かい言葉をかけて下さった。「お兄ちゃん、お利口にしてちゃんとしているから」とお土産をいただいた。	
842	10	床屋	店員	順番が回ってきたが、すぐに動けず椅子になかなか座れずにいたが、本人が動けるまで待っていてもらえた。	
843	10	病院	病院	待つことが苦手なため、すぐに診察して もらえるカードを頂いた。	長時間待つことに対して配慮 してもらええた。
844	10	友人宅		補聴器を装着したばかりの頃、ガヤガヤしたところが苦手だった娘。そのことを話すとついていたテレビを消してくれた	気持ちが嬉しかった。
845	10	病院	医師 看護師	何回か通院するうちに、どういう子か解って頂いたようで、「駐車場で待ち、順番が来たら携帯電話に連絡する」という対応を取ってくれるようになり、連れて行き易くなった。	
846	10	床屋さ ん	店主	・混んでいる時時間のかかる客が複数いる時、具体的に30分位とか1時間位と言ってくれる。 ・空いている時間帯、曜日を事前に教えていただいた。 ・慣れてくるとバリカン・ドライヤーその他の器具に手を出し、エスカレートするので厳しく禁止してもらうなどの配慮をしてもらう。	る。30分位は平気で待てるようになる。 ・本人が楽しく調髪できている。ずーとお世話になり、気
847	10	銀行	銀行員	本人を連れて銀行で引き出ししようとした ところ、本人が払い戻し書を書いている様 子を見ていた銀行員が払い戻し出来ないと 言っていた。	が、防犯上では助かった。
848	10	病院	医者、 看護師	個別で入院させてもらい他者に気遣わなく てすんだ	いつも個別室にしてくれる
849	10	イベン ト会場	スタッ フ	子供向けイベントに参加した際、障害の ため並べないとスタッフの方に伝えると、 並ばないで参加できた。	
850	10)	幼稚園	先生方	<u> 周りの子達と同じように役割をあたえて</u> <u>くれて、行事にも参加できている。</u>	子どもの負担にならないよう に配慮しながら対応してくれ る。

851	10	病院	看護師	暴れていて危険だったり物や人にぶつかったりと病院のほうへ苦情が来ているので、 受診の際は電話連絡をし、車で待っている。	病院の中でずっと待たなくて 済む。電話番号を登録してく れた。
852	10	保育園	先生方	・正面や周りをビニールカーテンをつけ、 開閉できるようにし、勝手に出入りできな いようにしてくれた。また、室内に鍵をつ け、飛び出しが無くなり安全に過せるよう になった。	入り口が全開状態ではなく なったので登所・降所時に駐 車場へ走るのを防げた。
853	10	フォト スタジ オ	スタッフ	・七五三の写真を撮るために「落ち着きがない子なので場に慣れるように見学させて欲しい」という相談を受けてくれた。	
854	10	カース	コーチ チーム メイト	子どもを受け入れて練習に参加できるようになった。	子どもを受け入れてくれたこと。
855	10		職員の 皆さん	診療の順番	本人が待っていられる時間内 で診てくださるよう、さりげ なく配慮してくださってい る。
856	10	床屋	理容師	長年、髪を切ってもらっていた床屋さんが辞めた為、近所の新しい平日1100円の店に行くようになった。切った髪の処理の仕方等こだわりを先に話してやってもらった。	親切に接してくれてスムーズ に終えることが出来た。
857	10	病院	医師	待ち時間を短縮してくれた。	
858	10	病院	施設の 職員	夜勤明けで疲れてるのに見舞いに来てくれ たこと。	疲れているのに見舞いに来て くれてありがとうございまし た。
859	10		ボラン ティア	スポーツ大会時、握手を笑顔で受け入れて くれた。	笑顔で相手にしてくれたこと
860	10	個人病 院	システ ム	優先診察カードを発行してもらい、混雑 時でも待ち時間を短縮してもらってい る。	待つことが苦手なことを理解 し、配慮してくれたこと
861	10	地域グ ラウン ド	スペ シャル オリック 事務局	運動する機会が少なかったが、陸上競技場で魅力的なプログラムを作ってくれた。	地域で運動できるのはありが たい
862	10	床屋	店員	非常に丁寧に対応してくれた	頭を触られるのが苦手だった が、一人で行けるようになっ た
863	10	歯医者	歯科医	治療内容についてきちんと説明し、無理を せず、合わせてくれた。	何をどこまでやるのか明確に してくれたこと

864	10	様々な 場所	様々な 方	様々な場面で車いすで移動をしていると道 をあけてくれたり、段差等は手伝ってくれ る事もある	
865	10	店	知人の 女性	やさしく声をかけてくれた	
866	10	病院	同席の 一般女 性	消毒で来院して席に座っていた時に、痛い事を思い出して鼻を叩いて鼻血が出てしまい大声を出して順番を待てなかったら、看護師さんに早くしてあげるよう声かけし、 先生に伝えてもらった。一時的に別室にて待たせてもらった。	解していて手でタッチしてく れたり落ち着く様に接して頂
867	10	病院	受付	待つことが苦手。何をされるのか不安。と、とても病院が嫌いだが、待ち時間ぎりぎりまで車中で待たせてもらうことでスムーズな受診ができた。	待ち時間を車で待ち、電話で 連絡をもらえた。
868	該当 なし			生活全般で優しく、親切にして頂いてうれ しく思っています。	

【職員】 回答者数 310人

	【唨貝		凹合石刻		
ΝO	番号	何処で	誰から	内 容	ここが嬉しかった
869	1	トイレ 掃除の 時	会社	聾の方が清掃作業で就労した際、トイレ 掃除の時の使用中かどうかノック等では 分からない為、ドアノブに「使用中」 カードをかけることにした。	相談してすぐに手書きのカー ドを作成し、社員に利用を伝 えてくれた。
870	1	面接会場	企業担 当者	知的障がい者にも分かりやすく、ゆっく りとした口調で話してくれた。	理解に少し時間が掛かること を伝えると、本人に合った対 応を取ってくれた。
871	1	会社	総務部長	身体障害の方で車いすの方が建設会社に 就労されることになり、会社では事務所 へのバリアフリー代とその方は頻尿があ り、それに対応して定時にヘルパーさん が対応して頂けるようになり、就職が決 まった。	どんなに障害が重い方でも、 みんなで知恵を出し合って課 題を克服できたことが嬉し かった。
872	1	就職先	職員	<u>体調不良で長期の欠勤をしてしまった</u> が、労働条件を変えて復帰を後押しして <u>くれた</u>	<u>相手を尊重して、柔軟に受け</u> 入れしてくれた
873	1	ボウリング場	店員	受付や靴のサイズを伝える際、利用者の ペースに合わせて1つ1つ分かりやすく伝 えてくれた。	<u>利用者の障がいを理解して本</u> 人のペースに合わせてくれ た。
874	2		地域住 民	挨拶をするとそれに、笑顔で応じてくれ た。	笑顔で接してくれた事。
875	2	電車	高校生	<u>車椅子の方の乗降を何も言われずに行っていた。</u>	自主的に行える事がすばらし いと思った。

876	2	バス	運転手	利用者とその家族の状況から融通を効か せて対応してくれる。	定期切れ、料金未払いについ て、後払いで対応してくれ る。
877	2	電車で	乗客	足が不自由な方が乗車して来た時優先席 がいっぱいで一般席の客同士で声を掛け て席をゆずった	1人ではなく客同士が皆で対応したところが嬉しく思った
878	2	四季の 里にうり りつで	シーの	児童が外をじっと見ているのを見て、 「もう少しゆっくり走ったほうがいいの かな?」と笑いながら話しかけたり、 「寒かったら冷房を弱めるから言って ね。」と優しい声掛けが多かった。	子供たちの目線で、(子供たちが返事が出来なくても)優しい声掛けをしてくれたのが嬉しかった。
879	2	街中	ハード 面	以前に比べ、移動支援等を受けスーパーや 病院などに出掛けている方が多くなった。 まだまだ不自由を感じるところもある が、バリアフリーが進んできている。	ゆっくり話を聞いたり、ゆっくり移動して良いことを話されながら街中を歩いている。
880	2	駅	駅員	電車に乗ろうとした視覚障害のかたを手 引き誘導し車内へ案内してくれた。	対応がしっかりしていた。
881	2	電車		<u>席をゆずってもらった</u> 。	席を譲ってもらえる配慮が嬉 <u>しかった</u> 。
882	2	駅	駅員	新幹線を利用する際、乗車の時に駅員さ んからスロープを準備してくれた	<u>駅員さんから配慮して頂けう</u> れしかった
883	2	電車の ホーム で	駅員の 方から	毎日の通勤御苦労様です。大変混み合いますが、もう1歩中へ入りホームの方が乗れる様御協力願います	
884	2	駅	駅員	・視覚障害を持っている方が、駅員さん と一緒に手をつなぎ、ホームまで案内し てもらっていた。	自分でも移動できる方であったが、駅員さんの心遣いで丁 <u>寧な対応だった</u> 。
885	2	会津若 松駅	駅員	<u>車椅子を階段上まで駅員2人で上げているところを見た</u> 。	素直に嬉しかった。
886	2	バス	運転手	<u>自ら降車できない利用者に対して声かけ</u> <u>や優しく見守って頂いている</u> 。	<u>本人の特性を理解して下さっている</u> 。
887	2	駅 新幹線 ホーム	駅員	新幹線乗車の際、各所で多くの配慮を頂いた (多数回答あり)	障害を理解しての配慮
888	2	駅	駅員等	<u>電車に乗る時と降りる時に気配りを示してくださった</u> 。	笑顔で声を掛けて対応してく れた。
889	2	郡山駅から高崎駅	駅員	新幹線に乗車した際、駅員さんが乗降の 手伝いをしてくれる。	大きな都市ではバリアフリーとなっており、 <u>電車にスロー</u> プを取り付け乗降しやすく配慮されている 。

		道	おじい	散歩中元気よく挨拶していた。	ニコニコして返事された。
890	2		さん		
891	2~8			各場所とも、 <u>相談に乗ってくださり、こ</u> ちら側が希望するよう配慮をいただき助かっている。慣れている方々は、事業所側で何も持ってこなくてよいように、スプーン、フォーク、皿、ハサミの準備をしてくださる。	配慮の内容がわからと、聞い てくださる。食事は、やけど しないようにひと肌にしてく ださる。
892	3	いわき	店員	おしゃべり好きな方が、商品の陳列場所を 訊ねる。	繰り返し話す内容も丁寧に聞いて対応し、陳列場所に案内してくれた。
893	3			<u>車いす専用の駐車スペース</u> が駐車場になかったが、 <u>現在は専用スペースが出来てい</u> た。	今では当たり前のように目に しますが、 まだまだ改善され ていない場所もある中で専用 スペースが出来たことがうれ しい 。
894	3	買い物 レジで	店員	支払代金を本人に分かり易くゆっくりと 丁寧にはっきりとした口調で話してくれ た。	嫌な表情もせずゆっくり伝え て頂きありがたいなと思っ た。
895	3	カワチ	レジの 人	商品を出して支払う時、見た目以上に両手、両足の裏が痛くてもたついていた ら、籠を運んでくれた。	他の人に「他のレジに回って 下さい」と声を掛けてくれた 事
896	3	スーパー	店員	買い物の活動などの際、大きな声を出してしなうことがあっても、微笑ましく見守ってくれた。	<u>障がいのある子を特別視しないで対応してもらえた</u> 。
897	3	スーパー	一般客	車いすに座っていた方が、陳列商品の一番上の段の商品を購入しようとしていたが、届かず困っていた。「お取りしますか」と声を掛けると「助かった」と喜んでくれた。	スーパーにはたくさんの利用 客や店側の人もいる中見て見 ないふりをしていた。声を掛 けた事で喜んでくれたことが 嬉しかった。
898	3	レジ	店員	<u>財布から支払う際、お金が分からず遅かったが、店員が教えてくれた</u> 。	優しく教えてくれたこと。
899	3	スーパー	店員	店で買い物をしないで遊んでいても、遊んだり話しかけたりしてくれた。	嫌な顔をしなかった。
900	3	スーパー	店員	<u>買い物で時間がかかっていた時、待っているお客を別のレジに誘導してくれた</u> 。	<u>状況に合わせた、配慮をして</u> くれた事。
901	3	コンビ ニ	店員	利用者の方の買い物随行の際、支払いに 時間がかかってしまった。職員の手が回 らない時に支払の手伝いをしてくれた。	
902	3	コンビ ニ	定員	コンビニで利用者の方がお金を支払う際 時間がかかってしまった。	利用者の方が <u>レジでお金を支</u> <u>払う際に笑顔でゆっかりと</u> <u>待ってくれた</u> 。

903	3	コンビニ	店員	利用者の方のお金を出す際、一緒に確認 <u>をしてくた</u> 。	金額を間違えて出したときも <u>笑顔で対応してくれた</u> 。
904	3	コンビニ	店員	レジで利用者の方が <u>支払いをする時、財布</u> <u>を出すのが遅いため、店員さんが手伝っ</u> <u>てくれた</u> 。	後に並んでお客さんも「大丈 夫ですよ」と言ってくださっ た。
905	3	コンビ ニエン ススト ア	店員	買い物の会計時の対応	財布からお金を取る際、ゆっ くりでいいと声を掛けてくれ <u>た</u> 。
906	3	レジ	店員	旅行で立ち寄ったデパートで今後の予定を 説明していると「旅行ですが」とにこやか に話しかけてくれた	
907	3	まるこ う (スー) パー)	店員	<u>小銭をちょうど出す練習をしていた児童</u> <u>に対して、何も言わずにニコニコしなが</u> <u>ら待っていてくれた</u> 。	<u>言葉でなく、「笑顔でじっと</u> 待つ」という対応をしてくれ たのが嬉しかった。
908	3	商店	店員	エコバッグを準備していないことを察知 して、袋代が掛からない袋を提供してく れた。	様子を見て、臨機 <u>応変な対応</u> <u>をしてくれたこと</u> 。
909	3	商店	店員	レジで支払いの際に、財布からお金を出 すのに時間が掛かったが、ゆっくり待っ てもらえた。	付添の職員が焦って声掛けを していたが、店員から大丈夫 であることを言われ、安心で きた。
910	3	商店	店員	欲しいものが手に入り、嬉しくて支払い 前から手に握りしめていた。支払いの際 に対応した店員が、かごに入れようとせ ず、テープを貼って、そのまま手に持っ ていられるよう配慮してくれた。	<u>状況に応じた柔軟な対応を</u> 取ってくれた。
911	3	商店	店員	会計後の袋詰めの時に商品を落としてし まった。店員が新しい別な物と交換してく れた。	笑顔で対応してくれた。
912	3	買い物	店員	落ち着かない様子で商品を選んでいると利用者に気軽に声を掛けて分かり易く説明してくれた。その後も近くで様子を見守ってくれた。	たこと。分かり易く説明して
913	3	買い物		レジの前に並んでいると前に並んでいる方 が先に会計するよう譲ってくれた。	店内での様子を見て声を掛け てくれたこと。
914	3	買い物	店員	支払いをするとき、なかなかお金が財布から取り出せずにいたが、何も言わずに待ってくれた。	

		小丰佳	rt e	」、ジでませいが展えた。 てた ※ちのお宛 様	宇宝なとなれたよに心理的名
915	3	小売店		レジで支払いが遅くなっても 後方のお客様 <u>へ別のレジを開放してくれたこと。</u>	障害をもたれた方に心理的負担を感じないよう配慮しつ つ、一般客にも配慮してくれたこと。
916	3	買い物		別々の精算の対応時に近くのレジを解放し て頂いた。	慌てることなく支払いができ た。
917	3	コンビニ	店員	支払時に丁寧に声かけしてくれた。	お客様も落ち着いて支払う事 が出来た。
918	3	店	店員	知的障がいのある方が支払いを行う際、小 銭を出すのに時間がかかったが待っててく れた。	
919	3	店	店員	衣類購入時	率先して衣類のサイズを探し てくれたりしていた。
920	3	買い物 先		エレベーターに優先してくれ乗せてくれ た。	
921	3	コンビ ニエン ススト ア	店員	施設利用者を連れて買い物した際、レジでの支払い時に時間がかかってしまったが、「ゆっくりで大丈夫ですよ。」と声をかけてくれた。	職員の焦る気持ちを察した言葉を掛けてくれた。
922	3	店内	お客さ ん	利用者さんと店内を見ていた際、細い通路 で道を譲ってくださった	「どうぞ」と笑顔で譲ってく だった
923	3	スーパー	店員	障がいに対して理解を示してくれ、集団で 買い物をさせてくれた。	障がいのある子の体験につい て理解をしてくれたこと。
924	3	イオン	お客さ ん	車イスの方がゆっくり使えるようエレベーターを開けて待っててくれた	気持ちが嬉しかった
925	3	お店	店員	手の不自由な利用者の方にお釣りを渡す際、 お釣りを掴みやすい様に手のひらの中 にギュと渡してくれた	支援者や財布に入れることな く当たり前のように利用者へ 手渡ししてくれたこと
926	3	お土産 屋	店員	車椅子の利用者と店内を見ている時、通路 が狭かった場所があったが、陳列棚を通り やすい様に移動してくれた	
927	3	デパート	市民	車椅子で走行中、前にお客さんがおり進めなかった際、「前を開けて下さい」と周りのお客さんが言ってくれた	
928	3	コンビニ		買物をしていた際、レジでお金を支払い、 職員が他の利用者さんの対応していると、 きちんと利用者さんの財布にレシートとお 釣りを入れていただいた。	配慮が嬉しかった。
929	3	スパマケット	店員	支払いの際にお釣りをもらう時、利用者さんの手に手を添えて渡してくれた。	お釣りの現金を落とさないよ うに配慮してくれて優しさを 感じました。

930	3	スーパーマット	一般客	片手に車椅子の利用者、片手に徒歩の利用 者の手をつないでいた際、『入口まで車椅 子の方を押しますか?』と言われた。	あったので、声をかけていた だいた状況。
931	3	コンビニ	レジ店 員	会計の際、お金を渡すまで時間がかかった が笑顔で待ってもらえた 	笑顔で待ってもらえ、お釣り も利用者さんへ渡してもらえ たこと
932	3	道の駅	お客さ ん	利用者が興奮し、自走している際、一人の お客さんが周りのお客さんに <u>「道をあけて</u> あげて」と声掛けしてくれた	
933	3	お店	店員	注文を待ってもらった。	注文するまで、時間が掛かっ たが、声掛けをしてもらい、 注文することができた。
934	3	店	レジ店 員	・本人の購入品を支払う体験時、ゆっくり 対応してくれた。 ・支払いにもたつく利用者を急かさなかっ た。指先のぎこちない方におつりを落とさ ないように渡してくれる。	嫌な顔をしない。丁寧に対応してくれた。
935	3	店	レジ店 員	買い物で会計の際に、利用者さんが早く帰りたいとぐずるようになり、周りの客が見ていたら、近くで見ていた店員が会計レジに入り、品物を迅速に袋に入れてくれてすぐに会計を終わらすことができた。	
936	3	店	レジ店 員	買い物の際、利用者さんに話しかけられて も、笑顔で質問に答えてくれた。	快くコミュニケーションを 取ってくれた。
937	3	スーパー	レジ係 り	利用者が複数並んでいる状態。	嫌な顔せず対応してくれた。
938	3	スーパー	定員	自動支払機の訓練も兼ねていたが、定員さんが来てくれて買った物にシールを張ってくれたり、使い方を教えてくださったこと。	迅速な対応、親切な対応。
939	3	スーパー	他者	レジで支払いをしている時。	財布からお金を出して支払うまで、時間が掛かってしまい、後ろにいたお客さんに「遅くなってすみません」と言ったら、「焦らずにゆっくりでいいですよ」、と言っていただいた。
940	3	お店	店員	荷物が多かった時に車まで運んでもらえた 領収証の有無など聞いてくれる	障害を理解しての配慮

					L
941	3	コンビ	店員	会計がうまくできずあせっている方に 「ゆっくりでいいですよ」と言ってくれ た。	優しく声を掛けたことで本人 も安心していた。
942	3	店	店員	支払いをする時に個別で精算するが、時間がかかってもレジの店員が笑顔で待っていてくれた。	嫌な顔せず対応してくれた。
943	3	お店の レジ	お客さ ん	レジの会計に時間がかかっていた時に、後ろに並んでいるお客さんから「ゆっくりでいいですよ」と話しかけてもらった。	
944	3	コーソン	店員さ ん	利用者の支払いが遅い時に笑顔で待っていてくれた。	落ち着いて支払いが出来た。
945	3	スーパー		雨の日などで車いす利用者の買い物で荷物 を運ぶ、カートの収納などさりげなく協力 してもらえることが多くある。	
946	3	イオン	レジ店 員	利用者さんが財布からお金を出すのがゆっ くり時間がかかったが、笑顔で待っていて くれた。	利用者さんを待ってくれた。
947	3	靴屋	店員	購入する際、一般的な着眼点や注意点を説明してくださった後に特性に合った靴選びをしてくださった。	
948	3	スーパー	店員	利用者さんと買い物の際レジで時間がか かってしまった。その際他の店員さんを呼 び手伝ってくれた。	閉めているレジを開け、一般 客を通してくれた。
949	3	コンビニレジ	店員	3人程度で買い物に行ったが、一人ひとりに対してお金の出し入れを見守り、丁寧な対応であった。	
950	3	コンビニ	店員	支払いに戸惑っていると別の店員が隣のレジを開いてくれ、「ゆっくりで良いからね」と声掛けをしてくれた	ゆっくりと取り組める環境を 設定してくれた
951	3	スーパー	一般の 方	車椅子で店内を移動していると道をゆずっ てくれた。	優先して道をあけてくれた。
952	3	スーパー	店員	重い荷物を荷台まで運んでくれた	重い荷物をわざわざ運んでく れた
953	3	スーパー	レジ店 員	利用者が興奮して大声を出して商品を離さ なかった時、本人が商品を持ったままバー コードをスキャンしてくれた。	

954	3	スーパー	店員	ジュース1本の買い物であっても、一人ひ とり対応してもらった。	嫌な顔せず対応してくれた。
955	3	店		障害者用駐車場に駐車できる。	
956	3	店	店員	セルフレジで対応してくれた。	利用者さんの名前も覚えてくれ「~さん、ここへどうぞ」 と言って親切に対応してくれ た。
957	3	コンビニ	来客者	利用者が支払いをしているが、決してスムーズではなかった為、時間がかかってしまったが、後ろで待っている客は文句も言わず、穏やかな表情で待っていてくれた。	
958	3	店	店員	親切に接してくれた。	
959	3		店員	利用者さんと買い物に行った際、利用者さんが欲しい物を買い会計をした時、店員が買った物が入っているレジ袋を利用者さんに渡してくれた。	渡してくれたことで、欲しい
960	3	店	店員	軽食をしようと寄った所が丁寧に接客してくれた。車いすの利用者さんと一緒たっだため、椅子をよけてくれたり、食べ物を運んでくれた。	
961	3	スーパー	店員	利用者さんの足が悪いので、車椅子を持って来てくれた。	歩くことが大変そうだと思って車椅子を持って来てくれたこと。
962	3	デパート	店員	レジにて財布からお金を出すのを声かけし ながら待って頂いたりこちらからお礼や挨 拶を伝えると返事をして頂いた。	
963	3	スーパー	お客様	複数の利用者がレジに並んでいた際、先に 譲って下さった。	状況を見て、先に譲ってくれ た。
964	3	スーパー	店員	利用者がお金を払う際、混雑時でもゆっくりと話し、せかすことなく対応してくれた。 「ありがとうございます。」と一人ひとりに対応して話しかけてくれる。	ゆっくり丁寧な対応
965	3	病院の売店	店員	買おうとしたジュースを車椅子の下に落 としてしまった時、拾ってもらえた。	自分では難しいことを手伝っ てもらい助かった。
966	3	洋服店	店員	会計の時、お金を落としたらお店の人が 拾い、いくら落としたかもゆっくり数えて 教えてくれた。	

	İ				
967	3	お店	店員	支払いの際、お金を出す時、「ゆっくりでいいよ」と言ってくれた。	他のお客さんにはレジの応援を呼んで、丁寧に対応してくれた。
968	3	お店	店員	支払いの金額がわからなかったので、 持っていたお金を渡したら会計してくれ	金額を正しく出せなくても 、 買い物ができた。
969	34	駐車場		店の近くに駐車スペースがあり、安全に乗り降り	障害を理解しての配慮
970	34 56		様々な 方	・食事買い物など外出先で優しく接しても らえる事が多いです。	優しく接してもらえた際は、 毎回嬉しいです。
971	4	レスト ラン	店員	メニューの注文をする時、上手く伝えられなくてもゆっくりと話を聞いてくれた。	ゆっくり話を聞いてもらえ 、 注文ができた。
972	4		お客さ ん	案内されるまで待っている時、イスに 座っていいよと席を譲ってもらえた。	席を譲ってもらえたこと
973	4	SA等 のトイ レ		トイレのスペースが広く、車椅子でも楽に 介助を行えた	手すりや荷物置き場も完備さ れていた
974	4	飲食店	従業員	当事者にも、他のお客様にも配慮して、座席を案内してくれた	両者に配慮した対応。店側に 対応できる自信と歓迎の姿が 感じられ安心して利用できた
975	4	レスト ラン	店のス タッフ	予約をして食事に行ったところ、混雑する時間帯であるし、移動が大変だろうと、入口近くの駐車スペースを確保してくれた。	
976	4	レスト ラン	予約係	ほかの利用客の席と離していただいた。	静かな場所で食事をすること ができた。
977	4	施設内	職員	身体障がいを併せ持っている利用者がス ムーズに排泄できるよう、トイレに手摺り をつけた。	新たに入所した利用者に合わせて迅速な対応であった。
978	4	飲食店	店員	店内の一番奥でゆったりと座れる場所に案 内してくれた。対応にも気遣いを感じさせるものがあった。	
979	4	食事処	店員	声が大きかったり、多動なお客様と一緒に 入店した際、すぐに奥の離れた個室を用意 してくれた。	

980	4	飲食店	店員	車椅子利用を含む団体での飲食店利用であり、支払いや移動などで手間取ってしまったが、終始笑顔での対応であった。	
981	4	ファミレス	店員	特定の席(お気に入りの席)へ優先的に案 内してもらった。	通常業務でお忙しい中わざわ ざ気を遣ってもらったこと。
982	4	ファミレス	店員	園外活動での昼食で広めのテーブルに配慮 してもらった。	一般の客より少し離れた所で あったので迷惑を掛けること なく食事ができた。
983	4	食事処	店員	外食した際、刻み食の方がとんかつを食べたいとの要望があり、お店の方にそのことを伝えるととんかつを細かく切って提供してくれた。	
984	4	店	店員	複数で昼食へ行きレシートがでないと言われたが、一人ひとり手書きの領収書を切ってくれた。	笑顔で対応してくれた。
985	4	寿司店	市民	車椅子の利用者と一緒の店内に入る際にドアを開け待っていてくれた事。	
986	4	食事	店員	外出した際に、刻みなどの明記をしていて くれた	店員の対応が良かった。
987	4	寿司店	地域の 方	車椅子で行きカウンターが埋まっていたが カウンターにいたお客さんが席を譲ってく れた。	
988	4	ファス トフー ド店	店員	施設利用者を連れて利用した際、注文に並ぶ一般のお客様が多く、じっとしていられない方であったため席に着いていてもらい、職員が代わりに注文しようとしていたが、写真付きのメニューを席にもってきてくれた。利用者が自ら食べたいものを選ぶ	障害特性を推察して配慮して <u>くれた</u>こと。
				ことができた。	

990	4	レストラン	店員	食事を注文して待っている間、声が出たり して落ち着かなくなったが、早めに食事を 提供してくれた。	
991	4	食堂	店員さ ん	大きな声を繰り返し出す特性のある方と食事に出かけた。周囲の方に迷惑になってしまうと心配であったが、ご本人の希望していたことであった。	いる前で、気にせずゆっくり
992	4	花見茶 屋	お店の 人	利用者が大きい声を出しているのを「静かにしてください」と注意された。	障害があるから仕方ないと思わず、 <u>一般の方と同じように</u> 注 <u>意して下さった</u> のが逆に嬉しかった。
993	4	お店	店員さ ん	会計を求めてではなく、一人一人がレシートをもらい支払いが出来た。	レシートを一人一人に渡して くれた。
994	4	レストラン	店員	車イスで来店されたお客様に対して姿をすぐ見ると、ドアを開け、待っていて下さり、座る場所のイスも邪魔にならなうように片付けてくれた。	先々を行き、誘導しておられる姿を見て素晴らしいと思った。
995	4	飲食店	店員	品物を選ぶ時、時間がかかっても笑顔で 待っていてくれた。	嫌な顔をせず温かい対応だっ たところ。
996	4	びっくりドン	店員	車イスの利用者さん用に広めの席を確保してくれた。	店内は混雑していたのに利用 者さんが利用しやすい配慮を してくれた。
997	4	居酒屋	店員	店の入口が階段で、車いすで入るのが困難であったが、従業員の方が手伝ってくれて、入ることが出来た。	嫌な顔をせず、積極的に手 伝ってくれた。
998	4	飲食店	店員	車椅子で移動の際、危険の無いように周り の安全確保や手助けをしてくれた。	嫌な顔せず笑顔で対応してくれた。危険回避の配慮もしてくれた。
999	4	スーパー	定員	トイレに向かう利用者が、小走りで食堂の 定員さんに「こんにちは」と、何回も大き な声で伝わったにも関わらず、笑顔であい さつを交わしてくれたこと。	笑顔の対応。
1000	4	食	他者	席を譲ってもらった。	気が付いて、声を掛けても らった。
1001	4	食事	定員	飲食店でメニューを注文する際に、定員の 方が 笑顔で分かりやすく説明してくれた 。	笑顔、丁寧な説明。
1002	4	焼肉屋	店員	来店した際に奥のスペースを用意してくれた。	席に着いてからも優しく丁寧 に対応してくれた。

1003	4			車椅子を押しながら扉を開ける事が難しい時に、さりげなく扉を開けてくれた。	
1004	4	店内	他の お客さ ん	ドリンクバーのコーヒーの入れ方が分からない利用者さんがいた。	職員の手が空いていないこと に気付いたお客さんが優しく 教えてくれた。
1005	4	飲食店	店員	コーヒーとケーキを乗せたトレーは普段は セルフだと思われたが、利用者さんの座席 まで運んで頂いた。	
1006	4	トイレ		レジャー施設の介助用トイレが広く、持ち 手等もあった。	安全に介助できた
1007	4	飲食店	店員	多人数で食事をした際、会計をひとりひとりとお願いしたが快く対応してくれた。 (2件)	他のお客さんが待っていた が、快く対応してくれた。
1008	4	飲食店	店員	車椅子の利用者と利用したが、すぐに、車椅子でそのまま食事が出来るテーブルに案内してもらった。(2件)	配慮がみられた。
1009	4		一般市 民	車椅子での移動中、通行をゆずってもらった。	
1010	4	外食先	スタッ フ	外食で <u>一人ずつの支払いで時間がかかった</u> が、スタッフが大丈夫ですよと <u>笑顔で対</u> 応してもらえた。	
1011	4	カラオケ	お客様	トイレ利用の際、順番待ちしている利用者 の状況を見て、順番を優先していただい た。	た。
1012	4	食堂	店長	ランチの混雑する時間帯であっても、個室 を準備してくれた。	混雑の時間帯でも快く広い個 室を準備し、周囲に気兼ねな く食事ができる環境を整えて くれた。
1013	4	飲食店	店員	利用者の方、数人と食事をした際に帰りに 支払いを行うと時間がかかってしまい他の お客さんに迷惑がかかってしまうので、先 払いをお願いしたところ快く引き受けて下 さった。	たが、それでも笑顔で対応し
1014	4	食堂	店員	食堂の予約をした際に個室を用意してくれて、床に座るのが大変な方のために、椅子も準備してくれた。	
1015	4	旅行先	店員	食事できざみやペースト食をお願いしたと ころ快く引き受けていただいた	お客さんとしてみていただき 気持ちよく食事ができた
1016	4	スー パーの トイレ	店員	一般トイレで利用者と順番待ちをしていた際、多目的トイレに案内してくれた	相手から声をかけていただいた。

	Ī				
1017	4	飲食店	店員	ハンバーガーを一口大にカットしてもらえるかお願いすると快く対応してくれた	見た目も損なわない様にかわいく盛り付けて頂き、本人も喜んで食べていた
1018	4	レストラン	市民	車椅子で走行中、前にお客さんがおり進めなかった際、「前を開けて下さい」と周りのお客さんが言ってくれた	
1019	4	レストラン	店主	施設での食事の形態を聞き、お粥やみじん食にも対応してくれた。	前もって情報を頂ければ対 応できるところはするとの言 葉でお粥やみじん食の対応を してくれた。
1020	4	レストラン	店員	車椅子の方が入りやすい場所を提供してくれたり、長時間利用していたが笑顔で対応してくれた	だいた。時々不備がないか等間いてくれた
1021	4	レストラン	店員	食べやすいように刻み食にしてくれた。要望にすぐに対応してくれた	とても協力的だった
1022	4	トイレ	地域 住民	利用者のトイレ誘導の際、多目的トイレが 空いておらず順番を待っていると、「こっ ちのトイレが広いよ」と声を掛けてくれ た。	
1023	4			男性利用者がトイレを利用した際にバッグを忘れてきてしまった。(個室)次の方が利用していた為、なかなか忘れ物を取ることができずに、時間がかかり、ヘルパーも女性の為、トイレへ入ることができず困っていたが、一般の方が、中にいる方に声をかけてバッグを取ってくれた。	察し、対応してくれた為、嬉
1024	4	トイレ		トイレの順番を待っている時に、「先にど うぞ」と優先してくれた。	優しく声を掛けてくれた。
1025	4	レストラン	店員	事前に電話し事情を説明し予約したレストランで、窓際の海の見える静かな場所を準備していただけた。	
1026	4	レジャー 施設	地域住 民	トイレに長蛇の列が出来ている際、順番を譲っていただいた。	一般の方々のこころづかい
1027	6	水族館	職員	車いすを使用する利用者と保護者に対して イルカショーを見る車いす専用スペースま で案内してくれ、丁寧な説明をしてくれ た。付き添っていた支援員にも合流できる 場所や時間などを笑顔で教えてくれた。	

1028	5	カラオケ	占負	2階の部屋を利用することが困難な利用者の時に、1階が利用できるよう調整をしてくれている。	定期的に利用することで利用 者の状況を把握して配慮して くれたこと。
1029	5	カラオケ	店員	カラオケ店の入口付近で利用者が転んでしまったが店員が嫌な顔をせず、手を貸してくれたこと。	笑顔での対応。
1030	5		アトラ クショ ンの担 当者	てんかん発作で、長い間待つことが苦手な 方がおり、待つことなく優先してくれた。	発作が起きてしまい、結果断 念したが、事情を話したこと で優先的に入れてくれこと。
1031	6	観光地	係員	観光地の遊覧船に乗った際、段差がある所で声掛けをしたり手を添えたりしてくれた。 車いすの方の対応もしてくれた。	必要な対応は何か、付添の施 設職員に聞きながら対応して くれた。
1032	5	カラオケ	店員	カラオケ店を利用した時にゆっくりとはっ きりと分かり易く説明してくれた。	笑顔の対応が嬉しかった。
1033	5	カラオケ	店員	支払い方が(お金ので仕方)がわからず 困っていると持っているお金を受け取り金 額をみて金を確認しながら支払いを行って いた。	困っていることに気付き対応 してくれたこと。
1034	5	東京 ディブ ニーラ ンド	スタッ フ	乗り物に乗る際、利用者が全員乗ってから 他のお客様を乗せた。	利用者がゆっくり安全に乗る ことができた。
1035	5	カラオケ	店員	レジでの支払いを一人分ずつ対応してくれ たり、あらかじめ部屋を数室空けて頂い た。	ー人ひとり快適に過ごして頂 けるよう配慮してもらえて 事。
1036	5	プール	地域住 民	プールの中でゆっくりだったり、早かったりと歩行していたが、周りの人が気遣って本人のペースを乱すことがないように配慮してくれた。	気づかい
1037	5	買い物	店員	歩行が難しい人に気がつき車椅子を無料貸 し出しだししてくれた。	気づかい
1038	5	水族館	職員	館内のエスカレーターの使用は、怖がり危険なため使用できなかった。	別な通路を案内してもらえ た。
1039	5	水遊園		エスカレーターに乗れない利用者の方がい て後ろが他のお客さんでつまってしまった 時、係員の方がエレベータへ誘導してくれ た。	
1040	6		会場ス タッフ	興奮し、席で立ってみていた際、後ろのお客さんが見づらい状況の際、車椅子席だと後ろのお客さんに迷惑が掛からないため、車椅子席に誘導してくれた	

1041	5	遊園地	店員	車椅子の方が乗り物に乗る時、笑顔でサポートしてくれた	優しくサポートしてくれた
1042	5	公園	公園で 遊んで いた親 子	 遊んでいる様子から察してくれ、一緒に遊 んでくれた。	平等に関わろうとしてくれる 気持が伝わってきたこと。
1043	5	プール	プール スタッ フ	更衣室や受付で動かなくなってしまった利 用者の方に「ゆっくりでいいですよ」と話 しかけてくれた	
1044	6	公共施設	職員	視覚障害者の方が公共施設を利用する時 に、すぐに気付いた職員がその方に声掛け て、行きたい場所まで案内していた	白杖を使っていたが、点字ブロックも取れていたとこがあり、迷っていたが、すぐに気付いて対応していたので良かった
1045	6		施設の 人や支 援員の 人	当初、Aエリアの9コース利用予定であったが、パークゴルフを楽しんでもらいたい (障害のある人に)とのことで、ABエリアの18コースを利用し、様々なコースを体験できた	とても優しくコツを教えてく れたり、移動が遅い人などに 「ゆっくりいいから」と声か けしてもらったところ
1046	5	ボ ウリン グ 場	店員	毎年利用している事で理解が深まり、細やかな気遣いや配慮をしていただき、親切。	レーンの優先、トラブルも笑 顔で対応。 プレイ料金のサービスや利用 者が喜ぶプレゼントがある。
1047	5	レスト ラン	店員か ら	大人の障がい者がお子様ランチを希望し た際、店員に注文可能か聞いたところ快 く「いいですよ」と言ってくれた。	「いいですよ」と即答してく れたことがうれしかった。
1048	5	観光地のお土産店	店員	担当の入所者様と買い物をしている際、当人がどれにしようか決めて決定して注文後に考えが変わって再度注文する事があった。(2件)	嫌な顔せず丁寧に「大丈夫ですよ」と笑顔で対応して頂いた。
1049	5	美術館	職員や 見学者	静かにしなければならない場所でも、お しゃべりが止まらない利用者さんがいた が、暖かく見守っていただけた。	写真を撮るのも手伝っていた だけた。
1050	5	観光施 設	施設の 職員	施設内を車椅子で移動していた時、ゆっく りあわてずに移動して大丈夫と声をかけて もらった。	
1051	5	カラオ ケ店	店員	ゆったりしたほうが良いだろうと大きい部 屋をとってくれた。	楽しみなんですね!楽しんで くださいねと普通の対応をし てくれるところ
1052	5	観光地	スタッ フ	特定利用者は気持ちが昂るとメモ帳に何かを書いてもらいたくなるが、スタッフは直ぐに状況を察し、対応してくれた。	直ぐに対応してくれた。

1053	6	温泉施設	従業員	施設内の食事などに関して施設側の希望を 聞いてくれた。	細かな配慮をしてくれて嬉し かった。
1054	5	商業施 設	従業員	車椅子の利用者がエスカレーターに乗る際、補助してくれた。また、 <u>上りのみのエスカレーターを下り運転にしてくれる。</u>	他の一般客がいる中、使いや すいように運転してくれた。
1055	5	レ ジャー 施設	従業員	車椅子の移動を手伝ってくれた。	快く手伝ってくれた。
1056	5	レ ジャー 施設	スタッ フ	多くの方が並んでいたが、待てない事や移動が困難な事を配慮し先に入れて頂いた (複数回答あり)	障害を理解しての配慮
1057	5	観光施 設	スタッ フ	車椅子利用者の出入口の他に、障がい者用 の出入口も設けてもらった。	当該配慮が当たり前の様な会 社の方針と社員教育の徹底が 感じ取れた
1058	(5)	温泉施設	スタッ フ	外出支援で利用したい旨伝えると、一般の 方とは別に、風呂付の個室を準備してくれ る旨の案内があった	
1059	5	那須ど うぶつ 王国		障害者を乗せたバスを移動の少ない入り口 付近に止めさせてくれた。	入場し易かった。
1060	5	入場口	スタッ フ	ドアを手で押さえてくれ、車椅子の移動を 手伝ってくれた。	こちらから訴えずとも話し掛 けてくれた。
1061	5	温泉施設	来客者	「温泉に入っている利用者さん、とっても 気持ち良さそうに入っていましたね」と話 し掛けて来てくれた。	
1062	5	あづまプール		混雑していたが、車から降りる際、優先的 に入口付近まで案内して頂き、スムーズに 降車できた。	
1063	5	カラオケ	店員	車イスを利用している方が移動しやすいように段差のない部屋に通してもらった。	
1064	6	日光江戸村	お客さ ん	団体で江戸村の演劇を鑑賞する時に、人数分の席を劇場内で取れず、4~5人に分かれることになった。その時、お客のグループの人たちが声をかけてくれ、席を譲ってくれて、私たちの団体は同じ列の席で鑑賞することが出来た。	「困っている」様子を理解し てくれた。お客のグループは その代わり、バラバラになっ

1065	5	温泉施設	職員	・障がい者優先駐車場が無かったため、入口側まで車を誘導し、車椅子の補助をしてもらった。	てくれながら介助していただ いた。
1066	6	カラオ ケ店	店員	ゆったりしたほうが良いだろうと大きい部 屋をとってくれた。	楽しみなんですね!楽しんでくださいねと普通の対応をしてくれるところ。
1067	5	カラオケ	店員	椅子・机のレイアウト、数を調整してもら えた	普段できないカラオケで歌う という経験ができた。
1068	6	地域清 掃清掃	住民	朝早く草むしりを行った。	ほかの人と同じに対応し、易 しく丁寧に説明してくれると ころ
1069	6	近隣地域	お店の オー ナー	カラオケ店と飲食店を併設しているお店の オーナーから、カラオケルームを使ってほ しいとの話を頂いた。室料などはいらない ので、カラオケを存分に楽しんでほしいと の事であった。	している場所を解放してくれ
1070	6	地域清 掃清掃	住民	朝早く草むしりを行った。	ほかの人と同じに対応し、易 しく丁寧に説明してくれると ころ。
1071	6	公園	年配の方	色々なものに興味をひかれて急に近づいて体に触れてしまったお子さんに対して「元気があってかわいいね」と言ってくれた	
1072	6	街中	通りす がりの 方	目撃談 全盲と思われる方が歩いていた。交差点で立ち止まりキョロキョロしていた。通りすがりの方が「お困りであればお手伝いすることはありますか?」と声を掛けた。目的の方向を見失っていたようだ。「余計なお節介だったら住みません」と言いながら優しく横断をサポートしていた。	としていた。偽善とか恩を売 ろうなどという雰囲気がな く、助けを求めている部分だ け手伝おうとしているのが温
1073	6	施設周辺	地域住 民	施設周辺の散歩をしているとき、交通量の 多い道を歩いていると車の速度を緩めてく れたり、道路を横断するときは全員が渡る まで見守ってくれた。	然体で声を掛けてくれたこ
1074	6	店舗・ 地域住 民	店員•住民	店内のトイレに閉じ籠もったり、一般住宅へ侵入してしまっても施設への連絡で止めていること。	警察への通報があっても不思議でない状況であるのに障害者に対する理解からおおらかな対応をして頂いたこと。

1075	6	地元の 高校の 演奏会 場	地域住 民	床に座って聴いていたら「痛いから使い な」と利用者へ座布団を渡してくれた。	笑顔で快く座布団を渡してく れた。
1076	6	公園	地域住 民	公園清掃を請け負って取り組んでいる。子 供を連れたお母さんより「いつもきれいに してくれてありがとう。」と笑顔でお礼を 言われた。	
1077	6	運動会		うまく体が動かないため最後になってしまったが、皆が頑張って走ったねと声を掛けてくれた。	一人の人間として見てくれて いると感じた。
1078	6	病院	地域住 民	利用者の方数名を連れ受診していた。1名が何度かトイレに行きなかなか戻ってこなかった。高校生らしい女性がトイレとは逆方向行ったところを心配して誘導してきてくれた。	うで、手を取りゆっくりと連 れてきてくれてうれしかっ
1079	6	レスト ラン	家族の 友人	移動を手伝ってくれ、スプーン等がなかったのを見て、スプーンの依頼をしてくれた。	できないところを知っていて くれたこと。
1080	6	外出中	地域の 方	外出時、地域の方から笑顔で挨拶をしても らった。	
1081	6	散歩中	地域住 民	こんにちはと挨拶をしたところ 、 返事が 返ってきた。	笑顔で挨拶をしてくれた。
1082	6	病院	一般の 方	車椅子を押して移動中、ドアの前まで来る と、近くに座っていた方がドアを開けてく れた。	ドアを開けてくれた。
1083	6	事業所	運動サ ポー ター	月2回施設に来て一緒に運動してくれる。	楽しく運動できるよう考え て、継続してくれている。
1084	6	ホーム	地域住 民	市場の残り物でも野菜を運んでくれたり、 近くの住民からお裾分けしてくれたこと。	食べさせてあげたいという気 遣いが嬉しかった。
1085	6	公園	住民	数名の児童とスタッフで公園へ行った際 に、「一緒に見守りますよ」と声を掛けて くれた。	理解と協力の気持ちが嬉し かった。
1086	6	ス−パ−	υシ゛ スタッ フ	利用者を数名つれて買い物へ行ったが、レジの際、利用者に対し、ゆっくり時間をかけて対応して下さり助かった。	
1087	69	道路	住民 • 県	バス停から施設までの道路の側溝に蓋が付いてないから危ないとの住民の訴えがあり、県が対応してくれた。	朝の少しの時間帯だが、見 守ってくれていると感じた。
1088	7	旅行先	旅館ス タッフ	座敷での食事の際、足が悪い方がいる事を 伝えておくと、椅子が人数分準備されてい た。	
1089	7	旅館	旅館	旅行に行った先の旅館やホテルで利用者さん一人一人に合った食事形態で料理を出していただいた。	配慮が嬉しかった。

1090	7	旅館		入浴・客室・食事と全てにおいて配慮して 頂いた	障害に対する理解が旅館全体 で非常に高かった
1091	7	旅館		食事場所に車椅子で入れるようにしてくれ た。すぐに食事場所に行ける会場に変更し てくれた。	た。
1092	7	旅館	お客さ ん	隣のお客さんをじっと見ていた際、気さく に話しかけてくれた。	やさしく「おいしい」と話し かけてくれた
1093	7	ホテル	従業員	部屋を汚したり物の位置を変えたりすることへの心配があった。	「気にしないで泊ってくださ い」との一言。
1094	7	ホテル	従業員	普通に接していた	
1095	7	旅行の 宿泊先	従業員 の方	身体の不自由な家族を見て、移動を手伝ってくれたり、見守って必要なサポートをしてくれた。	温かい声かけ。
1096	7	ホテル	宿泊客	フロントよりエレベータへ向かっている 時、荷物を持ってくれた。	利用者さんがリュックサック とお土産を両手に持っている と「大変だね」、と声掛けさ れ荷物を持ってくれたこと。
1097	7	ホテル	従業員	障害者への対応はもちろんのことで、周り の方までの対応も良かった。	対応が良くて嬉しかった。
1098	7	さく 市 キ プ 場	市役所	トイレに近い場所を貸してくれた。	
1099	7	土湯温 泉	従業員	荷物を持って部屋に案内してくれた。食事 準備の時も利用者が気になり従業員に近 寄っても、その従業員はにこやかに声を掛 けてくれた。利用者も落ち着いていられ た。	「そうだよね」と聞き入れて
1100	7	旅館	従業員	食事の場面でざわついてしまう事を配慮 し、食事環境を設定してくれた。	個室を準備してくれた。
1101	7	ホテル	従業員	大声で歌っていたが 、 笑顔で声を掛けてくれた。	
1102	7	旅館	従業員	夕食の食事席を他の団体とは別の食事空間 (静かで落ち着く空間)を提供してくれ た。	障害者という目で接すること なく、一般人と同じように関 わりを持ってくれた。

1103	8	病院	医師• 看護師	初めての骨折で入院・手術をして、治療 面・メンタル面でサポートしてくれた。	不安な気持ちが和らいだ。
1104	8	施設	職員	排泄対応の仕方が一人でできずに悩んでいた。	見かけた職員がすぐに対応し てくれた。
1105	8	町役場	福祉課 の方	ご家族が遠方に住んでおり、交通手段もない不便な所に住んでおり、病院受診の必要があったがすぐに駆けつけられない状況であった。	職務外の対応で、無理なお願いとは思っていたが、福祉課全体で快く対応を引き受けてくれた。
1106	8	施設	利用者	妊婦でお腹が大きくなて来た際、重いもの を周りの皆さんが持っていただいた	周りの方々の気遣いがうれし かった
1107	8	施設	利用者	妊婦でお腹が大きくなて来た際、落ちた物 をすぐに拾ってくれた	自然と拾って頂きうれしかっ た
1108	8	職場	職員	難聴者に対し、伝達事項を口頭で伝えた上で、内容を記入したメモも渡す。	内容が把握でき、安心して業務に取り掛かることができる
1109	8	公共の 体育館		靴を履いたままでも利用できるスリッパが置いてある。	
1110	8	祭り	ブース のス タッフ	マルチで画昼食を買う際、待てない利用者 に配慮をし昼食分を確保してくれた。	待てない利用者に配慮をして くれた事。
1111	8	事業所	職員	誕生会のケーキを決めることを誕生月の利用者が話し合って選択する事が出来た。種類については写真で提示。	1 - 1 1 - 1 - 1 - 1
1112	8	施設	職員	行きたい外食先や欲しい物を聞いて希望を 叶えてくれる。	好きな所へ行けたり、好きな ものが買えて嬉しい。
1113	8	福祉施設	職員	町の書類やケアプラン作成時に分かりやす く説明して手伝ってくれた。	わかるまで説明してもらえ たことが良かった。
1114	8	施設	職員	通所していて、困っている事や悩み事の 相談をすると話を聞き、わかりやすく説明 し、助けてくれる。	
1115	8	事業所	職員	清掃の手順が覚えられなかったが、写真付きマニュアルを作成した事で迷うことなく出来て、利用者の笑顔も見られた。	
1116	9	役場	職員	コミュニケーション不足の際気遣いしてくれる。	優しく言葉をかけてくれる。
1117	9	村図書館	職員	エレベーターが無く階段だったが、車椅子 の利用者を進んで2階図書館まで移動して くれた。	
1118	9	村図書館	職員	車椅子の方の階段の上り、下りを手伝って くれた。	事前に連絡ができなかったが すぐに対応してくれた。

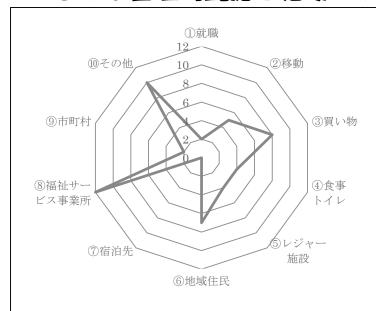
1119	9	役場	職員	選挙の際に障害に合わせた対応をしてもら えた。	障害特性を理解した対応をし てもらえる。
1120	9	受付	職員	突発的な訴え、大声にもきちんと返答して 対応してくれた。	大声や伝わりにくい話にも耳 を傾けてくれた。
1121	9	町役場	職員	証明書請求の手続き	職員の方が、記入例を元に丁寧に説明してくれた。
1122	9	県の窓口		難聴の方(日本人)が窓口に来た際、職員 (ニュージーランド人)が手話で対応していた。	手話での対応の他、その職員 は日本語と英語の手話ができ るとのこと。
1123	9	図書館	図書館 の職員 の方	利用者さんが本のある場所が分からなかったとき、読みたい本や、興味がある内容について伝えたところ、一緒に本を探してくれたこと。	一緒に探してくれたこと。
1124	9	村役場	職員	選挙の投票箱が2階に設置されていたが、 1階に持って来てくれた。	
1125	10	病院	お客様	診察待ちの間が長く、話したり笑ったり目立っていた。周りの診察待ちの方の視線が 暖かく感じた。	
1126	10	理髪店	店員	利用者が大声を出したり、動いたりして も優しく対応してくださった。 (3件)	床屋の落ち着いた対応により 最後までサービスが受けられ た。
1127	10	施設内	業者さ ん	自閉傾向の利用者さんの成年後見人の方から、「コミュニケーションは無理ですね」 と数分面会されて話をされた。	言葉でコミュニケーションを 行なおうとしていたので、別 の方法も試してもらいたかっ た。
1128	10	販売先	客	利用者が計算を間違えた時「ゆっくりで大丈夫ですよ」とやり直しをさせていただいた。	
1129	10	銀行	行員	とにかく親切に対応してくれた。	
1130	10	施設	理容師	ボランティアの理容師達が、園の利用者の特性に合わせ、バリカン使用を替えて、 理髪している。	感な利用者には手動のバリカンを使用し、音が小さければ対応可能な人には音の小さい電気バリカンを使用し対応してくれている。
1131	10	病院	地域住 民	歩行にふらつきがある利用者さんが階段しかなくて、入口のドアを開けてくれた。	何事もなかったかのように 行ってくれた事。

		販売先	販売先 の職員	販売に使用するテーブルや椅子等を準備し てくれた。	立って販売している利用者を 見ての対応であった。
1132	10		0744V9-2	C \1 0/C 0	יטינטאט אטינטאט אטינטאט אטינטאט אטינטאט אינט
		直売所	店員	実習をした際、優しく接してくれる。	実習で対応。
1133	10				
1104	(10)	歯科医	先生	問診表にパニック障害を持っていると記入 したら、顔にタオルをかけない等の配慮を	
1134	(10)			してくれた。	
1135	10	病院	看護 師•医	障害特性から泣き騒ぐようなことがあって も嫌な顔をせずに親切な対応をしてもらえ	
		公園	節管理人	てている。 様式トイレが1つしかなく健常者も使用を	次回利用時、「障害者・子供
1136	(10)		日廷八	待っていた。	仮回初用時、「障害者・子族 優先でお願いします」との張 り紙がしてあった。
1130	10) 11 may 2 (Ca) 2 / Ca
		医院	受付	長い時間待つことが難しい方の対応で、順 番が近くなったら電話連絡をすることを伝	み、パニックにならずに待つ
1137	10			えられた。	ことができた。
		医院	医師	 本来通院して受けるべき甲状腺検査を、医 師が来荘して施設内で実施してくれた。	 慣れた場所で行うことで、落 ち着いて受けることができ
1138	10			脚が未在して地設内で美地して<11/12。	り 信い で 受けることが でる
		公共浴 場	ている	公共浴場で職員も半裸となり入浴前に清拭 や洗体介助を行っていた。(1対3~4)	嫌な顔をせず自然に力を貸し て下さった。
1139	10		方々	その状況を理解してくれ浴槽内で利用者に 「ここに来な。」と危険のないよう気さく に声をかけてくれ誘導して下さった。	
		病院	スタッ	車から車いすを下して移乗させようとした	車いすが重いので助かった。
1140	10		フ	際、手伝って頂けた。	
		集会所		選挙の投票所で、障がいがあり字が書けないことを話し、 候補者のパンフレットを指	
1141	10		427	さしをすると急がせることなく丁寧に対応したこと。	د.
			+ 1 +		
		活で	友人か ら	嫁いで母となった娘さんが、数年前に突然 倒れ、動く事、話す事、食べる事の自由を 失ってしまったが、病院で私と話し元気が	になり、言葉を出せる様に
1142	10			出たと言われた。	な ソルこロ171 いこぞ。
1140	40	集会所	選挙管 理委員	選挙の際、 <u>「1人1人ゆっくりでいいか</u> ら」とじっくり選ばせ、代筆して頂い	<u>焦らせないでその人に合った</u> 対応をしてくれたこと。
1143	10	健診せ	理委員健診セ	<u>た。</u> 健康診断に付添いで行った時、職員の方々	
1144	10			対笑顔で一人一人に接してくれた。	天顔でやるしく接してくれた。
			1917		

1145	10)	近隣地域	一般の 方	施設でのイベントで、以前ボランティアに 来て下さった方が告知前にボランティアを やりたいと申し出てくれた。	
1146	10	児童 相談所		相談を行い、診断内容が一つ一つ丁寧で良かった。	心が軽くなった。先が見える ようになった。
1147	10	障害歯科	職員	嫌な顔を全く見せず、常に笑顔で接してくれる	
1148	10	病院	医師	歯科治療を怖がる方に会話等で信頼関係を結んで、歯磨き指導から段階を踏んでゆっくり治療を行ってくれた。	
1149	10	病院		皮膚科受診時、他の患者さんがたくさんい たが、優先して診ていただいた。	順番待ちで飽きることなく受 診できたので良かった。
1150	10	病院	スタッ フ	父の病院付き添い時、歩行困難な為、ゆっ くり歩いていたら、車椅子を用意してくれ た。	気付いてくれて嬉しかった。
1151	10	病院	来院者	席を譲ってくれた。	周りの理解
1152	10	病院	職員	静かに待っていられないので順番を早くしてくれたり、何度も声を掛けてくれた。	
1153	10	病院	医師	診察の際、動いてしまう利用者を抑えていたが、抑える必要なはいと言い、利用者の 目を見ながらきちんと説明を本人にし、 診察をしてくれた。	
1154	10)	病院	付き添いの人	笑顔で利用者さんに席を譲ってくれたこと	
1155	10	病院	スタッ フ	通院時、沢山の患者がいたが、順番を早め て貰えた。	長時間待たされることが苦手 な利用者であった為、早めの 受診により落ち着く事が出来 た。
1156	10	病院	周りの 人から	• 車椅子でエレベーターに乗る際、ドアの 開閉をしてもらったり車椅子の入る場所を 譲ったりしてもらった。	
1157	10)	歯科 医院	医師と スタッ フ	・抵抗感が強い歯科受診だが、虫歯の治療と医療機器を子どもにわかるように説明をし、恐怖心を無くしてから治療を開始した。	

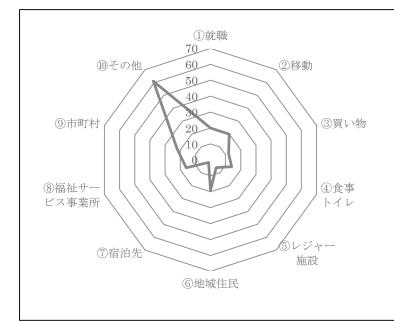
1158	10	あづま 脳外	お客さ ん	パン販売に行った時に接客がうまくできない利用者に対して、温かく見守ってくれる優しい笑顔が見られた。	
1159	10	家庭	日	・自分の気持をうまく表現できないためテンションが上がり、コントロールが崩れることが多かった子どもが、母親が出す情報や声かけが伝わり、時には意思の疎通が出来ることを実感したという報告を受けた。	子が穏やかに過ごす時間が増
1160				施設を利用する際、混雑する入場口で、待合場所を別にして頂いたり、事前に案内して頂けたこと。	

どんな合理的配慮が必要 カテゴリー分類図(各種)



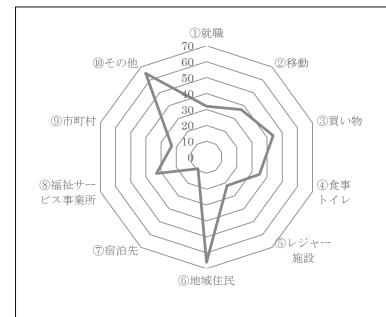
当事者 (54件)

- ⑧の「福祉サービス事業所」が最も多く 見られる。
- 次いで⑩の「その他」、③の「買い物」⑥「地域住民」が多くみられる。
- ⑦「宿泊先」については少なかった。



家族(201件)

- ⑩の「その他」が最も多く見られる。
- 次いで⑨の「市町村」、①「就職」②「移動」が多くみられる。
- ⑦「宿泊先」、⑤「レジャー施設」については少なかった。

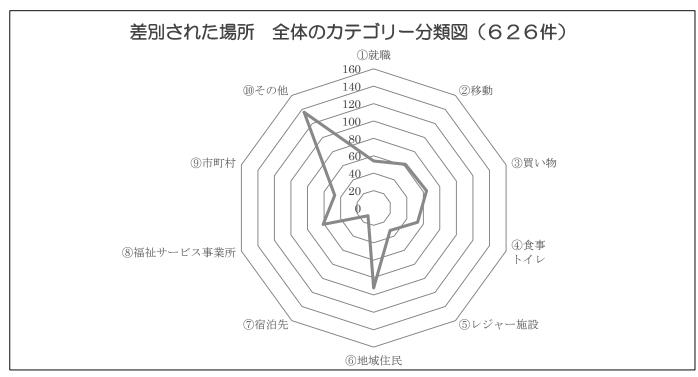


職員(371件)

- ・⑥の「地域住民」が最も多く見られる。
- 次いで⑩の「その他」、③の「買い物」 が多くみられる。
- ⑦「宿泊先」については少なかった。

とんな合理的配慮が必要 全体カテゴリー分類図

各種カテゴリー数					
カテゴリー	当事者	家族	職員	全 体	
①就職	2	20	32	54	
②移動(バス・電車等)	5	20	37	62	
③買い物	8	12	44	64	
④食事・トイレ	4	14	35	53	
⑤レジャー施設	4	6	22	32	
⑥地域住民	7	19	66	92	
⑦宿泊先	0	2	9	11	
⑧福祉サービス事業所	12	16	33	61	
⑨市町村	2	22	23	47	
⑩その他	10	61	65	136	
合計	54	201	371	626	



【全体の傾向】

- ⑩の「その他」が最も多く実践されていた。
- ・次いで⑥「地域住民」、③「買い物」、②「移動」が多く見られた。
- ⑦「宿泊先」、⑤「レジャー施設」については、少なかった。

①就職 ②移動(通勤・バス・電車等) ③買い物 ④食事・トイレ ⑤レジャー施設(プール・カラオケ・映画等) ⑥地域住民 ⑦宿泊先 ⑧施設・福祉サービス事業所 ⑨市町村役場 ⑩その他

【問5】障害者差別解消のため、どんな支援・合理的配慮が地域社会に必要でしょうか。

回答者数 31人

ΝO	番号	記入内容を分かり易く要約した文面
1161	1)	自閉症なんおで、見た目がわからない為人ごみで会話をしている時に、話し方がおかしいので不思議そうに(おかしい人)にみられる。自閉症という障害を多くの人に理解して欲しい。
1162	1	短時間勤務等
1163	2	電車の切 <u>符の購入の仕方が分からず、立ち尽くしてしまう時がある。駅員から声をかけてくれるなどの配慮が必要。</u>
1164	2	<u>障害者のことをもっと理解して欲しい。バス会社などでも勉強や訓練をして欲しい。</u> 私達はたいがいの事は自分で出来るのです。助けて欲しい時はそれがどうしても出来ない時なので、甘えや怠慢と思われるのは悲しいです。
1165	2	<u>障害者のことをもっと理解して欲しい。バス会社などでも勉強や訓練をして欲しい。</u> 私達はたいがいの事は自分で出来るのです。助けて欲しい時はそれがどうしても出来ない時なので、甘えや怠慢と思われるのは悲しいです。
1166	2	トイレに行きたくてバスを降りると次のバスまでずっと待たなければならないし、本数が 少なくて困った時があった。(今は送迎利用) <i>バスの本数が多いといいですね。</i>
1167	2	移動⇒なるべく一人では、歩かせない 一方通行を逆に歩かせる ※常に車など正面に見えるようにする 車の多い時間は避ける 自分の為 ドライバーの為
1168	3	買い物をしている時レジでお金を払うのが遅くして迷惑かけていねのだと思いました
1169	3	欲しいものがあっても、なかなか買い物に行くことができない。本当は自由に買い物に行きたいと思っている。
1170	3	買い物に行く時に1人だと不安がある。付き添ってくれる人がいると安心できる。
1171	3	商品陳列棚に付いているプライスカードが、平仮名で書いてありかつ、サイズが大きいと 見易くどんな商品か分かりやすい。
1172	3	お店でふらついてぶつかることがあるのでやさしく普通に返事をして欲しい。

	I	車椅子の駐車場をふやしてほしい。 (ジャスコでいっぱいだった)
1173	3	字向于の過程のというしてはしい。 <u>(クヤスコ CV1 JISV1/C J/C)</u>
1174	3	なるべくお屋、夕方 夜9時頃は避けて回りの人に迷惑をかけないことを第一にしてお店 を利用していただきた。何回も行くことによって顔も広くなり、何よりも社会参加出来る ことが本人も親も嬉しく思う。
1175	3	<u>地域の店で買い物がしたい。</u> 車椅子でもゆったりと店内を見て回れる様な場所が増え欲しい
1176	4	和式トイレだと段差があり、やりづらいので様式(ウォシュレット)のトイレを増やして ほしい。
1177	4	公衆トイレは常に清潔であるように地域住民等の協力があってほしい。
1178	4	手洗いやトイレなど、絵でかいてあるとわかりやすい。
1179	4	ゆっくり時間を気にせず食べれるスペースが必要。
1180	5	外出が多く出来るように体験したい(バスでの外出など)色々な体験が出来る場が欲し い。
1181	5	少人数で利用出来るスペース
1182	5	全盲のため、GHで生活していても他の方に比べると外出する機会が少ない。目で見えなくても耳で楽しめることもたくさんあると思うので、皆さんと同じく配慮して頂きたい。
1183	58	もっと気軽に外出できるようになりたい。自分の思っていることが分かってもらえるよう になると良い。
1184	6	災害時に地域住民が協力してくれること。
1185	6	障害者を理解する上で住民の方の理解が不可欠。交流を多く持つ事が必要。
1186	6	何でも気軽に話しかけてほしい。
1187	6	障害のある人もない人も、お互いの気持ちを尊重できればよいと思う。
1188	6	<u>地域の人に障がいのことを分かってもらい、地域で活発に活動したい。</u>
1189	6	部屋にこもりがちなると思うけど 思い切って地域の行事に参加して名前と顔と住所を 知ってもらう 1人で参加はダメ 保護者などと一緒がいい
1190	68	思いやり、優しさが欲しい
1191	8	職場での優しさ、話しを聴いてくれることが大切だと思う

1192	8	グループホームを増やして障害者同士が生活していける場所を増やしてほしい。
1193	8	前に利用していた施設で、自分の分だけゴミを捨ててもらえないのが嫌だった。
1194	8	分からないことを職員が教えてくれる。 話している意味を知ってもらいたい。
1195	8	臨機応変な勤務体系
1196	8	まりもん、計り方。
1197	8	話しを聴いてくれる人がいないと寂しい
1198	8	会長も数字や、いろいろと教えてくれているので、優しさや・思いやりが大切だと思う
1199	8	わからないと嫌なので予定を説明してもらえるとわかります。
1200	8	杖での移動を頑張っているのに押された事がある。
1201	8	施設内の環境を整えて欲しい。
1202	8	時間が許す限り利用して小さな一歩でもいいので自立できるように努力する(時間がかかっても良いと思う。)
1203	9	支援体制は、いっぱいあると思うけど親、本人以外は理解していないと思うので、身近かな事、人との交流など少しずつでいいので機会を設けて欲しい 職員の福利、厚生UP
1204	9	話はされたが難しいので、もっとわかるように説明してほしい。(2名)
1205	10	社会人になってからでは機会に恵まれない限り障害者への関心は薄い。義務教育過程での 福祉事業所との交流が大切。
1206	10	差別は人間性の問題であり、難しい問題。
1207	10	前もって情報収集や準備をする事で本人や周囲にも配慮が出来る。

1208	10	私のことをわかってやさしくしてほしい。そうするとうれしい。 丁寧に説明してほしい。
1209	10	急げない時は次の人に待っててほしい。
1210	10	<u>差別を感じたことなく 今 現在では、解消しなければならないこともなく こう思える</u> <u>ので私たちは幸せなのでと思います。 周りに恵まれています。</u>
1211	10	幼稚園・保育園、小学校と小さい頃から障害者・健常者の区別なく教育を受ける事が大切 だと思う。
1212	10	いろいろ話を聞いて欲しい。他者との関係性など。
1213	10	施設から自宅に帰った時、身体に障がいがあるためお風呂に入れない。気軽に自宅に帰れるような柔軟な福祉制度になってほしい。
1214	10	全盲のため外出する機会が少ないが、田舎のため点字ブロックなども病院付近にしかない。 誰にでも暮らしやすい環境に整備して行ってほしい 。

【家族】 回答者数 186人

NO	番号	記入内容を分かり易く要約した文面
1215	全て の項 目	健常者と同じように接して欲しい。困っている事がありそうな時には、優しく手を差し伸べて欲しい。不自由な事がある人達には、世の中にいる、人権は皆平等である事を知る、 教育していく事が重要。障害者ではなく、障がい者と書く事。
1216	全て	日本では、まだまだ障がい者へ好奇な目が向けられている。また、他者へ迷惑を掛けていなくとも、障がい者には人権がない、と暴言を吐かれたことがある。同じ人間として見て 欲しいし、バカにした態度を取らないで欲しい。
1217	169	<u>目に見えない障がいがある人たちが沢山いることを知って欲しい。特性等を正しく理解して、情報を発信して欲しい。</u>
1218	1~6	障害者が身近に居ればよく理解できると思いますが、接するチャンスがなければなかなか 理解するのに難しい場合もあると思います。 地域社会がみんな思いやりの気持ちで生活で きたら嬉しいです。
1219	1~8	①~⑧までですが、その場その場に応じて、周りにたまに理解のある人がいるのはいいのですが、 <u>周りの人が少しでも理解してもらいたいですね。</u> 私は今までにいろいろ息子と旅行を兼ねて、社会の勉強をしてきました。少しのことぐらいは慣れていますね。その為、親が入院して息子も他で宿泊できるのだと思います。今、親が高齢になって考えるようになりました。
1220	11	どの項目でも同じ人間が関わるので、少しでも優しい心を持った人に接してもらえれば、障害者は嬉しいし、嫌な目に合うこともないと思います。ただ、現実はそんな心を持った人間が少なく、厳しいものです。人間は一人ではとても弱いものですが、大勢の人間が集まれば、いろいろなことが出来ます。少しでも未来に期待して生きたいと願っています。この世に生まれ「良かった、楽しかった」と障害者にも思わせたい。

1221	1	軽度の方が <u>働きやすい様に、ジョブコーチの配置(せめて6ケ月程度)することにより、</u> <u>就職先での障害者に対する理解が進み、仕事が長続きするのではないか。</u>
1222	1	受け入れ先に置いては、対象者に合った作業を見極め障害者の特性を理解した上で指導者のみでなく、全員が良き理解者となってくれることが必要ではないかと思う。
1223	1	<u>障がいが重くてもできることがあるので、特性を理解しできることが多くなるように配慮して欲しい</u>
1224	1	・就職する際、少しでも得意分野が生かせる仕事について欲しい。しかし、 <u>本人が頑張ろ</u> うとしても人付き合いの苦手さがあるため会社の理解がないと退職してしまうと聞く。何事においても強制するのではなく、本人の希望も入れながら集中できる環境をサポートしてもらえる会社が増えて欲しい。 ・幼稚園や学校に実際にサポートできる職員の配置や、職場にも障がいがある方も安心して働くことが出来るためにサポートできる職員の配置をお願いしたい。 ・発達障害の方は、実は様々な能力があることに気付き、それが最大限に発揮できるように環境を整えることは社会にとっても得策。
1225	1)	問題行動があったとしても、重度の障害があったとしても、本人の能力を認めず、選択肢が狭められ、自宅で過ごしている人が実際にいる。法律があっても現場を知らないと行政は机上業務になるだけだとアンケートの返答は、封書にして個別に郵送することができるようにして欲しいと思う。アンケートに答えたからと言って、「地域社会での障害者差別をストップにさせましょう!」とはならないと思う。
1226	1	子どもがパニックになることが多い。昔は差別の白い目が多くあり、出掛けるのが大変でした。人と場所によっても差が大きく、解決は難しいと思います。
1227	1	<u>地域社会で理解してもらうのは大人になればなる程、難しいです。ましてや、なかなか協力してもらうのも難しいです。そんな時、地元で支援してくださるシステムがあればと思います。</u>
1228	1	障害者が就職(B型事業所)に入る際、障害によって拒否されているのが現状なので、 <u>ま</u> <u>ずは障害者が入る事業所から差別をなくして欲しい。</u>
1229	1	障害の度合いに応じた仕事に従事出来るような環境の整備
1230	1	健常者の所で働くのは無理があると思う。施設やサービス事業所などで同じような方々と 仕事をしたり会話をしたり、楽しく過ごせることが大事だと思う。
1231	1	子供の同級生がスーパーで働いてたのですが、同じ従業員の言葉で、悩み「うつ」になり、仕事をやめてしまった事を聞きました。何気ない言葉にも傷付いたのだと思いました。配慮の仕方はわかりませんが、一人ひとりの良い所も見てあげればと思います
1232	1	離職につながらないよう、根気強く理解・支援を継続出来る事。また、障害についての多くの人が学び、当たり前のように支援して欲しい。
1233	1	雇用側が障害を認め、能力を判断出来る人が存在しているかどうかだと思う。文書、講習会等々をしても浸透は遅い。知的はもっと遅いと思うので、再度認めてもらう努力が必要
1234	1	就職について、障害者枠とは思えない人が採用されている。 <u>もっと採用する枠の条件の幅を広げて欲しい。</u>

1235	1	どんな障害においてもその人自身のストレングスがあるので、それをどのように生かし、 社会の利益につなげるかが重要である。 それには企業等の働く場の人々が障害を理解し、 尊厳を守ることが必須となる。行政はナカポツセンターが中心にPRしていくべきだと考 える。
1236	1	<u>就職しても指導する方の質、又職場の従業員の対応、言葉の暴力により傷ついてしまうので温かい支援が必要でしょう。</u>
1237	2	送迎バスの中での様子が分からない為、本人の様子が分かるようなシステムを作る事が出 来ないでしょうか。
1238	2	移動支援を行っている施設を増やして欲しい。
1239	2	各交通機関会社は車内等に障害者に配慮する、ポスターの様な物でお願いしていきたい。
1240	2	バスの××行きの所に分かりやすく△マーク等をつけていただき 障害者も乗れるバスがあ れば良いと思う。専門的なスタッフがいればありがたいです。
1241	2	春頃までは帰りだけバスを利用して通園しておりましたが、降りる停留所でボタンを押せない時が有って終点で降車して帰宅が夜間になって警察のお世話で保護して頂いた事が何度か有り、バスの運転手の方とかチョット声掛けをして頂けたらと思っています。その後は女の子でもあり、家族が迎えに行って通所しております。多少の負担が増えても送迎とかがあれば通所しているご家族の負担も軽減すると思います。
1242	2	移動手段は身体障害を持っている方にとっては大切な事。好きな時に頼めるようにしてほしい。
1243	2	バスや電車など乗る前から階段や段差があり利用できない。危ない。
1244	2	・バスや電車など公共の乗り物などは、誰が見ても分かりやすい表示にし、困っている時などに気が付き、周囲の方の助けがあると有難い。 ・公共の交通機関では、落ち着けず立ち歩くなど迷惑がかかるので、特性を理解してもらい、分かりやすい視覚情報が完備している専用のバスがあれば良いと思う。
1245	2	バスや電車に乗った時、多少、行動が普通の方と違っていてもさりげなく助けてくれた り、見ていて欲しいです。
1246	2	老人の施設はいっぱい地域の中にあり、ショートステイやデイサービスがあるのに障害者に関する施設は、作業所はあるのにそれ以外の支援が少ない。差別の問題は根本的にいろいろな意味で支援の中で一番感じることです。
1247	2	通所の時に挨拶をして下さる方が出来た。
1248	2	足が不自由な人が、バス・電車等を利用する際、乗降に時間がかかることがあるので、補助してもらえると良いと思う。また、急かさず出発時間を気にせず待ってくれる等の配慮があると良い。

1249	2	公的な移動の時でも自然に接して欲しい。自分の子供も他の子供達も決して特別な存在的に生きている訳でもなく、もう少し、大まかにその人の持っている個性だろうとゆるく受け止めてくれたら本人達も外出し易いだろうと思う。この近所でも通所に行ったり、自分でバスや電車を使っているのを見ると、私もつい「気を付けてね」と応援します。
1250	2	分かりやすい案内表示、場合によっては担当者の配置。差別をなくすことは大変難しい。 小さいころからの教育と、まず大人が差別しないことができなければならない。
1251	2	電車等(車椅子)を利用したいが、周りの方の理解がないと無理がある。
1252	2	差別行動をする人は、相手の苦しみ、悲しみが分からないのです。やはり人間性の問題だと思います。
1253		障害者だと思ったら、あたたかく見守ってほしい。
1254	2	バスの時刻に変更があったときは、早めに大きく表示したり支援学校などに伝えて、バス 通学の子供に教えてほしい。知らないでずっとバス停で待っていることがあった。
1255	23	障害者は千差万別。対処は難しいと思いますが、困っている様子の時は何かしら手助けをして欲しいと思います。24時間テレビなどで障害者を取り上げる事が多くあるが、 <u>知的</u> 障害者については少ない。 メディアの力はすごいので、上手に理解して貰える様な番組があってもいいと思う。
1256	29	あまり周囲を気にしないで外出できるように配慮してほしい(1件) 一般の方の障害者に対する、理解が欲しい(1件) 移動の際の環境を整備して欲しい(1件)
1257	3	レジにも障害者や高齢者が周りに気を遣うことなく並べるレジがあるといいなと思いますが、わがまま?
1258	3	混雑状況などを把握しながらではありますが、支払いをする時などは待っていてくれま す。以前に比べれば、親切になっている場面が多いと思います。
1259	3	欲しい物が見つかるまで、時間がかかっても店員さんには焦らず見守って欲しい。
1260	3	スーパーのレジに椅子や杖置き場が欲しい。
1261	3	車椅子での買い物では、店内の通路が狭かったり商品の配置に無理があったりする為、も う少し配慮してもらえると助かります。
1262	3	利用する障害のある人がルールやマナーをを守る事は大切ですが、限界もあるので、必要 以上の負い目を感じる事がなく気持ち良く買い物ができるように、お店の方々にも障害者 を理解した対応をして頂きたい。
1263	3	スーパーのレジなど、後ろに待っている人もいるので、つい親が代わりに会計を済ませて しまう。高齢者や障がい者など、時間が掛かる人用のコースを設けてもらうと気兼ねなく 利用できる。
1264	3	親の不足分を職員さんが一緒にデパート等、食事会に同行していただける幸せを感じます。ご迷惑をおかけします。本当にありがとうございます。

	1	
1265	3	駐車場スペースが狭い(身障スペース)
1266	345	障害者は変人だと思う人が多いので、その認識を変えていただきたい。
1267	345	障害者を持つ親は、周りに迷惑がかからないようにかなり気をつかいます。その為外出する機会が少なくなってしまいます。偏見のない社会になるような教育や政策をお願いしたい。
1268	34	補助的なコミュニケーションボードなどがあると、買い物や食事がよりしやすくなる。
1269	4	変な行動をしても変な目で見ないでほしい。
1270	4	<u>障がい者を介助できるトイレ</u> が少ない。異性と出掛けると一般のトイレには一緒に入れないので、出掛ける先が制限される。
1271	4	外出先での食事の場合、健常者と違い食べるスピードも遅く、周りに食べ散らかしたりすることも多いので、専用のテーブルを設置するなどの配慮。
1272	4	多目的トイレ、障害者用トイレ がもう少しあると、母親でも連れて歩くことが楽になると思うのですが・・・出かける時のチェック項目です。
1273	4	・相手側が障害者にどのように接すればよいのか分からすに対応することもあります。 ・障害者側も時間を少し早めにするなどして、混雑状況を避けるなどの工夫が必要な場合もあると思います。
1274	4	ファミレス・レジャー施設等に <u>多目的トイレ</u> の設置があるとよい。
1275	4	食事でファミレスに行きづらい。子供が車椅子に興味を示し触ってきたり、親には嫌そうな顔をされたりする(特に若い世代に多い)。障害に対しての教育を充実させてほしい。
1276	4	重度の子供はトイレも1人では出来ません。今は障害者用トイレがどこの道の駅にもあるので車でのお出かけにはとても助かっています。重度なのでバスとか電車では出かけるこはありません。他人に迷惑をかけたくありませんので、車で出かけます。
1277	4	<u>障害者用トイレ</u> の複数設置。
1278	4	多くのひとが利用する場所には <u>多目的トイレ</u> の設置が必要。
1279	4	トイレに入り、出らなくなり本人が出られなくて困っている時、後ろで待ってる人が文句 言いながら待っていた時、もう少し理解して頂きたいと思います。

1280	4	今はほとんどがバリアフリーに改装され使い勝手が良くなってきている。
1281	45	顔なじみの場所では、店員が理解してくれて少しくらいのことは多めに見てくれる。初めての場所では、騒いだりした時に説明して理解を求めるが分かってもらえないことも多く悲しい思いをする。一般的な認知度はまだまだだと感じる。
1282	49 10	障がい者トイレに子供用のオムツ取り替えのベッドがありますが、 <u>成人用のオムツ取り替えのベッド</u> のある設備が欲しい。特に病院等は待ち時間が長いので痛感します。例として栃木の大学病院に行った時は1階ごとに1箇所は配置されていた。白河地区では見たことが無い。
1283	5	公共施設等で、子供が大きくなってしまうと、母親が息子に対する支援が難しくなってしまう。例えば温泉やプールの更衣室等。トイレの様に多機能型の更衣室があれば良いと思う。
1284	5	プールの着替えの時、自分で着替えられない場合(男の子)母親と一緒に入れる更衣室があればいいと思う
1285	5	全ての施設がディズニーランドのように障がい者に理解があり配慮してくれる施設であってほしい。
1286	5	プールなどの更衣室に、障害のある男児と母親が一緒に入れる場所を作って欲しい
1287	5	国として小さい時からの教育で障害者への対応ができると思う。
1288	5	自分が若い時より、 障害者に対する教育や知識が若い人には入っている 様で、協力してくれるが、 逆に年配の方ほど差別の目や発言が多い ように思える。
1289	6	障害者は1%いるのだから、身近に見かける機会を増やしていただきたい。自治体主催のイベントも児童・生徒・園児・ボランティアの方々が一同に接する機会が有ればよい。
1290	6	家の近くの人や犬の散歩友達は気軽に話しかけてくれる。それは、障がい者一人の時も同様である。
1291	6	健常者と同じように接して欲しい。
1292	6	障がいがある無しに関わらず、自然に受け入れて欲しい。ちょっとした配慮や、声かけを していただけるだけで良い。同じ人間であり、特別な目で見たり、振り返る、逃げるよう な行動をしないで皆同様に対応して欲しい。
1293	6	障がい者だと、何をするにも、参加するにも、人の目、表情などに気を遣っている事を理解して欲しい。
1294	6	法律や制度を知ってもらうことが必要であり、小中学生が学ぶ機会を持つことも大事であ る。

		地域住民の理解が必要と思う
1295	6	
		知的障害の通所施設の地域の理解がない。
1296	6	
1297	6	地域の方に障害を理解して頂くことが難しいように思います。民生委員の方が、他の方のプライベートなこと、困っていることを口外しているのを見ると、民生委員の方に相談したとは思いません。地域の中に安心して相談できる方がいるといいなと思います。
1298	6	地域に障がいの方が住んでいるということを知ってもらいたい気持ちもあるが、周囲に知られると困る家庭もあると思うので、一概には難しいなと思います。
1299	6	障害をもつ親として、積極的に交流や親睦の場へ参加している。お互いそのような機会を つくれたら良い。
1300	6	地域住民の方々に認めてもらうには、本人の正直な面、素直な面そして親が亡くなった後 のため行動し努力しかないかと思う
1301	6	障害者差別解消法について、回覧などで知ってもらう。
1302	6	地域の方々の理解がまだまだ不足している。交流会のような事ができれば認識して頂き、 理解してもらえる糸口になるのではと思う。
1303	6	昔から障がい者は「隔離するのが当たり前」といった考え方があり、障害者のいる家庭は一段低く見られがち。その為、戦前、戦後を通じて家族は口には出せない苦労を強いられた。従って地域にこんな子もいるけれど何ら恥ではないと家族の方々の心を開かせるような福祉政策が社会に広がればいいと思う。 障害者自身は自分は障害者であると思っていない人が多いと思う。年齢を重ねる中で様々な困難に当たり障がい者と自覚させられる。地域社会に言葉やジェスチャーだけでない心から受け入れてくれる地域が広がってくれればと思う。
1304	6	目で見てわかる障害と目で見て分からない障害があることの理解が進んでいない。 目で見て分からないから特異な存在や怖いという感覚でとらえてしまう。 地域住民がそれぞれの障害を理解し、当事者または保護者も「〜という障害です」と気 軽に伝えられる地域創りが望まれる。(自立支援協議会の重要性)
1305	6	障がいを持っている事を広く地域で理解して知って貰う事が必要で中にはどうしても受け入れてくれない人もいますが諦めず理解してくれる人を増やして話をすることが大切だと思います。
1306	6910	障害は、いつ、誰が、どのような形で当時者になるか分からないので、学校では授業や講演会等を取り入れてたり、地域では件や市町村から障害に対する冊子等を配布し、理解してもらえる機会になればと思う。
1307	68	利用者が日常、安心安全且つ楽しく生活できる様に家族・職員・地域住民・福祉に関わる皆さまが利用者に「優しい心」を持つことが必要と思います。
1308	7	杖使用なので、バイキングの時にワゴンが欲しい。

1309	7	いつも母子で行動をしておりますが、宿泊先での入浴や外出先でのトイレなど同性でない ためついていけないので、何か問題が起きていなければよいかと思っています。
1310	8	冠婚葬祭や突発的な事柄があった際、短期入所が困難な場合が多くあるので改善して頂けるとありがたい。
1311	8	自分の娘が通所した発達支援センターのおよび、現在利用している施設の職員の皆様が大変勉強されていることが分かり、適切な療育を行ってもらえ、恵まれていると感じている。しかし、地域の中野事業所では職員の勉強が不足していると感じられるところもある。職員の人材不足は現在の福祉の大きな課題でもあるが、今働いている職員をいかに育成していくかも考える必要がある。
1312	8	配布物(市などから)の文章をもう少し分かりやすいものにして欲しい。
1313	8	障がいを持つ人には偏食の人も多い。現在も配慮はされているが、よりきめ細かく嗜好に 合わせた食事区分があっても良いと思う。
1314	8	今後増加していってくれば良いと思います。
1315	8	周辺地域への施設の情報公開。交流機会の増加
1316	8	支援者に対しての待遇を優遇される事を望む。研修・啓発活動に積極的に参加できる機会を期待する。 (親も同様に)
1317	8	幼い頃から施設でお世話になり、帰省の際等、職員の方々に園での生活の様子を聞き、き ちんとした支援をしていただいていると感じています。
1318	8	指導員の教育をしっかり行い、子供達に真摯に向き合って支援をして欲しい。
1319	8	役所に行くが、現在はすごく丁寧になった。毎月の積み重ねと、五月蠅く伝えて行かなければと。私達より先に苦労して下さった方々に感謝したい。
1320	8	本人の問題行動は、本人が何らかの原因で困ったあり、不安な時にTPOを選ばないで起こりうることである。身内や身近な人々には、そう理解されたとしても知らない人には「変」「気持ち悪い」とずっと冷たい目で見られたり、笑われたりする。そのことが、更に引き金になり、パニックが起きたりする。本人が困らず、不安もなく生活できることが差別のない社会に繋がる一歩だと思う。
1321	8	・利用できる施設・福祉サービス事業所が増えると良い。市内から少し離れると事業所が少なく、通うのが大変になる。 ・子どもが成長し支援の子どもに合った支援内容も変わっていくことが予想される。継続した支援が実際に子どもの能力が生かせるものになるためにはよき相談相手となる福祉サービス事業所があってこそだと思っている。実質的な事業所を増やすためのマニュアルはもとより、専門職、マンパワーを充実させて欲しい。
1322	89	継続的な啓蒙活動をして欲しい。

1323	89	施設が新しくなり個室で生活していましたが、夜眠ることなく1人廊下を歩いている聞き、二人部屋に取り替えてもらってやっと落ち着き、夜眠るようになった。
1324	89	役所から早めにいろいろ変えることで地域に広がると思う。障害者にやさしいということは、老人にもやさしいと思う。案内板にはルビをふる。大きくする。変わった時には表示するとかしてほしい。
1325	89	トイレは洋式トイレにしてあると良い(1件) 各自治体や行政機関が合理的配慮に取り組む事業者を認定する仕組みがあれば良い思う (1件)
1326	9	当事者(施設)との関係を、規則・制度にとらわれず、現場の状況を把握しながら柔軟に対応して欲しい。
1327	9	<u>障害者の立場での支援をお願いします。</u>
1328	9	行政手続きが複雑すぎるので簡素化してほしい。
1329	9	証明書等の取得手続きを簡単にしてほしい。
1330	9	・乳幼児向けの健康診断を発達に関してもっと専門的にデリケートに扱って欲しい。 (保健師から落ち着き無いですね、言語内ですね、3歳なんですか?等言われると相談し にくい) ・我が子がグレーかも…と思った時に見るパンフレットは"障がい者"の文字は抜いて欲 しい。 ・福島県は相談窓口がしぼられていない。個人で病院や施設に連絡しなければならない。 その上何処も長期に待たされる。どこかに集約し、迅速な対応を望む。
1331	9	バスや電車には高齢者や障害者の為の優先席があり、利用する方はよく知っている。しかし「障害者差別解消法」は近所の方や障害者の家族であってもよく知らない。法律自体の存在をPRし広報に力を入れていただきたい。
1332	9	地域住民の障害者に対する理解度をもっと向上させてもらうためにチラシ、パンフレット 等で広報して欲しい。
1333	9	「障害者差別」という言葉自体が差別を感じる。親は、障害のある子どもを持った時から、いつも差別を感じている。
1334	9	合理的配慮の前に、自立支援協議会が全く動いていない。
1335	9	毎月いただいている負担金いつも感謝しております。
1336	9	入所していることで日常生活で差別されている事を強く感じる事はないが、在宅の友人を見ていると、介護保険のように細かい点で差別されていると感じる。緊急時に利用できる施設がない事。判定についても差があるものの、一人で生きていけない事は同じなのに差別をつけることはおかしい。
1337	9	福祉サービスを各自治体で共通の受給者証で受けたい。 (どこの市町村に行っても簡単に移動支援サービスを利用したい)
1338	9	今の行政の動きでは合理的配慮に対する施策が分かりにくい。本当に出来る事を見出して欲しい。
1339	9	国、地方自治の環境整備、障害者が普通で当たり前の生活が出来る事。

	Ī	中型的な自身計器
1340	9	定期的な自宅訪問、悩み相談の実施、障害者の就労や施設への監査強化
1341	9	専門職の方が障害者に分かりやすく対応して頂けるとよい。
1342	9	何年か前に支所の方に「補装具」の交付について聞きに言った所、分からない様ですごく 待たされ、結局子供が車の中にいたので待っていられずに帰った事があった。支所の方で もある程度分かっている様にして欲しいと思った。
1343	9	役所の担当者が制度や障がい者を理解していないので理解してほしい。
1344	9	地域の障害児者との交流の場を地域ぐるみで行って欲しい。
1345	9	行政の障害担当職員は(市町村にもよるが)人事異動で変わりやすい。そして担当者に よっては障害者福祉への考え方や重視度に差が出てしまうので、行政職員の過度の負担に ならない程度での調整や人事配置が重要だと考える。
1346	9	特に住民福祉課では個別に相談できるプライベートルームや、車椅子で相談できる窓口、トイレの整備や夜間利用の際のスロープの安全確認等。
1347	910	障がい者が利用できるサービスに、市町村間で地域格差があり過ぎる。
1348	10	すみません。どうしても障害者と健常者にすみわけが必要だと思います。差別ではありませんが、息子のことをじろじろ見る方がいるのも事実ですが、それに負けてもいけないと思います。なるべく関わらないように、お互いが刺激にならないようにするのが良いと考えています。
1349	10	年金支給の手続きで社会保険事務所に行った際、担当者に保険料も払わずに障害年金をもらえるのか、と言われた。その人の人格を疑った。福祉に関係する人には、私達以上に勉強して欲しい。
1350	10	障がい者に対する偏見や先入観は少なくなっていると思うがゼロではない。々人間であることの教育や行政等のPRがきめ細かく行われることが必要。
1351	10	「障害のある人」の存在を小さい時から当たり前の事として意識できるような教育環境 、 体制づくり。
1352	10	地域等の理解を深めるために何か講義や何か身辺で話を聞ける場所が必要。
1353	10	障害者として一括りにするのではなく、身体に障害がある人に手をさしのべてくれる様に、知的障害者にも手をさしのべるまでにならなくとも、色々な問題行動に理解をもって もらいたい。
1354	10	障がいにはいろいろあるので、一律には出来ないので良く分からないです。
1355	10	普段からの関わりや、行政・家族との連携を図る事。
1356	10	昨年の「相模原市の事件」で「優性思想」が取りざたされ、改めて優性思想は悪い物と世間は言うようになった。しかし、出生前診断の高度化に伴う中絶は圧倒的に多い。つまり、優性思想は悪いとしていても出生前診断で障害が分かれば中絶すること自体優性思想ではないだろうか?この日本で本当に差別をなくすためには、子どものころから、「障害」そして「命の重み」について真剣に学ぶ必要があると考える。

1357	10	病院で順番を待つのが難しいため、予約で待たないような仕組みが欲しい。
1358	10	障害の特性を理解していただく事が必要。また、周知する必要もある。
1359	10	偏見の目で見ないでほしい。視線を感じる。
1360	10	差別解消の前に親に勇気がなく買い物など極力外出を控えているのが実状です。
1361	10	自分で障害を持つ子供を産むまでは世の中にこういう人たちがいるという事がわからなかった。身の回りにもいなかったし、話は聞いたことがあったも実際に会っているわけでもなく、本人や家族の苦労も理解することもない。実際に長男が高校で過呼吸で倒れた時に診断結果(障害名)を聞いても「何?」て顔で。教育する先生が分からなかったら子供たちに説明できない。子どもたちもほとんど知らずに大人になって偏見な目で見ることにつながると思うから、障害のことを持って知ってほしい。
1362	10)	行動範囲が狭いためか、幸いほとんど差別等感じる事はありませんでした。就学前、卒業後等、通える場所がどんどんできてきて、今の方達はとても助かっていると感じます。
1363	10	障害者と言うととても大変な人と言うイメージでとらえられる。それぞれが出来ること出来ない事に違いがあるという事を理解してもらえる社会になるといいと思う。
1364	10	障害者本人も自分ができること、できないことを理解して何を人(社会)に助けてもらえばいいかを分かっておくことも大事だと思う。
1365	10	健常者も障害者も同じ人間で、みんなできないこと、できること、得意なこと、苦手なことがあって、できないこと、苦手なことがちゃっと強く出ている人が、社会で生きていくことの障害になっているだけなので、困っていることに寄りそって、生活が少しずつでも良くなっていくといいと思う。「合理的配慮」とか難しい言葉ではなくて「寄りそう」気持ちが地域社会には必要なのだと思う。
1366	10	あまり外出していないせいか、別に差別はあまり感じません。
1367	10	今は昔と違って対応が良くなったと思います。
1368	10	障がいのある人への理解。障害のある方でも何に困っているかは違います。多くの人が障害について知るようになれば、それぞれの人に必要な配慮が提供出来るようになると思います。
1369	10	外見だけで障害者だと見る目。なかなか理解は難しい所があると思う。
1370	10	学校の児童・生徒が障害児・者の施設へ行き、頑張っている姿を見てもらい、自殺などを 考えている子供たちが考え直す場になればと思います。
1371	10	親は毎年歳をとっていきます。子供たちだけで生活できる場所がほしいです

		周りの大人が偏見の目で見ずに接するのが一番なのに、子供は大人の真似する。変わった
1372	10	ものを見るような目で見てくる
1373	10	保育所・小学校等の授業の時間に障害者について考える時間を作って欲しい。
1374	10	民生員の方の訪問に感謝していますが、正確な状況を願いたい
1375		状況に応じて、何か手伝ってくれるとき、特別な状況でなく必要なとき「大丈夫ですか」 と一言添えて手伝っていただければ嬉しいです。
1376	10	日常生活はいつも親と一緒なので何かされたとかしてもらったということはありません。
1377		障害を持つ人と健常者との接する教育をしてほしい。そうすることで障害を持つ人への接 し方を覚える。また、障害があっても普通だと思えるようになると思う。
1378	10	地域の人と分かり合う為には、養護学校、作業所等と、その区の小・中・高校生が交流する事で、大人になった時に親しみを感じてもらえると思う。小学生頃から身体障がいの他、知的障がい、精神障がいの人についても学ぶ、知る機会が必要と思う。
1379	10	障がい者をもっと知ってもらうために、健常者と一緒に参加出来るようなイベントや会などが増えると良い。
1380	10	支援や合理的配慮を求めるよりも、障がい者の方々の症状や行動を理解してもらう必要がある。
1381	10	一般の人達が障がい者のできないことに対して、同じ目線で話したり、声掛けや手助けを してくれるとありがたい。
1382	10	一般の人は障がいについて知らないから特別視(良くも悪くも差別)してしまうのかなと思います。障がい者のイベントではなく地域住民ととけこむような何かがあれば良いのかなとは考えます。
1383	10	一緒になって付き合って頂きたい
1384	10	障害者用トイレがどこにでもある事を期待したい
1385	10	一般の人は障がいについて知らないから特別視(良くも悪くも差別)してしまうのかなと思います。障がい者のイベントではなく地域住民ととけこむような何かがあれば良いのかなとは考えます。
1386	10	バリアフリーの環境が自然に配置されているようになると良い
		•

1387	10	この法律があることを知らない人たちが多いと思うのでPRする必要がある。
1388	10	障害者について、見守ってくれる配慮や人ごとの様な目で差別する偏見的な態度ではなく、優しく支援してくれる日常であるのが理想です。障害者を一人の個人として認めていける、特別な人ではないんだという認識を普通の人ももてる様な社会教育を推進していって欲しい。(内容については具体的に出しての回答は難しいのでかけませんが。)
1389	10	障害者の差別が少しでも無くなるためには、障害者のことを知ってもらう事が大切だと思います。又、障害を持っているから支援を受けるのは当たり前と思わず、感謝する心が大事だと思います。
1390	10	外出時の行動はいつも一緒で、一人で出かけたりすることはあまりないので、生活の中で 差別を感じたことはありません。
1391	10	どこで、誰かと言う、具体的なことはありませんが、大衆の中で差別的な目が気になりま す。
1392	10	障害者がパニックに陥ったり、泣き出した時、落ち着くまで待ってくれる。あまり声を掛けない。
1393	10	一人一人のモラル。まだまだ障害者にとって住みにくい社会だ。優しい街づくり。
1394	10	小・中学校と小さい時から障害のある人と接している様にすることで意識しないで過ごせるのではないか。
1395	10	1人では買い物などもできないので、一緒についてくれる人がいると助かります。
1396	10	大学において知的障害者に対して理解を深める学習を行う。
1397	10	病院は、障がい者のかたが待っていられるような、場所を作ってくださると助かる。

		・通っている小児科では、理解を得られたことが無いので、子どもの行動について親が謝るなど肩身の狭い思いをすることばかり。小児科なので、もう少し発達障害について勉強し理解して欲しいと思う。 ・"障害者"と言う言葉自体の見直しが欲しいと思う。 "害"があるものなのか。・身内に障がい者がいないと理解できない問題かもしれない。「他人事」「変わり者扱い」と感じる。 ・障がいのことは当事者しか分からないから、TVや広告等でオープンになれば良いと感じる。 ・外観からは発達障がいと分からないし、周りの人に言っていないため差別を感じたことは無い。今後、大きくなるといろいろな面で感じることが多くなることは予想される。・我が子は障がいが分からないほど軽いので差別を感じたことは無い。しかし、今後成長していくにつれて全くないとは言い切れない。もし、そのようなことがあれば家族みんな
1398	10	で全力でサポートしていくつもり。正直、思うことは、差別云々の前に世間の、障がいに対する理解があまりにも乏しいと言うこと。我が家では、子どもが発達障がいを持っているとは隠さず皆さんに言うようにしているが、具体的にどういうものか分かっていない様子。自分自身も我が子が診断されるまでは全く知識が無かった。「でも、他の子と変わらないし、大丈夫」と知識の無い方に無責任に言われるが、悪意がない分結構傷つくこともある。そこで思うことは、まず、世の中の人が正しい知識をつけてもらうのが良いのではないかと思う。知識があれば、障がいを持つ人の接し方も自然に変わるのではないか。少しでも差別の無い社会になってくれれば良いと願う。
1399	10	障がいを理解してくれる人が周りに多くおるとその親や兄弟も気楽に過ごせると思います。この子がいるから出かけるのが億劫だと思ってしまって気が重いです。
1400	10	多種多様でピンポイントでは説明できませんが、本人の能力に合わせて近親者が応援していくしかないと思っています。一番長く一緒にいるのは親ですので。他人の愛を求めても無理が通る世の中と残念です。知恵ある方々の指導にすがっております。
1401	10	学校での教育で、障がい者についてもっと理解できるように教育の機会を継続的に実施してほしい。知らないから差別がうまれてしまう。
1402	10	一般の人には理解が難しい。社会的にまだまだ理解がないのでは? 支援する側も理解が得られるように努力しなくてはならないと思います。
1403	10	たくさんの人が障がい者の存在や特性を理解してくれればいい
1404	10	遠くの病院から近くの病院に転院しても、障害基礎年金の診断書作成を断られ為、元の病院に戻る事になった。
1405	10	障害者が一生安心して受診できる総合医療専門病院を設置して欲しい。
1406	10	多種多様でピンポイントでは説明できませんが、本人の能力に合わせて近親者が応援していくしかないと思っています。一番長く一緒にいるのは親ですので。他人の愛を求めても無理が通る世の中と残念です。知恵ある方々の指導にすがっております。
1407	10	障害をもつ親として、見たり聞いたり、色々な事を共有しながら、元気に明るく前向きに 進んでいきたい。

1408	無記入	<u>障害者も普通の人間であるし、ごく普通の生活をしているのだということを理解してもらいたい。特に知的障害者は特性として、特異な行動を取るこることがあることも理解して欲しい。</u>
1409		小学校の頃から障害者施設の人達と授業の一つとして接することがあれば良いのではない かと思う。
1410		障害者の余暇活動等を増やし、地域にその活動を知ってもらい、そこから地域との交流をしていく事が大切ではないか。 地元の小中高の学校での交流も必要で、小さい時から障害者とふれあう事がとても大切だと思う。
1411		障害者の小さな訴えにも耳を傾け、コミュニケーションを常に図る事でお互いに理解を深める事が大切だと思う。
1412		思いやり駐車場にマークのついていない車が止まっていることが多いです。
1413		子ども(たまに大人でも)じっと見つめられたり、追いかけてきて見られることもあります。それは仕方のないことだと思いますが、小さいうちから健常者だけではなく、いろいろな病気の人がいることを教育して頂ければ差別解消に繋がると思います。

【職員】 回答者数 269人

NO	番号	記入内容を分かり易く要約した文面
1414	全て	本人からの関わりは難しいことが多い。 <u>福祉職にない人は情報が少ないことを前提とし</u> て、支援者は障害のある人と社会をつなぐ役割を果たす必要がある。
1415	1~10	人として差別なく、その人を見れるかの問題であったり、その人個人での見かたの違いも あったり、人間性を変えないといけないと思う。
1416	1~10	差別解消法が施行されたが、福祉に携わっている方の中でもごく一部の方しか知っておらず、浸透もしていない。 私たちの町だけにかかわらず、町としてどういった対応をしていくのか打ち出されておらず、本当に合理的な配慮がなされているのか感じることが少ない。 もっと本気で取り組んでいかなければ周知もされないし、浸透していかないと思う。
1417	12 34 57	車イスが使用しやすいスロープや広い通路、トイレの設置。
1418	1	・障害の疑いがある方の場合にも、「福祉サービス」(初めからは抵抗がある)につながる前の手軽に要請できるサービスがあると良い。 ・側で見守り、サポートをしてくれるスタッフが配置されるなど、障がいの特性を理解してもらいながら安心して個々の強みを生かした仕事が出来るように環境を整える。(並べるのが得意、製品の箱詰め、正確に分量を測るなど)
1419	1	他の社員にも障害特性について理解してもらえるよう、研修の機会を設ける。仕事に集中できるよう視覚的情報を少なくする等、その人の障害に合った環境を整える。

1420	1	現在はいろいろな職場で、障害者を受け入れているところが多い。土日なども嫌がらずに働く人が障害者には多いと聞いている。 <u>職場で頑張っていることを他職場の人々が分かるように説明したり、同じ人間であることを受け止めるような会社になれるように頑張って欲しい。勉強会も必要。</u>
1421	1)	障害者を見た目だけで門前払いせず、働く場面等の実習を通して、就職ができるかどうか 決めて頂きたい。加えて、数週間働くことで慣れて仕事が出来ることもある。時間的な配 慮も就職の時にして欲しい。
1422	1	その人にあった作業、時間など安心して仕事に取り組めるような支援。
1423	1	障害特性を理解した上で、各児童それぞれに得意な作業が見つけられるよう、周囲の支援 者のエンパワーメントを高める意識が必要。
1424	1	苦手なところにポイントをあてす。「〇〇があればできる」ということを知ってもらえる ような働きかけが必要である。ハローワーク等を巻き込んで発信するべきである。
1425	1	就労しても初めからうまくは行かない。 離職に繋がらないよう、ジョブコーチをつける訓練期間を長く設けて欲しい。 給料も健常者と比較し差があり過ぎる。
1426	1	社会の実現に向け、 障害を理由とする差別を解消し障害有無によって分け隔てられること のないよう個性を尊重し合いながら支援をしていく配慮が必要ではないかと思う。
1427	1	医療的ケアが必要であれば難しい。
1428	1	<u>ご本人が自分の苦手なことを理解して伝えるための支援。ご本人と企業の理解を図るため</u> <u>も橋渡し的支援。日頃の定着支援。</u>
1429	1	<u>求人情報を分かり易く提示すれば良いのではないか。</u>
1430	1	利用者の障害特性や個性をいかに受け入れる側の企業に伝え、理解して貰っているかが大事。知らないからこその不安もあると思うので、説明することで今まで障害者に関わることが少なかった方も不安が薄れ、コミュニケーションを取ってみようと思っていただるかも知れない為。
1431	1	<u>障害があっても、働く事の出来る仕事の内容などの情報が分かり易く情報誌の様なもがあると就職が少しでも見つけ易くなる。</u>
1432	1	周囲が障害特性を理解した上で、働ける場所が増えると良い。
1433	1	会社側の障がいの理解(一般企業の場合) きちんと障がい特性やその人の事を尊重できて、他の職員とうまく仕事できるように仲介 役となる人がいる事。
1434	1	どのような仕事が向いているのか人それぞれ異なるため、 <u>なるべく得意な能力を生かせる</u> ような仕事
1435	1	就職する際の障がい者に対する条件が厳しくなってきているように感じます。 ちう少し配 慮があったほうが良いのではないかと思います

		本人のプライバシーに配慮した上で、他の職員に対し、障害の内容や必要な配慮を説明し
1436	1	<u>ておく</u>
1437	1)	身体障害を伴う障害者には優遇(就職について)されている気がする。 <u>精神、知的障害者に対してもっと理解を深めて、それぞれに合った仕事を行ってもらえたら良いと思う</u>
1438	1	仕事をすることは、生活の保障はもちろん、生きがいでもあるので、 <u>一人ひとりの能力に</u> <u>合った仕事の保障をのぞみます</u>
1439	1	<u>ジョブコーチの配置。利用者が出来る事を増やして欲しい。</u>
1440	1	障害者であっても仕事必要とされていると言う。思いは大切なものでもあり、 <u>障害の能力</u> <u>に合った仕事が出来る場を望みます</u>
1441	1	集中力の持続が難しい方には、業務時間の短縮や一人になれる休憩室等の確保が必要 理解が難しい方には一つ一つの作業を分かりやすく絵や写真で提示が必要
1442	1	・障がいのある人もない人も快適な職場を作り、職場のメンバーが互いに協力し合う環境が必要。 ・時短勤務や出勤時間の調整。 ・本人と職場でどのような配慮ができるのか相談、検討すること。 ・色々な職業に就けるよう仕事の枠を広げること。 ・職場の方の理解。 ・写真や図などのマニュアル。
1443	1)	就職枠が限られている為、 <u>数多くの企業が障がい者でもできる作業を見つけ、より多くの</u> 企業により多くの障がい者の方が就職できれば良いと思う。
1444	1)	障害者でも仕事の能力が高い人が多いので、企業側も障がい者雇用を積極的に取り入れていただき、さらに障がい者をサポート出来る社員が増えるといいのではないかと思う。
1445	1	地域で働くための支援、働きやすい環境の設定、短時間勤務や休息を細目にとれる。落ち 着いて取り組める場所の提供。作業手順の配慮、移動手段の確保など。
1446	12 34 56 7	障害を持たれている方も 健常者と同じように生活できるよう社会に触れる機会を増やすことが重要ではないかと感じる。ノーマライゼーションが広く浸透すると良いと思う。
1447	16	身体、知的、精神、発達など、障がいについてその特性を知ってもらうことから始める必要がある。
1448	2	車椅子を使用している方が、外出先で段差のあるところを登れず困ったところを近くにい た人が声を掛け、段差のあるところを手助けする。
1449	2	重度化している(車椅子使用)利用者の車での移動にリフト付き車が必要である。
1450	2	段差をなくしたりイラストなどを増やす。
1451	2	誘導用ブロックの設置や段差の解消を図る。
1452	2	地域との結びつきや障害への理解、選択肢を狭めず、自己選択できるよう手続きの簡素 化、単一化、介助、支援の充実が必要

1453	2	バスや電車の正しい使用方法やルールを分かり易く伝え、一緒に練習する。地域社会に障害者への理解を深めて頂けるようにする。
1454	2	鉄道の切符売り場では長距離切符、特急券なども自動販売機の機械で購入できるが、対面 販売の窓口も残っている。改札口も機械化が進んだが、端に対面の改札口が残っている。 人と人でのやり取りができる場所は残していくべき。
1455	2	 ・困っているようであれば声を掛け、手伝いの必要性を確かめて対応すること。 ・バリアフリー。(バスに車いすリフトをつける。駅の階段にスロープを設置すること や、エレベーターの設置。) ・コミュニケーションボード、筆談など個々に合わせた対応。 ・介助方法などの研修。
1456	2	乗り物の表示を分かりやすく(大きくふりがな)してもらえれば利用しやすい。
1457	2	低床バスの増便、エレベータの設置等障害があるなしにかかわらず誰もが使い勝手の良い 設備に改善するなど、ユニバーサルデザインの考え方を定着させたい
1458	2	移動時や退勤時に配慮のない言葉を口にする子供がいた。 <u>学校で障害についての指導をしっかり行って欲しい。</u>
1459	2	<u>歩行困難者のため、駅すべてにエレベーターの設置</u>
1460	2	階段をなくしたり、スロープ(車いす対応)増えてきているもののゆっくりとしか歩けない 障害者に対して他の一般の人が押したりぶつかったり、迷惑そうな顔を見せる場面を何回 かみています。周りにいる人が理解をもって、また、障害者専用スペースをもっと広くほ しいと思う
1461	2	<u>公共交通機関で、障がいのある人の乗り降りに時間がかかるのを待ってもらえること。</u>
1462	2	<u>バスのステップはもう少し低めにしてもらうと足があがりにくい障がい者ものりやすくなると思います。</u>
1463	2	<u>筆談、文章の読み上げや、ゆっくりとていねいな説明</u> 障害に応じたコミュニケーション をとり、情報をうまく提供できるような配慮
1464	2	当事者の意見等をアセスメントした改善
1465	2	一人で移動することは殆んどないのですが、ジロジロ見たりされると、それだけで緊張してしまうので、困っている時に声掛けしてもらえればいいかなと思います。後は、見守ってもらえるのが一番です。
1466	2	公共交通機関について地域格差がある。利用する人口数にも関すると思われるが、障がい者や高齢者に優しいバリアフリーは地域社会すべての利用者に優しい、使いやすいと思われる。
1467	2	移動の際に公共機関を利用する時は、周囲の人間が障害の度合いによって乗り降りの手助けをしたり、場面によっては座席を譲ったり、目的地を聞くなどのコミュニケーションを取るなどの配慮により、スムーズな移動が出来ると思われる。
1468	2	高齢者シートの様な専用の席を設置して広く認識してもらう。

1469	2	障害の方には電車バスなどの公共機関で、乗降車サポートが必要か周りで見守り、危険な時や介助が必要な時は、ご本人の了解を得てからサポート若しくは乗務員に誘導をして委ねる。
1470	2	障害者の方の家族には公共機関などで今までに良かったこともあったと思うが、周りから の視線や言葉掛けに辛い経験もしているのではないかと思う。外出をする事に消極的にな らない様、周りの配慮、気配りが必要である。
1471	2	障害者用タクシーやバスなど、自由に利用出来れば良い。
1472	2	障害用専用道路の設置(特定施設設置の周辺付近)
1473	2	時刻表など視覚障害者の人が見て分かる様にしてたり、車椅子の方でも見られる位置に設置する乗り物と地面の差を無くすなど、ハード面・ソフト面の支援が必要と考える。
1474	2	車イス利用者の為に段差をなくし、手の届かない所にあるものを取ってあげる。
1475	2	移動時に障害者は他の方より、時間がかかることが多いため、せかさないで、時間に余裕 を持って対応して欲しい。
1476	2	電車のホームの隙間や終点まで行ってこだわりでどうしても降りられない方に対して、規則はわかるが、運賃は払うので柔軟に対応してほしい。怒鳴られたことがあってショックを受けた。
1477	2	自分の家族が障がい者になったらと想像する力を養う教育を行う。
1478	2	・CMや広告などを利用して意識を高め、バスや電車など優先的に座れる場所をさらに生かしていく。全てのバスの段差を解消する。
1479	2	電車のホームの隙間や終点まで行ってこだわりでどうしても降りられない方に対して、規則はわかるが、運賃は払うので柔軟に対応してほしい。怒鳴られたことがあってショックを受けた。
1480	2	運転手等が乗り降りのサポートをする。
1481	257	手帳を持っている方がつかえるサービスを分かり易く掲示する。
1482	28	病院等車椅子で移動する人が多いにもかかわらず、専用の乗降口が少なすぎる。待合室も 同様で、待機する場所が少ない。
1483	23 45 78 9	案内板メニュー表など分かりやすく大きく見やすくルビがあると良いと思う。
1484	25 7	説明文や表示にふりがなをつける。活字だけでなく、イラストなど分かり易く伝える工夫 が必要。

		レジで精算をするとき等、時間がかかることを想定した対応。
1485	3	
1486	3	支援者としては、レジでの支払いも学習のひとつと考え、お金の出し方もさせてあげたいと思っているのでせかさないで待って欲しい。
1487	3	店員など接客業の方が障害者への理解が必要、例えば歩行不自由な方に対して、その方を 動かすのではなく店員側が動いて対応するようにする。
1488	3	買い物をするときひとりでお金を支払うときに少し時間が掛かってしまう。ゆとりをもった対応をしてもらいたい。
1489	3	車椅子での買い物の際、本人及び介助者も購入物を持ちながらの移動は大変である。車椅子にセットできるような買い物かごがあると良い。
1490	3	買い物に出かけた際、障害者駐車場が空いていなかった。足の不自由な方を連れて行く時、停める場所が遠いと不便なので障害者用の駐車場を増やして欲しい。
1491	3	セルフレジ等を導入するお店が増えてきているなかで、障害者に限ったことではないが機械操作が苦手な人がいると思う。操作方法を教えて欲しくても店員に話しかけられない人もいるので、店員から声をかけてくれたり、操作方法を分かりやすく紙に書く等の対応が必要だと思う。
1492	3	陳列棚の高さの工夫。 車椅子で通れるスペースの確保。 支払金額が確認できるレジ表示の高さの工夫(例えば2段にするなど)。
1493	3	視覚障害がある方については、案内誘導の方、聴覚障害の対処に対しても手話で対応ができる方などがいてくれると、助かるのではないか。又、車椅子の方についても、バリアフリーであったり、商品を取り易くするなどの対応が必要。、
1494	3	車いす専用のレジを増やして欲しい。
1495	3	<u>まず、「障害者差別解消法」が施行されたことの周知徹底が図られるべきと思う。</u> 又、一人ひとりの意識が変わらなければ何も始まらないのではないか。コンビニなどの店舗での 差別解消の為の教育が更に進められれば良いと思う。
1496	3	車イス利用者さんの為に高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮 を行う。
1497	3	障害の重度によっては買い物が不可能な利用者もいる。移動販売車での買い物を取り入れれば差別なく支援できるのではないか。
1498	3	買い物をする人が障害者本人であるならば、その障害者の目を見て支払い等の対応を行って欲しい。金銭のやり取りも時間が掛かるが、「待つ」姿勢を理解して欲しい。

1499	3	レジの際にお客が多く並んでいた場合、利用者の方がゆっくりできるよう最後尾に並ぶこともあったが、言葉の発語がない方や金銭能力が低い方に対し、職員は店員に自分で買い物をすることや少し時間がかかってしまうことを伝えるようにすることが必要。
1500	3	買い物に行った際、障害者用駐車場に一般の方の自動車が止まっている。意識の問題がある。
1501	3	車椅子の方が一人でも買い物ができる様な入口、店内の通路の広さの確保、レジの高さトイレの広さ、設備など。
1502	3	<u>障害者優先レジがあれば周りに気を使わなくてよい。</u>
1503	3	車椅子で買い物に行く障がい者の方が店の通路が狭すぎて入れずに、商品をよく見ることが出来ないことがある。面積が広い店でもディスプレイは障がい者目線になっていない。
1504	3	対人援助では待つ姿勢が求められるが、地域でも浸透して欲しい(会計時等)
1505	3	点字ブロックがもっと社会に増えて欲しい 人ごみに酔った方が休める椅子や休憩所がもっと欲しい
1506	3	売り場案内が文字による表示が多いので、絵なども併せて表示することにより自力でもっと買い物を楽しめるようになるのではない
1507	3	買物先などで(スーパー等)、障害者用駐車場が少なく、大きなワゴン車やキャラバン車 両が駐車できるが、まだまだ少ない印象を受けます。
1508	3	買物時、障害者、高齢者専用に駐車場が整備されつつありますが、健常者の方で平気で駐車している方が以前として多いように感じます。特に女性、年齢に関わらず女性に多くみられます。男性ではおっかなそうな男性や家族連れが目立ちます。 障害に対する啓蒙の精神が昔より薄れてきている世の中になりつつありますが、仕方がないこととあきらめざるを得ません。
1509	3	大きなショッピングモールに設置されている車椅子の台数が足りないように感じます。
1510	3	車椅子で買物をする時、商品の陳列されている棚と棚の間(衣類コーナーも同様)が狭い 為、車椅子では通れないスペースが多い。(商品を間近で見られないことになる。)
1511	3	買物力ゴを持てない障がい者の方も多いと思います。障がいのある方、特に車椅子の方等、 買物力ゴをかけられる工夫であるとか、持ちやすい工夫があると良いと思います。
1512	3	金額がわかりやすいように、レジスターの表示板を大きくしたり、見やすいように向けたりする配慮が必要
1513	3	バリアフリー化。手すりの設置。視覚的案内

1514	3	障がいのある方が、よく利用する店には家族が説明して理解を得てもらい、一人でも買い物出来る様店側にもサポートしてはもらえないか。
1515	3	売り場や通路を広くする。点字などでも価格を表示する。障がい者用の駐車場、車いすを増やす。車いす利用者の方には、高い場所に陳列した商品は取って渡すなどの対応。
1516	3	スーパー等店の通路が狭く、車いすが通れない所もある為通路を広くして欲しい。
1517	34	聴覚障害者に対し、筆談・手話でのやり取りをする。
1518	34	自動販売機など、車椅子使用の方も簡単に購入できる販売機があればいいと思う。
1519	34	文字にルビを付ける。
1520	34	相手(人)を思いやる気持ち。
1521	24 5	バリアフリーの充実を徹底する。 交通機関、公共施設、障害者トイレなど
1522	23 45 7	運転手や車掌等の従業員に対する指導より、他の乗客との関係に配慮してもらう(複数回答)
1523	11	各所、社員教育の一環として「障害者差別解消法」を勉強する機会を設けて欲しい
1524	11	多くの所へのスロープの設置 バリアフリー対応 ユニバーサルデザインの取り入れ、各施設、車椅子使用でも外出できるスペースが欲しい。各所HP等で障がい者向けの設置施設を記載して欲しい (複数回答)
1525	345	各店ごとに、「こういうお客様がいたら、こういう対応をしてみましょう」といったマニュアル本があると、障害に対して知識のない店員でも適切な対応がしやすいのではないか。 (例)大きな声を出してしまうお客様がいたら、個室や端の席に案内しましょう。
1526	34 56 7	障がい者施設見学や障がい者についての研修などを行うと考え方接し方が分かってくると思う。
1527	34 56	全ての地域住民が障がいを理解することは困難であろうと思うが、せめて障がいを持つ方も多く訪れるであろうお店の店員などは、そういった方も利用することを念頭に、来店したら積極的に声をかけるなどしてほしい。
1528	23 45	最初から合理的配慮が十分にされる地域社会、お店はないと思う。障害のある方が、地域で暮らし、いろんな所に出かけて、そこで不都合なことや差別的に感じたことを1つ1つ課題として提起して、次はそうならないようにしていくという地道な対応が差別の解消に繋がると思う。
1529	4	障害者専用トイレが一般トイレと比べると狭いし車椅子が入らないときがある。また、トイレの雰囲気が悪かったりするので改善していけばよいと思う。

		車椅子で入れるトイレを整備すること。
1530	4	
1531	4	壁際や個室などの落ち着ける場所の配慮を願う。理解のある従業員がいると心強いため、 合理的配慮の必要性を民間にも啓発する必要がある。
1532	4	案内表示の文字を大きくしたり、弱視や色覚障害の方にも配慮した色の組み合わせなどを 行う
1533	4	排泄介助が必要な方が多いので、障がい者の方が外出する所に障がい者トイレの設置をしたり、数を増やしてほしい。
1534	4	利用する側も障害のある方である事やどんな配慮をしてほしいかを明確に伝える。 利用する食堂側もどんな配慮が必要か聞き受け入れ不可でも納得の出来る理由を提示す る。
1535	4	多目的トイレに背もたれの付いていない便座が設置されている所もあるが、背もたれは必要だと思います。 トイレの手すりの設置場所についても、多種多様な障害に対応できるような工夫が必要だと思います。
1536	4	車椅子の方や歩行に障がいがある方は、入店できる店(入口の間口が広いこと、店内が動きやすく通路が広いこと、トイレの間口等)を探して確認して利用することがたびたびあるため、多目的トイレのように入店可能かどうか一目でわかる様な配慮が欲しい。
1537	4	土日祝日も関係なくバスやタクシーを利用できたら良い。
1538	4	メニューや商品表示を分かり易く説明。写真を活用して説明。
1539	4	人込みや喧騒が苦手な児童に対し、静かな個室などを用意すること。
1540	4	文字だけのメニューの店も多い。誰にでも分かりやすく、写真付きのものを準備して欲しい。
1541	4	車イススペースのある店、身障者トイレのある場所など、マップがあると良い。ネット上でも照会でも、車イスOKマークがあると分かりやすくて良い。
1542	4	トイレへの付添について、戸を閉めて自分でできれば良いが、戸を閉めると開けられなく なったり、1人で上手に排泄できない方もいる。職員が付き添うことに理解してもらいた い。
1543	4	精神障害者手帳を保持していると正社員になかなかなれない。精神疾患があると体調に波がある事を周囲に周知すべきである。また、管理職にメンタルヘルスに詳しい人がいるとなお良いのではないか。
1544	4	外出先のトイレは障害がある方にとってはドアの閉め方がわからず閉めにくい。どこかボタンを押したりワンタッチで閉まるようなドアになるといいと思う。
1545	4	飲食店のメニューは写真豊富で、利用者さんが選択しやすいメニュー作り。
1546	4	障がいを理解してもらうためにも、当該法に対する国民的な啓発と教育 (複数回答)
1547	4	多目的トイレを増やすこと。

1548	4	使いやすい食器を用意する。
1549	4	近くに外食できる場所が殆んどなく、休日は弁当というスタイルになっている人もいるため、外食できる場が増えて欲しい。
1550	4	食事(外食)の場面にて、注文を取る様、店員より食事形態や器具等に支障がないかを聞いてくれる配慮があれば、より食事を楽しむことができるのではないかと感じる。
1551	4	バリアフリー化をもっと進める必要がある
1552	4	車イスの利用者が利用しやすいように、カウンター、テーブルの高さを配慮する
1553	4	バリアフリーの飲食店や飲食店のトイレが少ない。車いすの方が入れるトイレはほんの僅か。
1554	4	障がいを理解する事は実際に関わりが無ければ難しい事だと思う。飲食店ではスロープが無い、階段が多い、2階席しかない、車いすが通れるスペースがない等障害がある方がいくことが難しい場所が多いと感じた。障害のある方もない方も楽しく行ける場所が増えると良いなと感じた。
1555	4	・案内する際、利用者に歩行速度を合わせる対応。・障がいに対応できる設備の設置(スロープ、障がい者用トイレ)・障がい者用トイレは「みんなのトイレ」と称する。
1556	4	外食の際に周りの一般客の方々も騒いでいるが、障害のある方々だけ注意を受けた。場所 の提案や一般客への事前の配慮をしてもらえれば。
1557	4	人間として普段当たり前の行為(排泄・食事)等については環境設定は最優先で取り組んでもらいたい
1558	4	食事・トイレなど障害者用の場所が有れば良い。
1559	45	車椅子やストレッチャーを使用している方が活動場所を決める際、間口やトイレの確認を 必ずしないといけない。そのような確認作業をしなくてもいいようバリアフリー化を進め て欲しい
1560	45	障がいを理解し、利用できる時間や個室等があると助かる
1561	49	店内等、視覚・聴覚など障がいの特性に応じてわかりやすい、使用しやすいスペースになってほしい。視覚聴覚障害等に対応できるスタッフを配置してほしい。最近では諸外国語を話せるスタッフ配置になっているので、障がいに応じたスタッフ配置などを検討してほしい
1562	45 78 9	地域の中の多目的トイレの充実。障害のある方だけでなく、いろんな人(子供連れ、高齢者)も使いやすくなっていいと思う。
1563	5	公営のプールに障害者を連れて行ったら係員からそっちに行かないでと体を張って制限を 受けてショックを受けた。どんな人でも自由に利用できるように支援員を置くとか、理解 をしてほしい。
1564	5	店員等から声をかけ、案内等のサポートをする。
	<u> </u>	

1565	5	公営のプールに障害者を連れて行ったら係員からそっちに行かないでと体を張って制限を 受けてショックを受けたとほかの施設の方から聞いた。。どんな人でも自由に利用できる ように支援員を置くとか、理解をしてほしい。
1566	5	順番待ちなどが難しい障がい者も楽しむことができるよう、早く入れるような配慮を。
1567	5	支援の必要な小学生・異性(母ー男児、父一女児)でも着替えができるようどこの施設でも多目的更衣室があるとよい。 (郡山にもあるが、利用を断られた)
1568	5	車椅子などなるべく配備する。障害者が外に出やすい環境を作ることで健常者との関わり を増やしていく。
1569	5	利用する上での注意事項等はわかりやすい表現やひらがな表示、イラスト等での情報の掲示。
1570	5	バリアフリーの充実
1571	5	レジャー施設には必ずエレベーターと点字ブロックも必要
1572	5	障がい者に対する理解が不十分であるために、本来は楽しむ場所で辛い思いをする。繰り返し利用し、相手に理解していただく。
1573	5	公的施設を含め、まだ障がいに対する設備が十分でない。階段のみの建物にはエレベーター等の設置を望む。また、理解も不十分なため活用が難しいケースがある。
1574	5	決して都会ではないので、レジャー施設自体が少ないが、古い建物の場合、バリアフリー などまだまだ不十分だと感じる。大人数で利用できる場所は極端に限られている。
1575	5	カラオケBOX、映画など、無料で利用できれば良い。
1576	⑤	社会資源が少なく、変化のない生活を強いられている。
1577	5	一般営業とは分けた利用が可能になれば、利用者の能力に応じた楽しみ方が出来るのでは ないか。現状、迷惑になるので控えざるを得ない。
1578	5	カラオケ:個室なので障害者の方も利用して楽しむことができると思う。部屋の位置や空いている時間帯、車椅子でも利用できるか等、事前の確認をする。
1579	5	プール:水泳は水の事故等リスクが高いので、個人の身体能力も多少必要になる。安全に 楽しむ為に周りのサポートが不可欠であると思う。
1580	\$	 ・障がい者対応のドア。(ドアが重く開けづらい場所が殆ど。車いすの場合、手前に開けるドアは対応が難しい。) ・障がいの特性によって頻繁に席を離れる必要があれば、会場の座席の位置を扉付近にする。
1581	5	レジャー施設等、まだまだ障がい者支援の配慮がなされていない所が多いので、障がいを 持った方が利用しやすいようにカラオケ店などは、車椅子でも入りやすい部屋や持ちやす いマイク等、工夫していただけたら良いと思います。

1582	5	車いすやストレッチャーなど使用できる施設の確保を考えてほしい。
1583	6	例:先日、コンサートに行った際、前列に座っていた女性が大きな声を出してしまい、その場ですぐにご家族も一緒に席を離れてしまい、その後も戻って来なかったということがあった。とても残念に思った。小さいコンサートだったので事前に座席を決めて、周りの配慮が有ったら、楽しくコンサートを過ごす事が出来たのではと思った。映画・コンサートなど、画像・音を共有する場所は、事前の配慮・周りの理解が必要ではないかと思う。
1584	59	規模の大きな施設はバリアフリー化等配慮の取り組みが進んでいるが、規模の小さな施設 はまだまだの部分があると思う。修繕工事に対する助成を手厚くして欲しい
1585	6	高齢者へは自分自身老いていくし、身近に高齢者がいるので理解はあるが、障害者(児)には理解は行き届いておらず、「怖い。」イメージがあると思う。地域活動の参加を行い、受け入れる所から始めてほしい。
1586	6	地域の人たち(特にシニア層に方)に障がいについて理解を深めてほしいと思う。海外のように分け隔てない社会になってほしい。
1587	6	障害者理解に乏しい。やはり偏見はある。障がいについて知って頂く事が必要。
1588	6	住民の理解はとても大切だと思う。けれど見て見ぬふりをする方が大半となっている。みんなが声を掛けてあげると助かると思う。白い目で見ないでほしいと思う。
1589	6	地域住民の方、近くの方はここに事業所がある事は分っていると思う。近くの中学校からは実習に来る生徒がいない。中学校から色々な障害の方と携わっていれば考えや接し方も違ってくると思う。 法律を耳にするだけでも違ってくると思う。
1590	6	・障がい者施設、グループホームとはどういった所か地域住民に知ってもらうことが大事。・地域で行事がある時には参加し、地域住民と触れ合う。・日頃からの挨拶、声掛け。
1591	6	役場や施設などでは受け入れる体制や姿勢が少しずつできているが、地域住民はなかなか 難しいと思います。ひとりひとりがもっと知ることが必要だと思います。
1592	6	障害児・者と接する機会を設けて、偏見がある人には偏見をなくすようにする。障害について詳しく知らない人には知ってもらう。すでに知識のある人には、より深く知ってもらい、自分の身近な人に教えられるようになるとよい。
1593	6	地域住民の方と接する機会を多く持ち理解してもらう。
1594	6	地域住民との交流を通して、どんな人たちかわかってもらう。交流の場として地域イベントへの参加また、事業所がイベントを開催し地域住民を呼ぶことも大切だと思う。
1595	6	法を理解するための啓発や学習の機会を設ける。
1596	6	「障がい者だからしかたない。」と言って本人ではなく支援者や保護者に話しをしているように感じる。 当事者抜きにして話しを進めることも差別と認識すべきである。
1597	6	障がいというだけで見方を変えないで欲しい。ある程度の理解が必要。

1598	6	障がいとはどんなものがあるのか。実際に障害を持った方と地域の方が交流をたくさん持つ事で障がいを知ってもらう事ができ差別も少なくなるのではないか。
1599	6	地域住民に回覧板などでリーフレットの配布をして、障害のある人への理解と対応を意識 してもらう。何が差別にあたるのか分からないがために、悪意のない悪の言動や、行動 が、障害のある人を気付ける場合もある事を知ってもらいたい。
1600	6	障がいの概要を知る機会を作る。例えば「芸術祭」と「障害者アート」を組み合わせてイベントを開催すると、興味がなかった人にも知ってもらえる可能性が高まるのではないか
1601	6	地域住民に限らず、一般の方々にも障害者差別解消法を知ってもらう為、チラシをポス ティングしたり回覧板等で多くの人の目に留まる様にしたら良いと思う。
1602	6	地域住民の方と利用者の方が一緒に活動できる場を設け、お互いの理解を深め合う機会を作ること。「自分たちとは違う」という偏見をなくし、同じ人間であることへの理解が得られるよう、正しい情報を発信する事も大切であると感じる。また、理解が得られるのを待つだけでなく、施設や当事者側からも地域の一員として歩み寄る事姿勢も重要。
1603	6	地域住民と障害者の交流を増やし、互いの関係を身近なものにしていく。その為のイベントを地域で行っていく。
1604	6	・障害の理解、周知の協力は必要だが、強制依頼することは難しい。・障害者への理解が深まることで、手助けや支援ができてくると思う。
1605	6	入所施設の場合、地域との関わりが気迫になりやすいと思うが、地域との関わりを保つためイベントや外出等を通じ、障害者の存在を理解してもらう。
1606	6	障害者は実際には沢山いて、私は障害者ですという識別票を付けているわけではない、地域で暮らす為のサービスがほとんど無い重度の方は、地域で暮らせず、入所施設で隔離のごとく利用していることや、差別を恐れ障害者の地域生活支援の改善を求め声を上げづらい状況は進展していない。又、障害は誰にでもあり得ることの常識が、一般健常者には疎く自分は関係ないと思っている方が大半で、障害者になった途端に普通の生活が困難となる差別的処遇の現状に自分が当事者となったらという視点が欠けている。お互い様で支え合う社会へ向けた市民意識の変革が必要。又、余分な仕事はしない、ニーズの低いサービスは作らない、住民理解への努力に欠けている行政の対応も問題だ。
1607	6	少しでも多く地域へ出ていき、地域住民と交流を図ることができれば、障がいを持っていても、頑張っている姿を見て、必要とされるのではないか。
1608	6	施設やホームなどに地域の人がいつもこれる環境づくりが大切だと思う。
1609	6	日頃より密なコミュニケーションを取ることで、体調や情緒面の変化に気が付き、迅速な対応が出来るなどのメリットが生まれる。又、一人の住民として健常者・障害者分け隔てなく接することができると考える。
1610	6	地域住民にも、もっと障害を理解して貰えればと思う。
1611	6	身体障害と知的障害とでは周囲の認識的なものが違うと思う。障害特性を理解して貰う為には、地域住民との交流(関係)を多く作った方が良いと思う。

1612	6	地域コミュニティを大事にする。障害者の方、その家族の方が積極的にコミュニティや行事に参加出来る様に、声掛けや気配り、働き掛けをして、地域皆で楽しく過ごせると良い。
1613	6	身体障害者は、ある程度の理解が進んでおり、そこまでの差別は自分は感じていないが、 知的障害は見ただけでは、どんな特性があるのか分からない事が多く、その解らない事が 差別の対象になっていると思われる。地域社会に出て、実際に接してもらうしかないと思 います。
1614	6	障害者を特別視しないで、困ったことがあれば誰もが自然に手を貸してあげられる社会作り(幼少期からの教育が必要)
1615	6	障害者を身近に感じてもらう為、地域住民との交流を増やす。(ボランティアを積極的に 募るなど)。
1616	6	障害者への理解を深められるような広報活動。
1617	6	障害を持った方に対し、「障害はその方の個性」と捉え受け入れやり、差別のない目で見て、対応して欲しい。
1618	6	もっと障害者の事を知ってもらえるよう、地域住民参加型のイベント等を増やしていく。
1619	6	地域住民と障がい者の交流の機会を設け、少しでも偏見をなくしていく。
1620	6	自分の住んでいる所の近くにどんな方がいるか、興味を持ち、受け入れること。
1621	6	・地域住民と障がい者とが一緒にイベントに参加したり、困っていることに気付き、気軽 に声をかけ、お互いに助け合えるような地域づくりをしていく。
1622	6	地域の方々に障がいのある方、お子さんと関わってもらうことも必要だと思いますが、障がいの方々にかかわる仕事をしている、職場・職業にも触れあってもらいたい
1623	6	「みんな違って当たり前。みんな違っていいんだ。」とお互いの違いを認め、尊重し合えるような社会になって欲しい。
1624	6	障害がある人との交流が日常的にないことが、偏見や差別に繋がっていると思われます。 小学校に入学する前からの交流と、通常の学校で学ぶ権利の選択が、誰にでもあるように 国が示して地域の住民との関係を良好にして欲しい。
1625	6	障害への理解を深めるためのインクルーシブなイベントなどの社会教育の機会が増えると 良いと思います。

1626	6	地域住民が健常の子供なら普通に関わり、親切に声かけする事と同じように、障がいのある方にも関わって欲しい。その為には子供の頃から交流する場を設け、みんな一緒、障がいがあっても普通に生活する事が当たり前という理解につなげる。まずは知ってもらうこと、分かり合うこと。
1627	6	障がい者について自分のイメージだけで判断するのではなく、実際に会って様子を見たり、障がい者に対する理解を持ってほしい。
1628	6	自分の周りや地域に障がいを持っている方がいるということをわかっていただき、見守ってもらえるようになると良い。
1629	6	地域によっては障がいのある人が住みにくいところがあると思う。災害の多い時代になったので、個人個人が自己責任で、自分の身を守る必要もある。
1630	6	地域住民の方の理解、理解してもらうための行政のPR 障がいのある方の声が大きいと苦情が多い。(3件)
1631	6	高齢の方は障がい者に偏見を持っている方が多い。地域活動内で、障がい者に対する勉強 会などを開くなど、理解を深めてもらう活動が必要である。(3件)
1632	6	障害のある方との接点が無く他人事なんだと思う。グループホームの生活の様子など見て もらえる機会を作る。
1633	6	地域の行事や活動への参加を促す。地域の行事に積極的に参加することによって生害の状況に積極的。参加することによって障害の状況の、理解が広がる
1634	6	障害者への差別は、障害者のことをよく知らないために理解不足からの偏見が大きいかと 感じます。差別を解消するためには、障害への理解をしてもらえる様に、自分から手を差 しのべて手助けしていく事が大切だと思います
1635	6	障害者と健常者が交流できる機会が必要
1636	6	地域交流を活発に取り組んでいく必要がある
1637	6	施設側として、地域の人が障害者福祉施設を見学したり障害者とかかわったりする機会を積極的に提供することや逆に地域住民側が障害のある人たちが地域の行事等に抵抗なく参加できるような配慮と積極的な誘い掛けを行うなどをとおして、まずは地域住民が障害者理解を一層深め、障害者に対して、障害がある普通の人という感覚をもって、さりげなく支援や配慮ができるようにしたい
1638	6	障害を正しく理解できる社会を地域や義務教育の場から取り組む必要がある
1639	6	地域社会の中では、障害者とどのように接してよいか分からない為に、偏見や思い込みで 差別が生まれると思うので、まずは、障害とは何かを分かりやすく提示していかなければ ならないと考える。
1640	6	地域住民に対して、セミナー等を開くなどして、障がい者の合理的配慮への理解を高めていく。

1641	6	地域で生活する上で、地域住民の障害者へ対する理解と協力性、心配りのある地域社会であって欲しい
1642	6	横断歩道や駅、スーパーマーケット、公共交通機関等で困っている人を見かけたら声をか けるという基本的な心配りができる地域社会をのぞみます
1643	6	障害者の方に対し冷ややかな眼差しで不憫と思わず一人の同じ人間として配慮が必要と思う
1644	6	言われなき差別をなくす。
1645	610	教育現場で福祉教育の義務化、地域の勉強会等障がい理解を深め、認知度を広げる。
1646	68	地域の行事などには積極的に参加する。
1647	68 9	障がいを持つ親や家族が、困った時や相談がしたい時に気軽に行くことができるコミュニ ティーやサロンを地域に作る。地域住民との交流を増やす (複数回答)
1648	68	障がい者と実際に関わる機会があれば今までの考えとは少し変わるはず。
1649	68 9	障害者との関わりを多く持てるような交流の場を増やし、障害者への理解を促進する。
1650	68 910	学校や地域で障がい者について知る開会を設けていく事が必要だと思う。
1651	7	酸素機の設置などの理解。
1652	7	職員への専門的な教育
1653	7	宿泊を受け入れて下さったのなら、通常の客と変わらないサービスをして欲しい。危険個 所に近い部屋は避けて欲しい。
1654	7	宿泊する前に宿泊先と事前に相談をして、意向を伝える事が出来たらいいと思う。宿泊者は障害者の方、ご家族への理解・配慮・公共のマナーに十分気を付ける。
1655	7	今はどこの旅館でも車イスはあるが、浴室でも使える車イスがあると良い。または、「バリアフリールーム」のように部屋の中が広く、車イスで移動できたり、部屋にバリアフリー、手すりつきの浴槽があると嬉しいと思う。(例え、割増料金でもいいので)
1656	7	・浴室整備。(段差をなくしたり手すりをつける。)・バリアフリー、ユニバーサルデザイン。
1657	7	温泉で男性・女性で分かれているが、介助者(保護者等)がどうしても異性しかいない場合も考えられるため、時間帯や介助者も入れるような環境がある旅館、温泉が増えて欲しい
1658	7	様々な社会経験を積んでほしいので、療育手帳を使用すればどういった割引があるか等 を、一般の方にも知ってほしい

1659	7	予め、障害のある人が利用される事があると貼り紙やインターネットを使って周知を図る。そうした方がたへの配慮をはかる。
1660	8	文字以外にイラストや写真を多く使用し、見てわかりやすいものを作る。
1661	8	地域の方々にボランティアとして活動に参加してもらい、地域社会で必要な支援や合理的 配慮を知ってもらう。
1662	8	街中の看板やTVのCM等を通して、多くの人にその存在を知ってもらい、少しでも身近な存在である事を感じてもらう。
1663	8	利用する場所がどんな場所かを把握する。 利用する場所が当事者に合っているか等調べておく。また、離床する場所の職員や店員と 連絡を密にしていくことで、スムーズな行動ができ、周囲にも障害者だからといって迷惑 をかけるわけではないと印象付くのでは。
1664	8	障害の種類や程度によって、それぞれ特性に違いがあるので、特性を理解したうえで個々 に合ったサービスの提供に努める。
1665	8	・役所職員の移動が早すぎ、手続きの対応できる方が少なくなる。サービスを提供する側としては経験や視野が広がるが受け手としては安心して委せられることも必要。 ・書類が多く、障害者本人への説明も難しい物が多く、時間もかかる。
1666	8	情緒不安定になりそうな時には、別室等の落ち着ける場所で休める様にする。
1667	8	作業手順や道具配置等に拘りがある時には、一定のものを決めておく様にする。
1668	8	声掛け・挨拶を積極的にし、障害者としない個性とみる。
1669	8	施設見学など、利用者さんとふれあえる環境を増やす。
1670	8	障害があっても、受けられるケアや地域参加(行事等)に参加できると良いと思う。
1671	8	・支援内容が充実した事業所が増え、施設従事者は、研修などでスキルアップに勉める。 ・市町村を通した手続きを、よりわかりやすいものにしたり、サポートしてくれる人を配置する。
1672	8	移送サービスや付き添いなどのサービスがもっと増えていくと普段できないことがスムー ズにいくと思う。利用者の希望・要望がかなえられる。
1673	8	施設職員が増員となれば、もっと充実したサービスをすることができる。
1674	8	ジェスチャーを交えたり、イラストや写真を使用し、本人の意志をくみ取る支援をする。
1675	8	グループホームなどの受け入れ先が少なすぎる。
1676	8	地域での受け入れ先が少なく地域生活移行が出来ない。
1677	8	病院を受診する際に、車椅子が十分に入れるスペース専用の充実した待合室

1678	8	障がい者支援施設に勤める者として、施設利用者の障がい(自閉症・ダウン症)などに対しては特性など理解しているつもりであるが、近年は精神障がいや身体障がいの方も増えており、尻ごみしてしまいやすい。現場職員がもっと学べる場があると良い。また、私たちが地域住民などに障がい者の特性や対応について伝えていける場があると良いのではないかと思う。
1679	8	障がい者も一人の人間であること。
1680	8	職員のペースではなく、思いやりを持って生活できる安心して生活ができるような施設・ 福祉サービス事業所が欲しい。
1681	8	感覚過敏で音がうるさく聞こえすぎてしまう方にはイヤホンなどの着用をみとめる 偏食や食事にこだわりのある方には、量を減らしたり食べられるもののみ食べてもらう
1682	8	差別を解消する為にはまず、福祉サービスに従事する人材の確保が優先されると考えます。現場を知る者が少ない為、『障がい』というものはどういうことなのかを広められていないと感じます。
1683	8	障害者にもわかりやすい情報提供特性にあったツール
1684	8	福祉サービスが率先してイベントや講演会等を企画し、自治体と連携していく必要がある。
1685	8	障害者の方の障害特性の理解に努め、安心安全に明るく、生活のルールを守り、障害者の 方々の交流・各個人の過ごし易い環境作りのサポート・支援が出来る様に心掛けて行きた い。
1686	8	もっと障がいについて知って貰える機会、関わりが持てる機会が必要だと思う。
1687	8	障害、障害者への理解を広めるためとともにその個人をさらに知ってもらえるよう努めたい。偏見や思い込みではなく対話をしていく必要があると思う。
1688	8	本人の障害からくる個性的な言動に対して、理解した上で対処して欲しい。
1689	8	自己決定を配慮してもよい場面が時には見られることがある。食事など食べたくないとの 意見も時には尊重してもよいと思う。
1690	89	「合理的配慮」の意味自体を解りやすく広める広報活動があればよいと思う。
1691	89	「障害者差別解消法」を多くの人たちに認知してもらう。発信する
1692	89	障害者に接触しない、または接触に気づかないケースも多いため、行政がもっと積極的に 住民に情報を伝えることが必要と考えられる。

1693	9	各部署連携して、地域住民の理解把握に努め、住民に適切なサポートを行う。障害のある 方が地域でより良く生活する為に、住民が障害の事について理解が深められる様、勉強 会・講演会実施・広報誌を活用して知ってもらう。障害の方々と親交の場の機会を作る。	
1694	9	余分な仕事はしない、ニーズの低いサービスは作らない、住民理解への努力に欠けている 行政の対応も問題だ。	
1695	9	視覚障害者への行政から通信文が点字で出ない場合が多い。家族全員が視覚障害者の場合 もあるので、ご本人が直接理解できる通信文を行政はお手本として実行して頂きたい。	
1696	9	市町村役場は、数字だけ見ないで内容を把握し、アシスタントなどで外出できる機会を多くしてもらいたい。	
1697	9	もっと職員の方から声をかけてほしい。どうしてよいのかわからないから。	
1698	9	障がい者の立場に立ち、もっと障がい者が暮らしやすいようにいろいろ工夫すれば良い。 健常者としてではなく、障がいのある方から見た暮らしの便利さ。	
1699	9	平等にすべきことは平等にした上で、一人一人の話を聞き、その人に必要な個別的な支援 を提供する。	
1700	9	個室の相談窓口が欲しい。障がいに関すること以外にも、社会保障に関する相談では、周 囲の目が気になるケースも多い。相談や手続きをする上で、個人情報等があまりにもオー プンである。	
1701	9	国・県・市町村など行政が解消に向けての目的・取り組みを積極的に地域住民に周知していくこと。また、記号などに関する機関への周知に取り組むよう働き掛けること。このような環境が整備されることで解消に向けての話会いが効率良く進められる。	
1702	9	車椅子の方は、日本中世界中がバリヤフリーとなれば障害者でなくなる。すこしずつ取り 組んでいくことで障害者と呼ばれる人が少なくなると思う。	
1703	9	入所施設でどれだけの大変さがあるか理解が必要。	
1704	9	知的障害者でも理解できる広報誌の発行。	
1705	9	法律の認知度が低い。地域住民は存在するも知らずにいると思う。どのような行為が差別 となっているのかを周知させる工夫は必要。	
1706	9	法律の趣旨を理解して、様々な手段を講じて、全国的な広報活動を展開し、その様な取り 組みから合理的配慮の考え方が生まれてくると思う。	
1707	9	職員が代行して証明書を発行して頂く際、委任状などが必要になるが、字が書けない方や 内容を理解することが難しい方もいらっしゃるので、その対応を考えて頂きたい。	

1708	9	障害をもっていても、その人らしく人生を送れる為には、フォーマルサービスやインフォーマルサービスの活用が必要です。障害や特性にマッチしたサービスをコーディネイトしてくれる相談員の増員が望まれます。介護保険に比べるとサービスの種類がまだ少ないと思いますので、もっとサービスの種類を増やして欲しい。障害者に関するサービス内容の認知度は低いです。もっと周知が必要だと思います。			
1709	9	全ての窓口に手話通訳者や障がいの特性を理解した職員を配置する。			
1710	9	漢字にルビをふるだけでなく分りやすい文章にする。			
1711	9	行政機関等、及び事業所が積極的に啓発活動を行なう。			
1712	9	申請書類等、障がい者のみでは内容理解や書き方が難しい。			
1713	9	バリアフリー化が進んでいるがまだのところも多い。また、老朽化し点字ブロックが剥がれていたり、スロープにくぼみがあったりと、設置で終了ではなく点検もしっかりしてほしい			
1714	9	合理的配慮をみなさんに知ってもらう必要がある			
1715	9	定期的な自宅訪問、悩み相談の実施、障害者の就労や施設への監査強化			
1716	10	障害を理解していただく事が大事である。(知っていただく)			
1717	10	障害者用トイレの数を増やす。			
1718	10	障がいがある無しではなく、見た目でその人を判断する事は誰にでもある事であり、かつらをかぶる人、奇抜なメイクや洋服を着ている人など、自分の中での普通の範囲から外れている人や自分より弱い人に笑いや冷たい視線を向けるのが今の社会であると思う。その意識は育った環境の中で育まれているものであり、幼いころからの教育や家庭内でのしつけの影響が大きい。自分だけではなく、自分以外の人を認める事ができる教育を幼いうちから行う必要がある。			
1719	10	地域社会というよりも、「人間」としての問題が多く感じる。			
1720	10	移動支援や行動援護、同行援護の充実。外出の機会がふえることで、地域との関わりが深まり、余暇活動支援にも繋がっていく。			
1721	10	社会全体や全ての人が、障がい者に対して、「隣にいること、近くに住むこと手伝うこと、話をすること・・・」や逆に「何もしないこと、話をしないこと・・・」など、何もかもがすれ違う健常者に対する意識と同じように、普通のこと、当たり前のことにならなければならない。			
1722	10	制度や法を守ることばかりでなく、実践で非梅雨とされることから発信されて制度や体型が作り上げられるようになれば良い。			
1723	10	地域で生活することが、障がい者にとって当たり前になりつつあるが、家族の負担はかなり大きくなっている。支えきれない家族もいる。地域で支える仕組みと言われているが、高齢の家族も増え現状は厳しい。制度ではあっても地域では無いサービスもある。			

1724	(10)	病院受診の際診察が簡単であると感じている。病気の原因を見つけるために必要な検査を
		して欲しい。 障害者に接する機会が少ないと理解を得ることが難しいかなと感じる。特別支援学校だけ
1725	10	でなく、現在減ってきている特別支援学級がもっとあっても良いのではないか。
1726	10	特別支援学校(養護学校)を廃止し、一般の学校と統合する。授業の進行は遅くなるだろうが、学習要領よりも意義の深いことを考えるきっかけとなるはず。
1727	10	まずは、現状を利用者に分かり易くくり返し説明していき、解消に向けて時間がかかることも合わせて伝える。
1728	10	私たち人間は完璧ではない、どこか欠けているところがあるという思いを持ち、相互に 補っていくことが大切であるとの意識を持つよう、幼児期から働き掛ける。
1729	10	全国的にどんな場所でも障がい者が困っていることを相談する窓口、担当者が明確ではなくたらい回しにされてしまい嫌な思いをしてしまうことが多い。分かり易く、ハッキリとした窓口や担当者を設置すべき。
1730	10	障害のある方を障がい者と決めつけないで健常者と同じく接する事で、偏見や差別はなくなるのではないか。過剰な意識を持たずに自然に接する事が大切である。
1731	10	施設内には、知的障害者の方と身体障がいにより車椅子を使用している方も増えているので車椅子の方も過ごしやすい環境の整備が必要である。
1732	10	障がいについて多少の程度の変更はあってもなくなることはない。難病もしかりで治ることはない。毎年のサービス受給申請手続き自力でどれだけできる方がいるのか? *必要な方ほど人の手をかりなければできない。大変である。もっと簡素化できないか。
1733	10	社会全体として、障がい者に対しての思いやり、気づき対応してする余裕がなくなっている。 障がい者に対しては小さい時から接する機会を学校教育の中に入れていき、障がいを理解する必要があるのではないか。 職員に人材不足から職員の質の低下などもあげられると思う。 昔のように地域全体で見守るという体制は人として育てる人づくりを図る事が大切ではないか。
1734	10	・選挙の際、候補者の名前だけでは判別しにくい。写真もあると良い。 ・外出を増やし、一般の方に理解して頂くチャンスを増やしていくことが必要。 ・通院した際、待合室での順番を待つことが難しい方がいるため、予約の時間対応をして 頂けると円滑な通院治療が行える。
1735	10	直接利用者に言葉をかけて来て、本人が満面な笑顔になりました。
1736	10	漢字の読みなどに対する補完的な対応を増やしてほしい。
1737	10	学校(小、中、高)などで障害への理解が深まるようボランティア活動や授業の一環として場面を深めて欲しい。
1738	10	支援者側も積極的に外へ出て障害者への理解を深めてもらえるよう努力が必要だと思う。

1739	10	障害者差別解消についての認識はまだまだ定着できていないように感じます。どういった 対応をしてほしいのか、なぜそういった対応が必要なのか等、さまざまな人に伝わりつな がっていけるように、今後もさまざまな方法で発信していく必要があるのではないかと思 います。
1740	10	お年寄りなどは年齢と共に身体機能が低下してきて、どういったところでどんな助けをしたらよいか何となく分かりますが(<u>高齢</u> の方と同居していない人であっても)障害者というと見た目で分かる人もいればそうでない人もいます。世間の目には障害を持った方に対してあまり関心がない様に感じます。「障害者差別解消法」が施行されても、一般の人たちは戸惑っている様にも思えます。家族に障害を持った方がいらっしゃる方はそうでない家族のかたより関心も思いやりも支援もしっかりしている様に思います。やはり身内という近い所にそういう方がいる為だと思います。小さな頃から自然に当たり前に近くに障害を持った方が生活していて・・・という環境があるち良いと思います。障碍者に対する理解、関心も大人になってから急に持てるものではないと思います。
1741	10	話しかけられた時等、特別な感情がわいたり他の人とは違うと思った事がないので良く分からないのですが、私の場合、その人が私に何を聞いて欲しいのか、何を教えて欲しいのか、その人の視線の動き、表情と言葉の内容を真剣に聞く様にしています。そして常に誰に対しても平等に、ゆったりとした口調で笑顔に接したいと心がけています。
1742	10	小中学校との義務教育の中で障害者と接する機会を持つことで社会への偏見は変わってい くと思う
1743	10	合理的配慮や障害者についての学習する機会を学校の科目に取り入れる。
1744	10	<u>障害者にとって「待つ」と言う事が困難な方が多い。病院関係だと予約と言うものがあるが、時間がかかる手続き等、ある程度の時間設定を前もって伝えて頂けるなどの配慮があっても良い。</u>
1745	10	まだまだ公共施設や病院にいたってもバリアフリー化がすすんでいないと思います。
1746	10	・市の中核病院での障がい者に対する対応に不満がある。救急車要請時も搬送する病院の受け入れ先が決まらない事が多い。 特に自閉症等の障害がある為。 ・スタッフのスキルが低い為、利用者入院時は専門の家政婦を付添い依頼し出費がかさむ。
1747	10	病院など、順番を待つ間に、如如歩き回ってしまったり、大きな声を出してしまって、他の方の迷惑になってしまう行為が避けられない時があるので、他の方に迷惑にならない場所がると良いと思うことがある。
1748	10	障がいを持ったお子さんを受け入れる施設として感じることは、立場によって考え方は様々で、全ての人が障がいに対して理解を示してくれることは、とても難しいと言う事です。合理的配慮を進める上で、まずは障がいのある方に対しての理解を深めてもらうこと。施設側から地域へ向け、関わりを持つ機会を増やすことが必要だと思います。理解を深めること、そこから相手を思いやること、その思いから発した行動は、障がいを持っている方が差別を感じない社会になるのではないかと思います。
1749	10	車いすで海に遊びに行けるようコンクリートの歩道が一部でよいので欲しい 広いシャワールームが欲しい

1750	10	お店で階段しかなかったり、身体障害者用のトイレがなかったり、入口が狭くて車椅子が 入れない場所があり、不便に感じることがある。障がい者の目先での構造を取り入れるこ とが必要と思われる。	
1751	10	わかりやすい様にとシンボルが多数あるが、ご本人が理解出来るようきちんとした説明をはたす。	
1752	10	学校等の教育施設で障がい者に対しての理解をおしえてもらい差別に対しての意識を持ってもらう。	
1753	10	幼児、学校教育の段階で障がいのある方と一緒に、当たり前に生活できる環境になれば、意識の中での差別は減るのではないか。障がいの有無で教育の場が分かれる事で知る機会が減ると同時に、隔たりの意識が根付く。教育の改善が必要。	
1754	10	災害エリアメール、ミサイル発射内容は、漢字が読めないと理解できない。子供も含め、誰でも理解できる内容が望ましい。	
1755	10	学校にて差別の目で見ないこと。	
1756	10	障害者用の駐車場が少なくまた、狭いような気がする。	
1757	10	障害者、又は障害者施設について、知らない人が多いのが実情。多くの人に知ってもらう ようにしていく。	
1758	10	思いやりの心。	
1759	10	障害者ではなく、障害のある人と考え、関わる。	
1760	10	手話などによるコミュニケーションや分かり易い表現を使って説明するなどの意思疎通の 配慮を行う。	
1761	10	利用者の通院先を探すのは本当に大変です。障がい者歯科診療所の様な各科ごとの専門枠を増やして欲しい	
1762	10	障がいのある方と接する機会を持ち、その人を知ってもらうことで偏見や差別は少なくなるのではないか。	
1763	10	障がい者よりも、 <u>一人の人間</u> としての存在を理解して欲しい。	
1764	10	一般の人が障がい者への関心や理解が少ないため、公共施設の職員等を中心に勉強会等を 多く行って欲しい。	
1765	10	都会の公共施設等では、職員等についても障がい者に対しての教育をされているが、一般 人の理解度がまだまだ乏しい感じがしている。幼児教育から障がい者に対しての教育を取 り組んでいくことが大事でだと思う。	

1766	10	必要以上に介助されたり、お願いしていないことまで手伝ってくれる状況もある。障がい者側も「~を手伝ってください」等発信する、発信できるようにする。(カードなどの使用)	
1767	10	障がいについての知識がないことも差別につながっていると思われる。 <u>学校で障がいについての授業をしたり、健常者と障がい者が触れ合う機会を増やす、セミナー・研修の開催等で多くの人に障がいについての理解を深めてもらいたい。</u>	
1768	10	学校教育の必要性。障害者に対し、正しい知識を得て、社会との関わり方を学ぶべき。	
1769	10	お互いに意識し合わない事。	
1770	10	障害者、特に知的障害者と接する機会の少ない人達が障害者の突発的な行動にビックリしたり、避けてしまいたくなるのは、障害の特性を、その人を知らないからだと思います。 もっと障害のある方と接する機会を設け、理解して貰う時間や場所があればいいと思う。	
1771	10	障害があるから何をしても良い訳ではなく、ルールを理解して生活する必要があると思われる。その上で支援者は周りの迷惑を掛けない様な配慮が求められると思う(身なり・行為など)	
1772	10	障害者が余暇活動などで、積極的に地域に出ていく事が差別の解消・合理的配慮の形成に繋がると思われる。	
1773	10	障害者が困っていると思われる時には、まずは声を掛けて、手伝いの必要性を確認してから、対応する合理的配慮。	
1774	10	パニックを起こした時に静かに休憩できる場所を設ける。	
1775	10	・今、健康な人もいつ障がいになるかわからない状況の中、社会全体が障がいについての理解を深め、お互いに出来ることをする。感謝をする。相手を思いやることが出来るように家庭の中で話し合う機会を増やす。・温かい家庭の中で、幸せを感じて育つ子どもが増えることがたくましい社会の基礎となると感じる。(日本の家庭を見直して欲しい。)・幼児のうちから自分との違いがある人たちと出会い、お互いに受け入れあう機会を増やす。 ・社会参加を目指し社会のマナーやルールを家庭で伝える意識を持ち、何かに依存するのではなく本当の意味の共生の中の自立について障害者(その家族)と社会が語り合う場が増えれば良いと思う。 ・事件の中に加害者が障害を持っていたなどの記述があると心が痛い。きっとそうなりたくてそうしたくてしているわけではない。無理解の中で過ごし、どうしたらいいのか分からないだけ。だからこそ、生きにくさを持っている人のサポートが出来る世の中であって欲しい。	
1776	10	小学校や中学校で、障害についての授業を行なって、自閉症や発達障害の人との関わり方 や苦手なことなどについて学んだり、理解する機会があると良い。	
1777	10	特別支援学校、特別支援級の特別があることで親も子も抵抗感がある。枠は必要だが、もっとよりそった表現が必要	

1778	10	発達障害は目にはわかりにくく、『しつけがなってない』と捉えられてしまいがちなので、外出先を限られてしまう。幼少期から偏見を持たずに一緒に過ごせるよう幼稚園などでも専門的な知識のある先生を配置したり学校の授業でも、もっと発達障がいについて勉強する機会をつくってほしい。
1779	10	「前例がないのでできない」「OOだけ特別扱いはできない」は言わないでほしい、無理だとしても少しでもその子が生活しやすくなるような協力体制をとってもらいたい
1780	10	障がい者優先という名ばかりの実態よりも、健常者が障がいのある人を見かけ、手助けしてあげればよいと思います。
1781		どこに行っても親切にしてくださり、助かっている。障がい者用トイレが少なく困っている。障がい者用トイレに改装する場合は、補助金が出るなどの制度があると助かる。トイレが狭いため、入店できないことがある。

資料編

1	障害者差別解消法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P149
2	障害者基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P158
3	障害者権利条約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P176

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二 十条)
- 第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)
- 第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身 の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的 障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所 轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四 十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で 定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定 する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で 定める機関を除く。)
 - 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。) の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別 の機関で、政令で定めるもの
 - へ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条 第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第 二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる 業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体 及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の青務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする 差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければな らない。

(国民の青務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の 解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与する よう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の 整備)

- 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
 - 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ 一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方 針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
 - 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者 その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害 者政策委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、 基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と 不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならな い。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

- 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条 に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切 に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員 対応要領」という。)を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第 七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人 の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条にお いて「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職 員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めると きは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は 助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの 障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする 差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を 図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内 外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の 収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する 特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、 前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする 差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業 を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、 政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二 十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附 則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

- 第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本 方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施 行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六 条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- 第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前において も、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することが できる。
- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- 第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、 対応指針を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十 一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項 に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り 方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第 六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

障害者基本法

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

最終改正: 平成二五年六月二六日法律第六五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十五年六月二十六日法律第六十五号(未施行)

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策(第十四条—第三十条)

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策(第三十一条)

第四章 障害者政策委員会等(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会 生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に おける事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

- 第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権 を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有す ることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
- ー 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加 する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

- 第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過 重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施につ いて必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為 の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係 を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

- 第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化 その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。
- 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体 等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努め なければならない。

(施策の基本方針)

- 第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態 及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければな らない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たつては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。 (障害者基本計画等)
- 第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を 踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害 者計画」という。)を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、 障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第一項の合議制の機 関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第四項の合議制の機関を 設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見 を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府 県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用 する。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要 な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たつ ては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずる ものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日 常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、 身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及 び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。 (療育)
- 第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有す る職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に 応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保する よう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介 の実施その他必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策 に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。
- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。 (住宅の確保)
- 第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を 促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び 社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施 設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような 施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。
- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が 総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、 並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及 びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の 利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成 及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置 その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たつ ては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

- 第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応 ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図 るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支 援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、 又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要 な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営む ことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及 び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。 (消費者としての障害者の保護)

- 第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。
- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査 又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備そ の他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続 その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行 政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑 に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進する ため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努め るものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究 を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策を きめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

- 第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会(以下「政策委員会」という。)を置く。
- 2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係 各大臣に対し、意見を述べること。
- 三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理 大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について 政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

- 第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。
- 2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに 学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成について は、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができ ることとなるよう、配慮されなければならない。

- 3 政策委員会の委員は、非常勤とする。
- 第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

- 第三十六条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、 審議会その他の合議制の機関を置く。
- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を 調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で 定める。
- 4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規 定する事項を処理すること。

- 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整 を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。
 - (経過措置)
- 5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員 その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて 存続するものとする。

公務員制度審議会	総務庁
恩給審査会	
地域改善対策協議会	
青少年問題審議会	
統計審議会	
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省

中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会	農林水産省
沿岸漁業等振興審議会	
林政審議会	
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一二月三日法律第九四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第七条の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七条の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条第二項及び第四項の改正規定、第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第七条の次に一条を加える改正規定の施行の際現に策定されている障害者のための施策に関する国の基本的な計画であって、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総

合的かつ計画的な推進を図るためのものは、その法律による改正後の障害者基本法の規定により 策定された障害者基本計画とみなす。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、 これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の 視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの とする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の 規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月四日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条(内閣府設置法(平成十一年 法律第八十九号)第三十七条第三項の表の改正規定に限る。)の規定は公布の日から起算して一 年を超えない範囲内において政令で定める日から、第三条の規定は平成十九年四月一日から施 行する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、 障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を 加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年八月五日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第四条、第五条(同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第八条 第二項及び第九条(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条第二項の表の改正 規定に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定 める日

(検討)

- 第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

- 第八条 地方自治法改正法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前二条の規定は、 適用しない。
- 2 地方自治法改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合(前項に規定する場合を除く。)には、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害のある人の権利に関する条約 仮訳

川島聡=長瀬修仮訳(2008年5月30日付)

【凡例】

- 1. この川島=長瀬仮訳 (2008 年 5 月 30 日付) は、2006 年 12 月 13 日に国連総会で採択された"Convention on the Rights of Persons with Disabilities"と"Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities"の全文仮訳である。この仮訳の訳出に当たり、2007 年 2 月 19 日時点で、国連のウェブサイト (http://www.un.org/esa/socdev/enable/plenaryofga06.htm, visited 19 February 2007) に掲載されていた"True Certified Copies"の英語正文を基本的に利用するとともに、必要に応じて、その仏語正文・西語正文を利用した。なお、この仮訳は、日本障害フォーラムのホームページ (http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/) 等で公表した従前の仮訳(2007 年 3 月 29 日付、2007 年 10 月 29 日付)を改訂したものである。
- 2. この仮訳は、各種条約集その他の関係諸文献を参考にしたが、日本が締約国の条約の中に類似した表現があるものについては、公定訳に合わせたものもあれば、そうではないものもある。後者の例として、公定訳では一般に「適当な」と訳されている"appropriate"を本仮訳では「適切な」と訳したり、公定訳では「女子」「児童」と訳されている部分を「女性」「子ども」と訳したりした。また、この仮訳の作成に当たり、「障害者の権利に関する条約」の日本政府仮訳も参考にした

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf, visited 11 October 2007)

3. この条約の選択議定書の正文には条文見出しがないが、訳者が亀甲括弧 [] 内に条文見出しを補った。また、亀甲括弧 [] 内には、別の翻訳可能性のある言葉を補った。例えば、障害〔ディスアビリティ〕や監視〔モニタリング〕等のようにカタカナ表記を補った場合や、ライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕等のように英語正文のカタカナ表記に仏西正文の訳語を補った場合などがある。

【謝辞】

この仮訳の作成に当たり、大変多くの方々から貴重な御助言・御協力をさまざまな機会に頂戴いたしました。心より感謝を申し上げます。

【条文見出し一覧】

障害のある人の権利に関する条約

1	
HII	∇
נים	\sim

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 一般原則
- 第4条 一般的義務
- 第5条 平等及び非差別 [無差別]
- 第6条 障害のある女性
- 第7条 障害のある子ども
- 第8条 意識向上
- 第9条 アクセシビリティ
- 第10条 生命に対する権利
- 第11条 危険のある状況及び人道上の緊急事態
- 第12条 法律の前における平等な承認
- 第13条 司法へのアクセス
- 第14条 身体の自由及び安全
- 第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
- 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由
- 第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護
- 第18条 移動の自由及び国籍
- 第19条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン
- 第20条 個人の移動性
- 第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス
- 第22条 プライバシーの尊重
- 第23条 家庭及び家族の尊重
- 第 24 条 教育
- 第 25 条 健康
- 第26条 ハビリテーション及びリハビリテーション
- 第27条 労働及び雇用
- 第28条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護
- 第29条 政治的及び公的活動への参加
- 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
- 第31条 統計及びデータ収集
- 第32条 国際協力
- 第33条 国内的な実施及び監視〔モニタリング〕
- 第34条 障害のある人の権利に関する委員会
- 第35条 締約国の報告
- 第36条 報告の検討
- 第37条 締約国と委員会との協力
- 第38条 委員会と他の機関との関係
- 第39条 委員会の報告
- 第40条 締約国会議
- 第41条 寄託先
- 第 42 条 署名
- 第43条 拘束されることについての同意
- 第44条 地域的な統合のための機関
- 第 45 条 効力発生
- 第 46 条 留保
- 第47条 改正

第48条 廃棄

第49条 アクセシブルな様式

第 50 条 正文

障害のある人の権利に関する条約の選択議定書

- 第1条 [個人通報についての委員会の権限]
- 第2条 [通報を受理できない場合]
- 第3条〔関係国への照会〕
- 第4条〔暫定措置〕
- 第5条 [通報の検討]
- 第6条〔委員会の調査〕
- 第7条 [調査に応えて講じた措置]
- 第8条 [第6条及び第7条に対する適用除外宣言]
- 第9条〔寄託先〕
- 第10条〔署名〕
- 第11条〔拘束されることについての同意〕
- 第12条 [地域的な統合のための機関]
- 第13条〔効力発生〕
- 第 14 条〔留保〕
- 第15条〔改正〕
- 第16条 [廃棄]
- 第17条〔アクセシブルな様式〕
- 第18条〔正文〕

障害のある人の権利に関する条約

前文

この条約の締約国は、

- (a) 世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものとして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及 び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利を認める国際連合憲章において宣明された原則を想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての者はいかなる区別もなしに同 宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを 認め、
- (c) すべての人権及び基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関連性、並びに障害のある人に 対してすべての人権及び基本的自由の差別のない完全な享有を保障する必要性を再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる 形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及 び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、子どもの権利に関する条約 並びにすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害〔ディスアビリティ〕が形成途上にある〔徐々に発展している〕概念であること、また、障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害のある人の機会均等化に関する基準規則に規定する原則及び政策 指針が、障害のある人の機会を一層均等化するための国内的、地域的及び国際的な政策、立案、計画及び 行動の促進、形成及び評価に影響を及ぼすに当たり重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害問題の主流化が重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対しても障害に基づく差別が人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであること を認め、
- (i) 更に、障害のある人の多様性を認め、
- (j) 障害のあるすべての人(一層多くの支援を必要とする障害のある人を含む。)の人権を促進し及び保護する必要性を認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害のある人が、世界のすべての地域において、社会の 平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (1) あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活状況を改善するために国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害のある人が、地域社会の全般的な福利及び多様性に対して既に又は潜在的に貴重な貢献をしていることを認め、また、障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、障害のある人の帰属意識が高められること並びに社会の人間的、社会的及び経済的開発並びに貧困の根絶に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害のある人にとって、その個人の自律及び自立(自ら選択する自由を含む。)が重要であることを認め、
- (o) 障害のある人が、政策及び計画(障害のある人に直接関連のある政策及び計画を含む。)に係る意思決 定過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的、先住的若しくは社会的 出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害のある人 の置かれた困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女性及び少女が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、子どもの権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力にジェンダーの視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害のある人の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、これに関しては、障害のある人に及ぼす貧困の悪影響に取り組むことが緊要であることを認め、
- (u) 国際連合憲章に規定する目的及び原則の完全な尊重並びに適用のある人権文書の遵守に基づく平和及 び安全の状況が、障害のある人、特に武力紛争下及び外国の占領下の障害のある人の完全な保護に不可欠

であることに留意し、

- (v) 障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たり、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健〔健康〕及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと、並びに国際人権章典において認められる権利の促進及び遵守のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、
- (y) 障害のある人の権利及び尊厳を促進し及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国の双方において、障害のある人の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと、並びに市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野への障害のある人の平等な機会を伴う参加を促進することを確信して、

次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、 保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。

第2条 定義

この条約の適用上、

「コミュニケーション〔意思伝達・通信〕」とは、筆記〔文字言語〕、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式(アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕を含む。)とともに、言語、文字表示〔文字表記〕、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、 文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自 由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づ く差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなしに、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。「ユニバーサルデザイン」は、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた補装具〔補助器具〕が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び人の自立に対する尊重
- (b) 非差別〔無差別〕
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン
- (d) 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環及び人類の一員としての障害のある人の受容
- (e) 機会の平等 [均等]
- (f) アクセシビリティ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のすべての人権及び基本的自

由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利を実施するため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置を とること。
- (b) 障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべて の適切な措置(立法措置を含む。)をとること。
- (c) すべての政策及び計画において、障害のある人の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約に合致しないいかなる行為又は慣行をも差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従い 行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別をも撤廃するためのすべての適切な措置をとること。
- (f) 第2条に定めるユニバーサルデザインを用いた物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設についての研究及び開発を開始し又は促進すること。この場合において、これらの物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設は、障害のある個人に特有の必要〔ニーズ〕を満たすため、それらの供給及び使用を促進するため並びに基準及び指針の策定の際のユニバーサルデザインの採用を促進するため、可能な限り最小の調整及び最小の費用を要するものとすべきである。
- (g) 負担可能な費用の技術 [機器]を優先して、障害のある人に適した新たな技術 [機器] (情報通信技術 [情報通信機器]、移動補助具、補装具 [補助器具] 及び支援技術 [支援機器] を含む。) についての研究 及び開発を開始し又は促進すること、並びにそのような新たな技術 [機器] の供給及び使用を促進すること
- (h) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕(新たな技術〔機器〕を含む。)に関する並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設〔設備〕に関するアクセシブルな情報を障害のある人に提供すること。
- (i) この条約において認められる権利により保障される支援及びサービスを一層効果的に提供するため、障害のある人と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する訓練を促進すること。
- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段〔資源〕の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとることを約束する。ただし、この規定は、この条約に含まれる義務であって国際法に基づいて即時的に適用可能なものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策を策定し及び実施するに当たり、並びに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人(障害のある子どもを含む。)を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、障害のある人の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し又は逸脱してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第5条 平等及び非差別〔無差別〕

- 1 締約国は、すべての者が、法律の前及び下において平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等な 保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害のある人に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し及び差別を撤廃するため、合理的配慮が行われることを確保するためのすべての 適切な措置をとる。
- 4 障害のある人の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特定の措置は、この条約に定める差別と解してはならない。

第6条 障害のある女性

- 1 締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、 障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措 置をとる。
- 2 締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第7条 障害のある子ども

- 1 締約国は、障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。
- 2 障害のある子どもに関するあらゆる決定において、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある子どもが、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を有することを確保する。この場合において、障害のある子どもの意見は、他の子どもとの平等を基礎として、その年齢及び成熟度に応じて十分に考慮されるものとする。締約国は、また、障害のある子どもが、当該権利を実現〔行使〕するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。

第8条 意識向上

- 1 締約国は、次のための即時的、効果的かつ適切な措置をとることを約束する。
- (a) 障害のある人の置かれた状況に対する社会全体(家族を含む。)の意識の向上、並びに障害のある人の 権利及び尊厳に対する尊重の促進
- (b) あらゆる生活領域における障害のある人に対する固定観念、偏見及び有害慣行(性及び年齢を理由とするものを含む。)との闘い
- (c) 障害のある人の能力及び貢献に対する意識の促進
- 2 このため、締約国が講ずる措置には、次のことを含む。
- (a) 次のために、効果的な公衆啓発活動を開始し及び維持すること。
 - (i) 障害のある人の権利を受容する態度の育成
 - (ii) 障害のある人に対する肯定的認識及び一層高い社会的意識の促進
 - (iii) 障害のある人の技能、功績及び能力並びに職場及び労働市場への貢献に対する認識の促進
- (b) すべての段階の教育制度、特に幼年期からのすべての子どもの教育制度において、障害のある人の権利 を尊重する態度を促進すること。
- (c) すべての媒体〔メディア〕機関が、この条約の目的に合致するように障害のある人を描写するよう奨励すること。
- (d) 障害のある人及びその権利に対する意識を向上させるための訓練計画を促進すること。

第9条 アクセシビリティ

- 1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信技術[情報通信機器]及び情報通信システムを含む。)、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設〔設備〕及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設〔設備〕(学校、住居、医療施設〔医療設備〕及び職場を 含む。)
- (b) 情報サービス、通信サービスその他のサービス(電子サービス及び緊急時サービスを含む。)
- 2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。
- (a) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスのアクセシビリティに関する最低基準及び指針 を策定し及び公表すること、並びにこれらの最低基準及び指針の実施を監視〔モニター〕すること。
- (b) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人にとって のアクセシビリティのあらゆる側面を考慮に入れることを確保すること。
- (c) 障害のある人が直面するアクセシビリティに係る問題についての訓練をすべての関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕において、点字表示及び読みやすく理解しやすい形式の表示 を提供すること。
- (e) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス [人又は動物による支援]及び媒介者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。)のサービスを提供すること。
- (f) 障害のある人が情報にアクセスすることを確保するため、障害のある人に対する他の適切な形態の援助 及び支援を促進すること。
- (g) 障害のある人が新たな情報通信技術 [情報通信機器] 及び情報通信システム (インターネットを含む。) にアクセスすることを促進すること。
- (h) 早い段階において、アクセシブルな情報通信技術 [情報通信機器] 及び情報通信システムに関する設計、

開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、すべての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認し、また、障害のある人が他の者との平等を基礎として当該権利を効果的に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

第 11 条 危険のある状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法に基づく義務に従い、危険のある状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)における障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる。

第12条 法律の前における平等な承認

- 1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを 再確認する。
- 2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に対応し及び適合すること、可能な限り最も短い期間に適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に服することを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害のある人の権利及び利益に及ぼす影響の程度に対応したものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第13条 司法へのアクセス

- 1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続(調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。)において直接及び間接の参加者(証人を含む。)として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。
- 2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適切な訓練を促進する。

第14条 身体の自由及び安全

- 1 締約国は、次のことを確保する。
- (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、身体の自由及び安全についての権利を享有すること。
- (b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自由を不法に又は恣意的に奪われないこと、いかなる 自由の剥奪も法律に従い行われること、及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在により正当 化されないこと。
- 2 締約国は、障害のある人が、いずれの手続を通じても自由を奪われた場合には、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること、並びにこの条約の趣旨及び原則に従い取り扱われること(合理的配慮を行うことによるものを含む。)を確保する。

第 15 条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害のある人が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることを、他の者との平等を基礎として防止するため、すべての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待(これらのジェンダーを理由とする状況を含む。)から障害のある人を保護するためのすべての適切な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 締約国は、また、搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し及び報告する方法に関する情報及び教育を

提供すること等を通じて、特に、障害のある人並びにその家族及び介助者に対してジェンダー及び年齢を考慮した適切な形態の援助及び支援を行うことを確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、保護サービスが年齢、ジェンダー及び障害を考慮したものであることを確保する。

- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害のある人向けのすべての施設 〔機関・設備〕及び計画が、独立した当局により効果的に監視〔モニター〕されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害のある人の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰〔社会的再統合〕を促進するためのすべての適切な措置(保護サービスの提供によるものを含む。)をとる。このような回復及び復帰は、障害のある人の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を促進する環境において行われるものとし、ジェンダー及び年齢に特有の必要〔ニーズ〕を考慮に入れる。
- 5 締約国は、障害のある人に対する搾取、暴力及び虐待の事案が明らかにされ、調査〔捜査〕され、かつ、 適切な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策(女性及び子どもに重点を置いた法 令及び政策を含む。)を策定する。

第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護

障害のあるすべての人は、他の者との平等を基礎として、その身体的及び精神的なインテグリティ〔不可侵性〕を尊重される権利を有する。

第18条 移動の自由及び国籍

- 1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、移動の自由、居所を選択する自由及び国籍についての権利を認めるものとし、特に次のことを確保する。
- (a) 障害のある人が、国籍を取得し及び変更する権利を有すること、並びにその国籍を恣意的に又は障害を 理由として奪われないこと。
- (b) 障害のある人が、国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し及び利用する法的資格、 又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされることのある関連手続(出入国手続等)を行う法的資格を、障害を理由として奪われないこと。
- (c) 障害のある人が、いずれの国(自国を含む。)からも離れる自由を有すること。
- (d) 障害のある人が、自国に入国する権利を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。
- 2 障害のある子どもは、出生の後直ちに登録されるものとする。障害のある子どもは、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、可能な限りその親を知りかつその親によって養育される権利を有する。

第 19 条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

- (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。
- (b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの 孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス (パーソナル・アシスタンスを含む。) にアクセスすること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

第20条 個人の移動性

締約国は、障害のある人が可能な限り自立〔自律〕して移動することを確保するための効果的な措置をとるものとし、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担可能な費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害のある人が、質の高い移動補助具、補装具〔補助器具〕、支援技術〔支援機器〕、ライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者のサービスにアクセスすることを、特に、これらを負担可能な費用で利用可能なものとすることにより容易にすること。
- (c) 障害のある人に対し及び障害のある人と共に行動する専門職員に対し、移動技能の訓練を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を生産する主体が、障害のある人の移動の

あらゆる側面を考慮に入れるよう奨励すること。

第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第2条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブル な様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。
- (c) 一般公衆にサービス (インターネットによるものを含む。) を提供する民間主体が、情報及びサービス を障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するよう勧奨すること。
- (d) 大衆媒体 [マス・メディア] (インターネットで情報を提供する主体を含む。) が、そのサービスを障害 のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

第22条 プライバシーの尊重

1 障害のあるいかなる人も、居住地又は生活様式のいかんを問わず、そのプライバシー、家族、家庭又は通信その他の形態のコミュニケーションを恣意的に若しくは不法に干渉され、又は名誉及び信用を不法に攻撃されることはない。障害のある人は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害のある人の個人情報、健康に関連する情報及びリハビリテーションに関連する情報についてのプライバシー〔秘密性〕を保護する。

第23条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び親族関係に係るすべての事項に関し、 障害のある人に対する差別を撤廃するための効果的かつ適切な措置をとるものとし、次のことを確保する。
- (a) 婚姻をすることのできる年齢にある障害のあるすべての人が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし及び家族を形成する権利を認めること。
- (b) 障害のある人が、子どもの数及び出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利、並びにその年齢に 適した方法で生殖・出産及び家族計画に関する情報及び教育にアクセスする権利を認めること。また、障 害のある人がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供すること。
- (c) 障害のある人 (障害のある子どもを含む。)が他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。 2 締約国は、子どもの後見、監督、管財、養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合には その制度についての障害のある人の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子どもの最善の利益 は至上である。締約国は、障害のある人が子どもの養育についての責任を遂行するに当たり、その者に対し て適切な援助を与える。
- 3 締約国は、障害のある子どもが家族生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現するため並びに障害のある子どもの隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある子ども及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、子どもがその親の意思に反してその親から分離されないことを確保する。ただし、権限のある 当局が、司法の審査に従うことを条件として、適用のある法律及び手続に従い、その分離が子どもの最善の 利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、子どもは、その子どもの 障害又は一方若しくは両方の親の障害を理由として親から分離されない。
- 5 締約国は、最も近い関係にある家族〔親及び兄弟姉妹〕が障害のある子どもを監護〔ケア〕することができない場合には、より広い範囲の家族の中で代替的な監護〔ケア〕を提供し、また、これが不可能なときは、地域社会の中の家庭的な環境で代替的な監護[ケア]を提供するためのすべての努力を行うことを約束する。

第 24 条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするものを確保する。
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由 及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達さ

せること。

- (c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1 の権利を実現するに当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を 理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質 の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。
- (c) 各個人の必要 [ニーズ] に応じて合理的配慮が行われること。
- (d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度の下で受けること。
- (e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害のある人が教育制度及び地域生活に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適切な措置をとる。
- (a) 点字、代替文字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式、並びに歩行技能の 習得を容易にすること。また、ピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕及びピア・メンタリング 〔障害のある人相互による助言・指導〕を容易にすること。
- (b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること。
- (c) 盲人、ろう者又は盲ろう者(特に子どもの盲人、ろう者又は盲ろう者)の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1 の権利の実現を確保することを容易にするため、手話又は点字についての適格性を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用するための並びに教育のすべての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる。この訓練には、障害に対する意識の向上、適切な拡大代替[補助代替]コミュニケーションの形態、手段及び様式の使用、並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。
- 5 締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する。

第 25 条 健康

締約国は、障害のある人が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害のある人がジェンダーを考慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)にアクセスすることを確保するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担可能な費用の保健サービス(性及び生殖に関する保健サービス、並びに地域社会の公衆衛生計画を含む。)を提供すること。
- (b) 障害のある人が特にその障害のために必要とする保健サービスを提供すること。当該保健サービスには、 適切な場合には早期発見及び早期介入 [早期治療] が含まれるとともに、二次障害 [新たに出現する障害]、 特に子ども及び高齢者の二次障害を最小にし及び予防するためのサービスが含まれる。
- (c) 当該保健サービスを、障害のある人自身が属する地域社会(農村を含む。)に可能な限り近くで提供すること。
- (d) 保健の専門家に対し、他の者と同一の質の医療〔ケア〕(特に、十分な説明に基づく自由な同意に基づいたもの)を障害のある人に提供するよう要請すること。このため、締約国は、特に、障害のある人の人権、尊厳、自律及び必要〔ニーズ〕に対する意識が高められるように、公的及び私的な保健部門のために訓練活動を先導し及び倫理規則を普及する。
- (e) 健康保険及び国内法において生命保険が認められている場合には生命保険が障害のある人に対して公正かつ妥当な方法で提供されるものとし、これらの保険の提供に当たり障害のある人に対する差別を禁止すること。
- (f) ヘルス・ケア若しくは保健サービス又は食料若しくは飲料の提供が障害に基づいて差別的に拒否される ことを防止すること。

第 26 条 ハビリテーション及びリハビリテーション

- 1 締約国は、障害のある人が、最大限の自立〔自律〕、十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成しかつ維持することを可能とするため、特にピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕を活用して、効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は、特に保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的〔多様〕なサービス及び計画を企画し、強化し及び拡張する。この場合において、これらのサービス及び計画は、次のとおりとする。
- (a) 可能な限り最も早い段階で開始すること、並びに個人の必要〔ニーズ〕及び能力〔長所〕に関する学際 的な評価に基づくこと。
- (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への障害のある人の参加及びインクルージョンを容易にするものであること、障害のある人により任意〔自由〕に受け入れられるものであること、並びに障害のある人により自己の属する地域社会(農村を含む。)に可能な限り近くで利用されることができること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期訓練及び継続訓練の充実を促進する。
- 3 締約国は、障害のある人向けの補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕であって、ハビリテーション及びリハビリテーションを容易にするものの供給、知識及び使用を促進する。

第27条 労働及び雇用

- 1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。この権利には、障害のある人にとって開かれ、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置(立法措置を含む。)をとることにより、障害のある人(雇用の過程で障害を持つこととなった者を含む。)のために労働についての権利の実現を保障し及び促進する。
- (a) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。)に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
- (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件(平等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。)、安全かつ健康的な作業条件(いやがらせ〔ハラスメント〕からの保護を含む。)及び苦情救済についての障害のある人の権利を保護すること。
- (c) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、職業上の権利及び労働組合の権利を行使することができることを確保すること。
- (d) 障害のある人が、一般公衆向けの技術指導及び職業指導に関する計画、職業紹介サービス並びに継続的な職業訓練サービスに効果的にアクセスすることを可能とすること。
- (e) 労働市場における障害のある人の雇用機会及び昇進を促進すること。また、障害のある人が職業を求め、 それに就き、それを継続し及びそれに復帰する際の支援を促進すること。
- (f) 自己雇用〔自営〕の機会、企業家精神〔アントレプレナーシップ〕、協同組合の組織及び自己の事業の開始〔起業〕を促進すること。
- (g) 公的部門において障害のある人を雇用すること。
- (h) 適切な政策及び措置を通じて、民間部門における障害のある人の雇用を促進すること。これらの政策及び措置には、積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。
- (i) 職場において障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保すること。
- (i) 障害のある人が開かれた労働市場において職業経験を得ることを促進すること。
- (k) 障害のある人の職業リハビリテーション及び専門リハビリテーション、職業維持並びに職場復帰の計画 を促進すること。
- 2 締約国は、障害のある人が奴隷状態又は隷属状態に置かれないこと及び強制的又は義務的労働から他の者との平等を基礎として保護されることを確保する。

第 28 条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護

- 1 締約国は、自己及びその家族の適切〔十分〕な生活水準(適切〔十分〕な食料、衣類及び住居を含む。)についての並びに生活条件の不断の改善についての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利を障害に基づく差別なしに実現することを保障し及び促進するための適切な措置をとる。
- 2 締約国は、社会保護についての障害のある人の権利及びこの権利を障害に基づく差別なしに享有することについての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し及び促進するための適切な措置をとる。これには、次の措置を含む。
- (a) 障害のある人が、清浄な水に平等にアクセスすることを確保するための措置、並びに障害のある人が、

障害に関連する必要〔ニーズ〕に係る適切かつ負担可能なサービス、補装具〔補助器具〕その他の支援に アクセスすることを確保するための措置

- (b) 障害のある人、特に、障害のある女性及び少女並びに障害のある高齢者が、社会保護計画及び貧困削減 計画にアクセスすることを確保するための措置
- (c) 貧困の状況下で生活している障害のある人及びその家族が、障害に関連する費用をまかなうための国の援助(適切〔十分〕な訓練、カウンセリング、財政援助及びレスパイト・ケアを含む。)にアクセスすることを確保するための措置
- (d) 障害のある人が、公的な住宅供給計画にアクセスすることを確保するための措置
- (e) 障害のある人が、退職に関する給付及び計画に平等にアクセスすることを確保するための措置

第29条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害のある人に対し、政治的権利の享有及びこの権利を他の者との平等を基礎として行使する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことにより、障害のある人が、直接に又は自由に選んだ代表を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること(障害のある人が投票し及び選挙される権利及び機会を含む。)を確保すること。
 - (i) 投票の手続、施設〔設備〕及び資料が適切であること、アクセシブルであること並びに理解し及び利用しやすいことを確保すること。
 - (ii) 適切な場合には、支援技術〔支援機器〕及び新たな技術〔機器〕の使用を容易にすることにより、障害のある人が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票により投票する権利、選挙に立候補する権利、並びに政府のすべての段階において効果的に公職に就き及びすべての公務を遂行する権利を保護すること。
 - (iii) 選挙人としての障害のある人の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害のある人の要請に応じて、障害のある人自身により選ばれた者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加すること のできる環境を積極的に促進すること。また、障害のある人が政治に参加することを奨励すること。政治 への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加すること、並びに政党の活動 及び運営に参加すること。
 - (ii) 国際的、国内的、地域的及び地方的な段階において、障害のある人を代表するための障害のある人の 団体を結成し、及びこれに加入すること。

第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。
- (a) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、文化的作品へのアクセスを享受すること。
- (b) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化的な活動へのアクセスを享受すること。
- (c) 障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受し、また、可能な限度において国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。
- 2 締約国は、障害のある人が、自己の利益のためのみでなく社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法令が文化的作品への障害のある人のアクセスを妨げる 不合理な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。
- 4 障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的なアイデンティティ(手話 及びろう文化を含む。)の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とするため、次のことのための適切な措置をとる。
- (a) 障害のある人が、あらゆる段階における主流〔一般〕のスポーツ活動に可能な最大限の範囲内で参加することを奨励し及び促進すること。
- (b) 障害のある人が、障害に特有のスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、発展させ及びこれに参加する機会を有することを確保すること。また、このため、適切な指導、訓練及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
- (c) 障害のある人が、スポーツ及びレクリエーションの開催地並びに観光地にアクセスすることを確保する

こと。

- (d) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツ の活動(学校制度におけるこれらの活動を含む。)に参加することができることを確保すること。
- (e) 障害のある人が、レクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に責任を負う者及び団体によるサービスにアクセスすることを確保すること。

第31条 統計及びデータ収集

- 1 締約国は、この条約を実現するための政策を形成し及び実施することを可能とするための適切な情報(統計及び研究データを含む。)を収集することを約束する。締約国は、この情報を収集し及び保存する過程において、次の事項を遵守しなければならない。
- (a) 障害のある人の秘密性の保持及びプライバシーの尊重を確保するための法定の保護(データ保護に関する法令を含む。)
- (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範、並びに統計の収集及び利用に関する倫理原則
- 2 この条の規定に従い収集された情報は、適切な場合には分類されるものとし、この条約に基づく締約国の 義務の履行の評価に役立てるために並びに障害のある人がその権利を行使する際に直面する障壁を明らかに し及び当該障壁に取り組むために用いられる。
- 3 締約国は、これらの統計の普及についての責任を負うものとし、障害のある人及び他の者がこれらの統計 にアクセスすることができることを確保する。

第32条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認識し、また、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会(特に障害のある人の団体)と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。このような措置には、特に次のことを含むことができる。
- (a) 国際協力(国際的な開発計画を含む。)が、障害のある人にとって、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること。
- (b) 特に、情報、経験、訓練計画及び最良の実践の交換及び共有を通じて、能力形成を容易にしかつ支援すること。
- (c) 研究における協力並びに科学的及び技術的知識へのアクセスを容易にすること。
- (d) 適切な場合には、特に、アクセシブルな支援技術〔支援機器〕へのアクセス及びその共有を容易にする ことにより並びに技術移転を通じて、技術援助及び経済援助を提供すること。
- 2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第33条 国内的な実施及び監視〔モニタリング〕

- 1 締約国は、その制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う1又は2以上の担当部局〔フォーカルポイント〕を政府内に指定する。締約国は、また、異なる部門及び段階におけるこの条約の実施に関連する活動を容易にするため、政府内に調整のための仕組みを設置し又は指定することに十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、その法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し及び監視 [モニター] するための枠組み (適切な場合には、1 又は 2 以上の独立した仕組みを含む。) を自国内で維持し、強化し、指定し又は設置する。締約国は、当該仕組みを指定し又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び機能に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会、特に、障害のある人及び障害のある人を代表する団体は、監視〔モニタリング〕の過程に完全に関与し、かつ、参加する。

第34条 障害のある人の権利に関する委員会

- 1 障害のある人の権利に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、以下に定める任務を行う。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は 12 人の専門家で構成する。委員会の委員は、更に 60 の国が批准し 又は加入した後に 6 人まで増加するものとし、最大で 18 人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名する場合には、第4条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員は、締約国により選出されるものとする。その選出に当たっては、委員が地理的に衡平に配分されること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、ジェンダーの釣合いがとれた代表にすること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れる。

- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により自国民の中から指名された者の名簿の中から 秘密投票により選出される。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、 出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委 員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後は、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、1回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち6人の委員(これらの委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれるものとする。)の任期は、2年で終了する。
- 8 委員会の 6 人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従い、定期的な選挙の場において行うものとする。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由により自己の職務を遂行することができなくなった旨を宣言 した場合には、当該委員を指名した締約国は、当該委員の残任期間中その職務を遂行する他の専門家で、資 格を有し、かつ、この条の関連規定に定める要件を満たすものを任命する。
- 10 委員会は、手続規則を定める。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 13 委員会の委員は、国際連合のための職務を行う専門家の便益、特権及び免除であって、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に定めるものを享受する。

第35条 締約国の報告

- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこの措置によりもたらされた進捗に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に、国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
- 2 その後は、締約国は、少なくとも 4 年ごとに及び委員会が要請するときはいつでも、後続の報告を提出する
- 3 委員会は、報告の内容に適用されるいかなる指針をも決定する。
- 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会への報告を作成する場合には、公開され、かつ、透明性のある過程を通じて報告の作成を検討し、及び第4条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第36条 報告の検討

- 1 各報告は、委員会が検討する。委員会は、当該報告について、適切と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び勧告を関係締約国に送付する。当該締約国は、自国が選択する情報を提供することにより、委員会に回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 2 締約国の報告が提出期限を著しく過ぎている場合には、委員会は、当該締約国に対し、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報に基づいて当該締約国におけるこの条約の実施を審査することが必要である旨を通告することができる。ただし、当該審査は、当該通告の後3箇月以内に当該締約国により関連のある報告が提出されなかったときにのみ行われる。委員会は、当該締約国に対し、この審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連のある報告を提出することにより回答する場合には、1の規定が適用される。
- 3 国際連合事務総長は、1 の報告をすべての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用することができるものとし、当該報告に関連する提案 及び一般的な性格を有する勧告へのアクセスを容易にする。
- 5 委員会は、適切と認める場合には、締約国からの報告に含まれている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画並びに他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第37条 締約国と委員会との協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員会の委員がその任務を果たすことを支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための国内的能力を高める方法及び手段(国際協力を通じたものを含む。)に十分な考慮を払う。

第38条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適切と認める場合には、専門機関及び他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び他の国際連合の機関に対し、これらの任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、人権に関する国際条約が設けた他の関係諸機関それぞれの報告指針、提案及び一般的な性格を有する勧告との整合性を確保するため、並びにそれらの諸機関との任務遂行上の重複を避けるため、適切な場合には、それらの諸機関と協議する。

第39条 委員会の報告

委員会は、その活動につき2年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、締約国から 得た報告及び情報の検討に基づいて提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案 及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載 する。

第 40 条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関するいずれの事案をも審議するため、締約国会議を定期的に開催する。
- 2 締約国会議は、国際連合事務総長がこの条約の効力発生の後6箇月以内に招集する。その後の締約国会議は、国際連合事務総長が2年ごとに又は締約国会議の決定により招集する。

第 41 条 寄託先

この条約の寄託先は、国際連合事務総長とする。

第 42 条 署名

この条約は、2007 年 3 月 30 日に、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第43条 拘束されることについての同意

この条約は、これに署名した国により批准されなければならず、また、これに署名した地域的な統合のための機関により正式確認が行われなければならない。この条約は、これに署名していない国又は地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第44条 地域的な統合のための機関

- 1「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が 規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受けたものをいう。当該機関は、その正式確認書又は加入 書において、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。その後は、当該機関は、その 権限の範囲の実質的な変更を寄託先に通報する。
- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関に進用する。
- 3 次条 1 並びに第 47 条 2 及び 3 の適用上、地域的な統合のための機関によって寄託されるいずれの文書をも数えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその加盟国の数と同数の票を投ずる権利を締約国会議で行使することができる。当該機関は、その加盟国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第 45 条 効力発生

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 20 番目の批准書、正式確認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、正式に確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、この条約は、当該国又は当該機関によりこれらの文書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 46 条 留保

1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

2 留保は、いつでも撤回することができる。

第 47 条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、改正案の審議及び決定のための締約国会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長が、承認のため国際連合総会に提出するものとし、その後は受諾のためすべての締約国に送付する。

- 2 1の規定に従って採択されかつ承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国数の3分の2以上が受諾書を寄託した後30日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、自国の受諾書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。
- 3 締約国会議がコンセンサス方式により決定する場合には、1 の規定に従って採択されかつ承認された改正であって、第34条、第38条、第39条及び第40条に専ら関連するものは、すべての締約国について、当該改正の採択の日における締約国数の3分の2以上の受諾書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

第 48 条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第 49 条 アクセシブルな様式

この条約の本文は、アクセシブルな様式で利用することができるものとする。

第 50 条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

障害のある人の権利に関する条約の選択議定書

この議定書の締約国は、次のとおり協定した。

第1条 [個人通報についての委員会の権限]

1 この議定書の締約国(以下「締約国」という。)は、障害のある人の権利に関する委員会(以下「委員会」という。)が、当該締約国による条約規定の侵害の被害者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人若しくは集団により提出される通報又はこれらの個人若しくは集団のために提出される通報を受理し及び検討する権限を有することを認める。

2 委員会は、この議定書の締約国でない条約の締約国についての通報を受理してはならない。

第2条〔通報を受理できない場合〕

委員会は、次の場合には、通報を受理することができないと判断する。

- (a) 通報が匿名である場合
- (b) 通報が、通報提出の権利の濫用を構成する場合、又は条約の規定と両立しない場合
- (c) 同一の事案が、委員会によりすでに審査された場合、又は国際的な調査若しくは解決のための他の手続により審査されたか若しくは審査されている場合
- (d) 利用可能なすべての国内的な救済措置を尽くしていない場合。ただし、当該救済措置の実施が不当に遅延する場合又は効果的な救済をもたらす可能性に乏しい場合は、この限りでない。
- (e) 通報が、明らかに根拠を欠いている場合、又は十分に立証されていない場合
- (f) 通報の対象となる事実が、関係締約国についてこの議定書が効力を生ずる前に発生した場合。ただし、この議定書が効力を生じた日以降も当該事実が継続している場合は、この限りでない。

第3条 [関係国への照会]

委員会は、前条の規定に従うことを条件として、いずれの通報についても、関係締約国の注意を内密に喚起する。注意を喚起された国は、6箇月以内に、その事案及び当該国がとった救済措置がある場合には当該 救済措置を詳らかにした書面による説明又は声明を委員会に提出する。

第4条〔暫定措置〕

- 1 委員会は、通報が受理されてから本案の決定に至るまでのいつでも、関係締約国に対して、当該締約国による緊急の考慮を促すため、当該通報を行った被害者に生じ得る回復不能な損害を回避するために必要となり得る暫定的な措置を講ずることを求める要請を送付することができる。
- 2 委員会が1の規定に基づく裁量を行使する場合であっても、これは当該通報の受理可能性又は本案についての決定を意味するものではない。

第5条[通報の審査]

委員会は、この議定書に基づき通報を審査する場合には、非公開の会合を開催する。委員会は、通報を審査した後、その提案を、勧告がある場合には勧告とともに、関係締約国及び請願者に送付する。

第6条〔委員会の調査〕

- 1 委員会は、締約国による条約に定める権利の重大な又は系統的な侵害を示す信頼可能な情報を受領した場合には、当該締約国に対し、当該情報に関する審査に協力し及びこのため当該情報に関する見解を提出するよう要請する。
- 2 委員会は、関係締約国により提出され得たすべての見解を、他のあらゆる信頼可能かつ入手可能な情報とともに考慮に入れた上で、1人又は2人以上の委員を指名して調査を行わせ、及び委員会に緊急に報告させることができる。この調査には、正当な根拠及び当該締約国の同意がある場合には、当該締約国の領域への訪問を含めることができる。
- 3 委員会は、2 の調査の結果を審査した後、当該調査結果をその意見及び勧告とともに関係締約国に送付する。
- 4 関係締約国は、委員会により送付された調査結果、意見及び勧告を受領した後 6 箇月以内に、その見解を 委員会に送付する。
- 52の調査は内密に行われるものとし、また、関係締約国の協力はこの手続のすべての段階で求められる。

第7条 [調査に応えて講じた措置]

- 1 委員会は、関係締約国に対し、前条に基づいて行われる調査に応えて当該締約国が講じたいずれの措置の詳細をも、条約第35条に定める報告に記載するよう要請することができる。
- 2 委員会は、必要なときは、前条4に定める6箇月の期間の終了後、関係締約国に対し、調査に応えて当該締約国が講じた措置を委員会に通告するよう要請することができる。

第8条〔第6条及び第7条に対する適用除外宣言〕

各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、委員会が第6条及び前条に規定する権限を有することを認めない旨を宣言することができる。

第9条[寄託先]

この議定書の寄託先は、国際連合事務総長とする。

第10条[署名]

この議定書は、2007年3月30日に、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第11条〔拘束されることについての同意〕

この議定書は、条約を批准し又はこれに加入し、かつ、この議定書に署名した国により批准されなければならない。この議定書は、条約を正式に確認し又はこれに加入し、かつ、この議定書に署名した地域的な統合のための機関により正式確認が行われなければならない。この議定書は、条約を批准し、正式に確認し、又はこれに加入し、かつ、この議定書に署名していない国又は地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第12条〔地域的な統合のための機関〕

- 1「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、条約及びこの議定書が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受けたものをいう。当該機関は、その正式確認書又は加入書において、条約及びこの議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。その後は、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託先に通報する。
- 2 この議定書において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関に準用する。
- 3 次条1及び第15条2の適用上、地域的な統合のための機関によって寄託されるいずれの文書をも数えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその加盟国の数と同数の票を投ずる権利を締約国の会合で行使することができる。当該機関は、その加盟国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第13条〔効力発生〕

- 1 条約の効力発生を条件として、この議定書は、10番目の批准書又は加入書が寄託された後 30 日目の日に 効力を生ずる。
- 2 10 番目の批准書、正式確認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、正式に確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、この議定書は、当該国又は当該機関によりこれらの文書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 14 条〔留保〕

- 1 この議定書の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第 15 条 〔改正〕

- 1 いずれの締約国も、この議定書の改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、改正案の審議及び決定のための締約国の会合の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会合の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会合を招集する。会合において出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長が、承認のため国際連合総会に提出するものとし、その後は受諾のためすべての締約国に送付する。
- 2 1 の規定に従って採択されかつ承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国数の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に効力を生ずる。その後は、いずれの締約国についても、自国の受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

第16条[廃棄]

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第17条 [アクセシブルな様式]

この議定書の本文は、アクセシブルな様式で利用することができるものとする。

第18条 [正文]

この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

人権・倫理委員による編集後記

「差別解消法」が平成28年4月に施行され1年10ヶ月が経ちました。「法律ができて何が変わったのでしょうか?」、今回の実態調査は、当事者やご家族、事業所の職員の生の声がぎっしり詰まっています。この実態調査は、「氷山の一角」だと思います。実際は、もっとひどい差別が存在した又はしているかもしれないのです。

関係者や関係機関等に配布され、様々な立場の方が読むことにより、障がいを持っている方への差別 や偏見が少しずつ解消されることを切に願います。

(さざなみ学園

施設長佐川滋)

今回のアンケートの結果を受け、合理的配慮の内容が多く寄せられた反面、差別的視点がまだ多い現状がありました。国としてもこの法律の主旨の広がりを進めていく必要性を掲げておりますが、私たちも地域に向けて発信していく必要性を実感したところです。私たちにできることはどんなことか、一緒に考えていただける冊子となればと思います。

(福島県ばんだい荘

園長 青柳 百合子)

今年度、人権倫理委員会では2か年計画で「差別解消法施行後の実態調査アンケート」を行いました。 障がいを持たれている方々が地域で生活している中で多くの差別を受けていることが今回の実態調査で 分かりました。また、その反面、多くの方々が合理的配慮をされて助かった、嬉しかったとも答えていただいています。差別を防ぐことはもちろんですが、当事者が嬉しかった・助かったと感じられる実践 の積み重ねが最も必要な取り組みではないでしょうか。今回のアンケート調査がひとり一人の意識の向上につながれば幸いです。

(おおぞらの夢

施設長 松原 篤史)

法律には、不当な取扱いや合理的配慮など、聞き慣れない難しく感じる言葉が並んでいます。他の人から受ける言動で、嫌な思いをしたり、逆に嬉しく感じたりするのは、法律の有無や障がいの有無は関係ありません。人として当たり前の心遣いを持つことができれば、みんなが気持ちよく生活していけると思います。小さい頃に、親や先生から、「他人に優しくしないとダメだよ」「他の人が嫌がることはしないこと!」と言われたのを思い出しました。せっかく出会った者同士、お互いに仲良く明るい気持ちで過ごせるようにしていきたいと、改めて感じています。

(福島県ばんだい荘

総務係長 熊田 智真)

今回差別解消法アンケート、たくさんの方々にご協力を頂きました。ご本人、ご家族、職員の方々とたくさんの声を聴く機会となりました。差別を受けた内容だけではなく、日常生活で嬉しかった合理的配慮や助かった支援に注目してほしいです。ご本人さんの思いがたくさん詰まっています。まだまだ障害者差別解消法が地域社会に広がってないと感じます。多くの方に発信する機会が必要だと思います。まずは手に取り知る、考える時間になれば嬉しいです。

(東洋学園児童部

児童支援員主任 金成 茜)

今回のアンケート調査では、予想以上に多くの方から回答が得られ、皆様の関心の高さを感じました。 当人に差別の意識がなくとも、相手にとっては不快に感じたり、傷ついたりすることがあると思います が、本人やご家族の思いを推し量るのは難しいことです。アンケートを通じて、どんな場所で、どのよ うなことが差別や虐待になるのか、様々な思いをお聞かせいただき、たいへん参考になりました。

(花かつみ豊心園

生活支援員 増戸 健二)

今回、アンケートの集計作業をお手伝いさせて頂きました。まず、驚いたのは膨大な回答数!!その中で、注目したのは、合理的配慮の実例です。その多くは「笑顔で対応してくれた」「行動を待っていてくれた」「声をかけてもらった」など、便利な道具や設備などでの支援ではなく、思いやりの気持ちがあれば誰にでもできることです。一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、障がいのある方にとって、優しい社会を作っていくということは、高齢者や子ども、妊婦など全ての人にとっても優しい社会になっていくと思います。

(父の夢

特別委員 南川美香子)

平成30年1月29日

福島県知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会

古川	彰彦	父の夢	施設長	(県北・郡山地区)
佐川	滋	さざなみ学園	施設長	(県南・いわき地区)
青柳	百合子	ばんだい荘	園長	(会津・県中地区)
松原	篤史	おおぞらの夢	施設長	(県北・郡山地区)
熊田	智真	ばんだい荘	総務係長	(会津・県中地区)
金成	茜	東洋学園児童部	児童支援員主任	(県南・いわき地区)
増戸	健二	花かつみ豊心園	生活支援員	(県北・郡山地区)
南川	美 香子	父の夢	生活支援員	(特別委員)

発行所:福島県知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会事務局

〒960-8164 福島県福島市八木田字並柳 41-3 (父の夢内) TEL 024-545-8058 FAX 024-545-1128